長期優良住宅 認定マニュアル

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

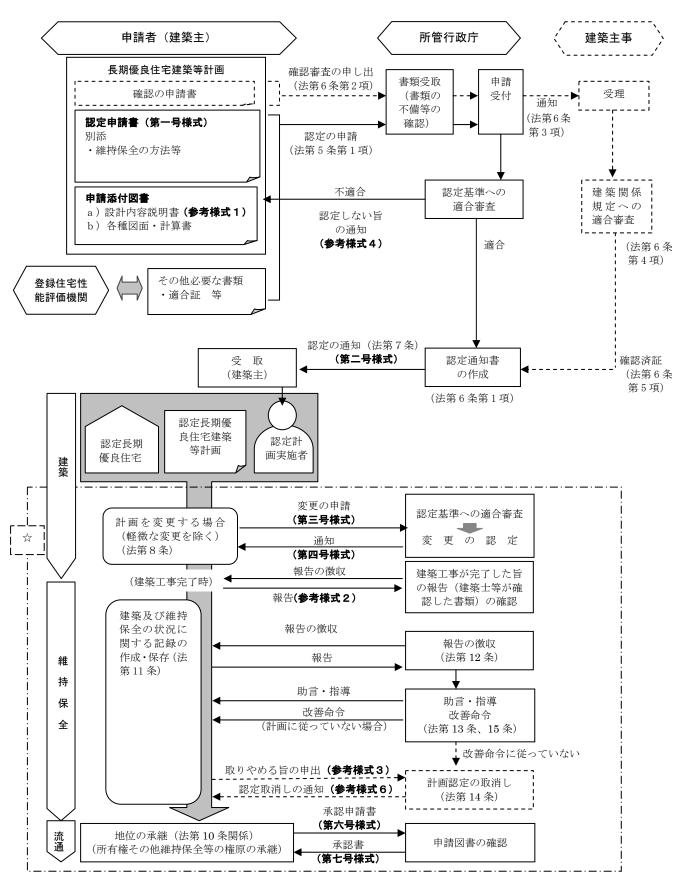
目 次

1章	認定業務の概要	1
1.	認定手続の流れ	2
2.	認定手続きの内容	5
3.	認定基準に関する審査の手順	9
4.	認定通知書の作成	17
5.	規則様式・参考様式	18
6.	適合証の参考様式	41
2章	認定基準毎の審査手順	
1.	The same of the sa	
	耐震性	
3.	可変性	65
4.	維持管理・更新の容易性	66
5.	高齢者等対策	71
6.	省エネルギー対策	74
7.	規模の基準	99
8.	居住環境への配慮	100
9.	維持保全の方法の基準	101
10.	資金計画	102
3章	認定基準毎のチェックシート	103
チ	ニェックシート一覧	
1	.構造躯体等の劣化対策	
2	2. 耐震性	
3	3. 可変性	
4	. 維持管理・更新の容易性	
5	5. 高齢者等対策	
6	6. 省エネルギー対策	

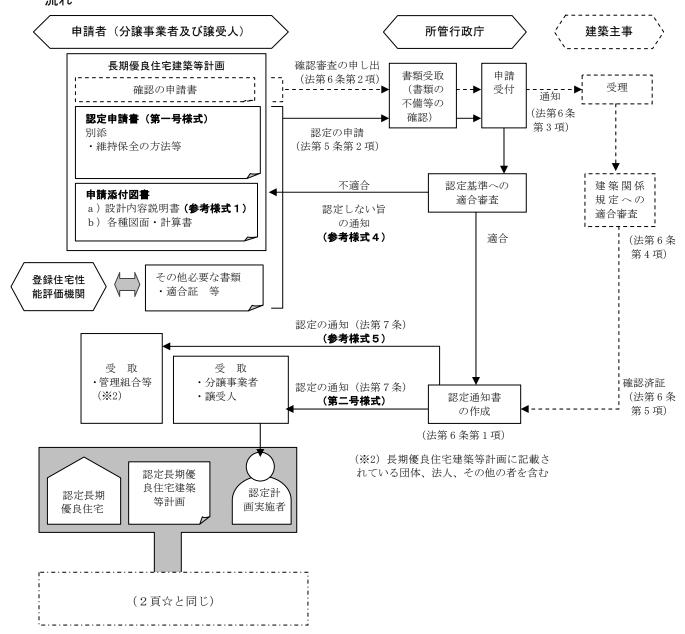
1章. 認定業務の概要

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。

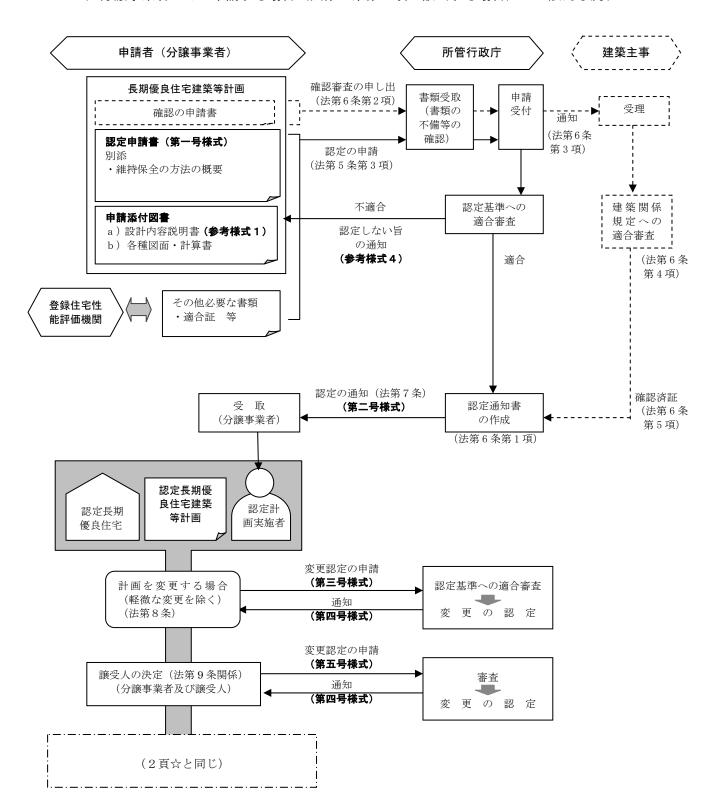
- 1. 認定手続きの流れ
 - a) 建築主が申請する場合(法第5条第1項に該当する場合)の一般的な流れ



b) 分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合(法第5条第2項に該当する場合)の一般的な 流れ



c) 分譲事業者のみが申請する場合(法第5条第3項に該当する場合)の一般的な流れ



2. 認定手続きの内容

認定、変更認定及び地位の承継の手続きの内容について、以下に整理する。

なお、所管行政庁においては、認定以降、変更認定や地位の承継の承認手続き、報告の徴収、助言・指導などが認定単位(住戸単位)で長期にわたり行われることになるため、認定後の的確な事務処理のために、認定長期優良住宅に係る基本的な情報を台帳等にして整理をしておくことが望ましい。

① 申請の受付

申請にあたっては、以下の書類の提出を求める。 (規則第2条関係)

なお、申請を受理してから書類の不備等が認められると、申請者に対して認定しない 旨の通知を行う必要があることから、図書の種類、部数等の形式的なものは申請受付前 に確認しておく。

<申請に必要な図書>

- a. 規則第一号様式による認定申請書(正本及び副本)
 - ・維持保全の方法については、必要に応じて別添とし、「維持保全計画書」として 提出を求める。
- b. 添付図書2部
 - ·設計内容説明書(参考様式1参照)
 - · 各種図面 · 計算書
- c. その他必要な書類(所管行政庁が必要と認める図書)
 - ○登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合における適合証(技術的審査 を受けた設計内容説明書を添付)
 - ○住宅型式性能認定書等

以下に掲げる書類を添付した場合、所管行政庁が不要と認める図書の提出を省略することができる。

- ・住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。)
- ·型式住宅部分等製造者認証書
- ・特別評価方法認定書(登録試験機関が行うこれと同等の証明書を含む。) なお、所管行政庁で申請に係る住宅型式性能認定書等の写しを有しており、認 定審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合には当該認定書等の提出 も省略することもできる。
- ○居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合すること を確認するために必要な図書
- d. 建築確認に関する申請図書(法第6条第2項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する)

<確認事項>

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- a. 申請のあった住宅が、当該所管行政庁が行う区分に該当すること
- b. 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- c. 申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- d. 申請に係る住宅が、着工前であること。

提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等(技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した登録住宅性能評価機関を含む。)に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請受理後、申請添付図書に不備等により、認定しない場合は、申請者に対し認定しない旨とその理由を通知する。(参考様式4参照)

確認審査の申し出を併せて受けた場合は、計画を建築主事に通知する。

② 審査の実施

- ①で提出された書類をもって速やかに審査を行う。
- ①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、 誤りがある場合は訂正を求める。

申請内容について、明らかな虚偽が認められた場合や認定基準に適合しないと認めた場合は、申請者に対し認定しない旨を通知する。(参考様式4参照)

③ 認定の通知

審査が完了し認定基準に適合すると認めた場合、規則第二号様式を用いて申請者に対して認定を通知する。この場合、申請書の副本及びその添付図書を1部添えるものとする。確認審査の申し出を併せて受けた場合は、法第6条第5項において準用する建築基準法第18条第3項に基づく確認済証が所管行政庁に交付されていることを確認した上で、認定を通知する。

また、計画に法第7条に規定する管理組合等が定められている場合は、管理組合等に対して、認定を通知する。(参考様式5参照)

④ 認定を受けた計画の変更の申請

認定の通知後に計画に記載されている内容について、変更申請がされた場合(軽微な変更は除く※)の審査の実施方法は①から③までと同じとする。この場合、申請添付図書は以下のとおりとする。

- a. 規則第三号様式による変更認定申請書(正本及び副本)
- b. 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

法第9条第1項の規定により変更申請しようとする場合(譲受人の決定による変更)

は、規則第五号様式を用いた変更申請を受ける。

なお、譲受人が決定したことによる変更申請は譲受人の決定後3ヶ月以内に行うものと定められているため、共同住宅等において複数住戸での変更申請が予想される場合は3ヶ月の範囲内で適宜まとめて変更申請するよう予め申請者に求めておくと良い。譲受人の決定は、契約締結時点としてよい。

審査が完了した場合、規則第四号様式を用いて申請者に対して変更認定を通知する。 この場合、変更申請書の副本及びその添付図書を一部添えるものとする。

※軽微な変更とは、以下に該当するものである。 (規則第7条関係)

- a) 住宅の建築の着工予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更であるもの
- b) 分譲事業者のみが申請した場合(法第5条3項に該当する場合)における認定 計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の6月以内の変更であるもの
- c)変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更。
- d)上記c)において、確認審査の申し出を併せて申請している場合には、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更であるもの。

⑤ 認定申請の取り下げ

申請が取り下げられた場合は審査を中止して提出された関係図書を申請者に返却する。 この場合、トラブル発生の防止のために、申請を取り下げる旨を記載した取下届等の提 出を求めることが望ましい。

⑥ 建築工事が完了した旨の報告の確認

「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」(平成21年国土交通省告示208号)三2において、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に従って長期優良住宅が建築されることを確保するため、所管行政庁が建築工事が完了した旨の報告を求めるなど、必要な措置をとることが必要とされており、認定通知後、建築工事が完了した旨の報告を認定計画実施者より受ける。

認定計画実施者は、報告を行うために着工時点から準備をしておく必要性があることから、報告の徴収は、認定通知と同時期に行う(認定通知と同時に、工事完了時に報告することを求める)ことが望ましい。

報告の内容としては、認定計画実施者の報告書(参考様式2参照)に、原則として、 建築士による工事監理報告書又は登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書な どを添付することが考えられるが、これにより難い場合は建設工事の受注者による発 注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

⑦ 認定の取消しの通知

認定通知後、所管行政庁からの改善命令に対して違反が認められた場合、または、申請者から認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申し出(参考様式3参照)があった場合、認定の取り消しを行い、申請者にその旨を通知する。(参考様式6参照)

⑧ 地位の承継の手続き

認定長期優良住宅において、一般承継された場合又は所有権その他維持保全等の権原 が移譲された場合、その権利を受け継いだ者の申請に基づき、地位を承継する手続きを 行う。具体的には、承認申請書(規則第六号様式)による申請を受け付け、申請図書の 記載内容の確認を行い、承認する場合は承認書(規則第七号様式)により申請者に承認 された旨を通知する。

※分譲事業者が、譲受人を決定した後住宅を引き渡して、当該住宅に関する建築及び維持保全の権原を 失った場合は、当該分譲事業者は認定計画実施者とみなされず、それ以降の手続きにおいて、共同で 申請等を行う必要はない。

3. 認定基準に関する審査の手順

長期優良住宅建築等計画の認定については法第6条で認定基準が定められている。

- ①長期使用構造等の基準く法第6条第1項第1号、法第2条第4項>
 - ・住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること
 - ⇒規則第1条(長期使用構造等とするための措置)

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

(平成21年国土交通省告示209号)

- ②規模の基準<法第6条第1項第2号>
 - ・住宅の規模が規則で定める規模以上であること
 - ⇒規則第4条(規模の基準)
- ③居住環境への配慮<法第6条第1項第3号>
 - ・住宅が良好な景観形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたもの であること
 - ⇒「長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針」(平成 21 年国土交通省告示 208 号)三4 良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮 に係る事項
- ④維持保全の方法(資金計画を含む) <法第6条第1項第4号又は第5号>
 - ・住宅の維持保全の方法が規則及び告示で定める基準に適合するものであること。 (又は 維持保全の方法の概要が適切なものであること)
 - ⇒規則第5条(維持保全の方法の基準)

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

(平成21年国土交通省告示209号)

- ・維持保全の期間が30年以上であること
- ・資金計画が適切なものであること

具体的な審査の手順について以下に示す。

(1) 一般的な手順

〔手順1〕設計内容説明書等と認定基準(長期使用構造等の基準以外)との照合

- ① 申請書及び添付図書において、住宅の規模が規則で定める規模以上であることを確認 する。(法第6条第1項第2号関係)
- ② 添付図書において、良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることを確認する。(法第6条第1項3号関係)
- ③ 申請書及び添付図書において、住宅の維持保全の方法、計画の期間や資金計画が適切に記載されていることを確認する。(法第6条第1項4号又は5号関係)

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準(長期使用構造等の基準)との照合

添付図書において、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを確認する。

具体的には、「構造躯体等の劣化対策」など、仕様等による基準となっている場合は「a. 仕様基準等による場合」、「耐震性」など構造計算等の計算による場合は「b. 計算による場合」の手順により、認定基準に適合することを確認する。

a. 仕様基準等による場合

仕様基準等による場合は次の〔手順2 a〕による。

[手順2a]設計内容説明書と認定基準との照合

- ① 設計内容説明書と認定基準の適合を判断する。
- ② 登録住宅性能評価機関の技術的審査による適合証等(住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証、特別評価方法認定の各種認定(認証)書を含む。以下③において同じ。)がない場合は、設計内容説明書をもとに認定基準のすべての基準について、適合するか否かを判断する。
- ③ 登録住宅性能評価機関の技術的審査による適合証等がある場合は、適合証等における 交付の番号、内容等を確認し、認定基準に照らして確認すべき基準について、設計内容 説明書により適合するか否かを判断する。

b. 計算による場合

計算による場合は次の〔手順2b-1〕、〔手順2b-2〕による。

[手順2b-1]計算内容と基準との照合

各種計算書により、計算結果、入力諸元及び計算過程を確認し、基準への適合を判断 する。

[手順2b-2]計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、各種計算により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

〔手順3〕設計内容説明書と関連図書との照合

設計内容説明書の記載内容の信頼性を確認するために関連図面との照合を行う。

〔手順4〕認定の確定

a. 全ての認定基準において適合することが確認された場合

審査の結果、全ての認定基準において適合することが確認された場合は、認定通知書 の作成を行う。

b. 適合しない部分が確認された場合

審査の結果、認定基準に適合しないことが確認された場合は、次の手順を踏まえ、申請者に認定しない旨を通知することが望ましい。

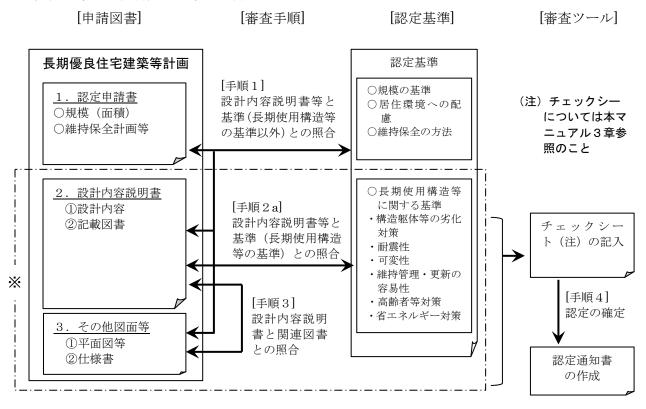
i) 設計内容が適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合 申請者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、申請者が修正を 行わない場合は、申請時の内容に基づき改めて審査を行い、その結果で判断する。

ii) 設計内容が適合していない場合

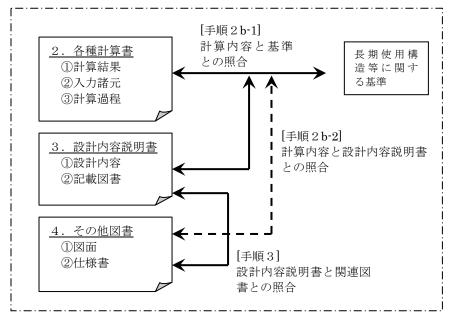
申請者に設計変更をする意思があるかどうか確認し、申請者が設計変更した場合は、再審査を行う。

設計変更の意思がない場合は、認定しない旨を申請者に通知する。

<認定基準の適合判定の基本的な流れ>



※認定基準のうち、計算等により確かめる必要のある場合(「耐震性」及び「省エネルギー対策」 で建築主判断基準等による場合)は以下の通り



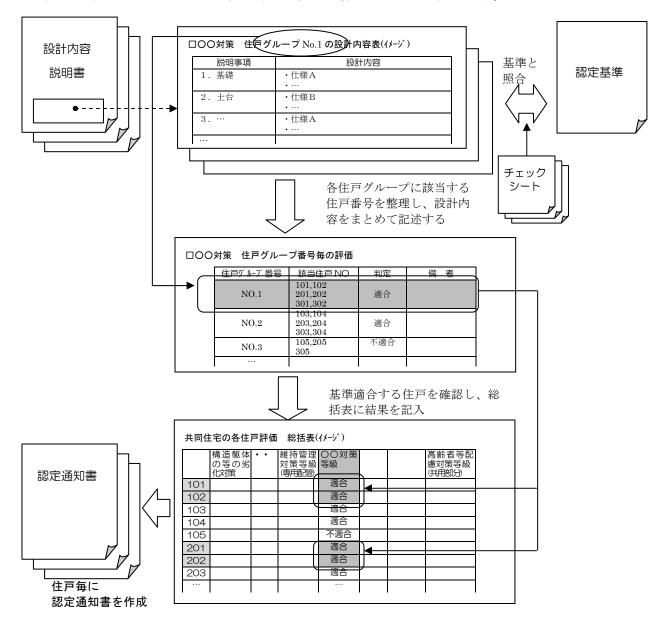
< 共同住宅等の場合の審査について>

共同住宅等においては、同一仕様等の住戸を以下のような考え方でまとめて審査を行うと効率的である。

- a. 認定基準毎に同一仕様となる複数の住戸を一つの住戸グループとしてまとめ、各 住戸グループに属する住戸の番号が対照できる一覧表を作成する。
- b. 住戸グループ毎に設計内容説明書と基準とを照合し、認定基準に適合しているか どうか確定する。
- c. bのグループ毎の審査結果を a で作成した一覧表に記載し、全ての基準に適合している住戸に対して認定通知書を作成する。

本マニュアルの2章において、共同住宅等の住戸の審査に関しては、上記の考え方に基づきチェックシートが構成されている。審査の実務においてこれらを参考にし、審査業務の効率化に活用されたい。

以上の考え方にもとづく共同住宅等の各住戸の審査イメージを次に示す。



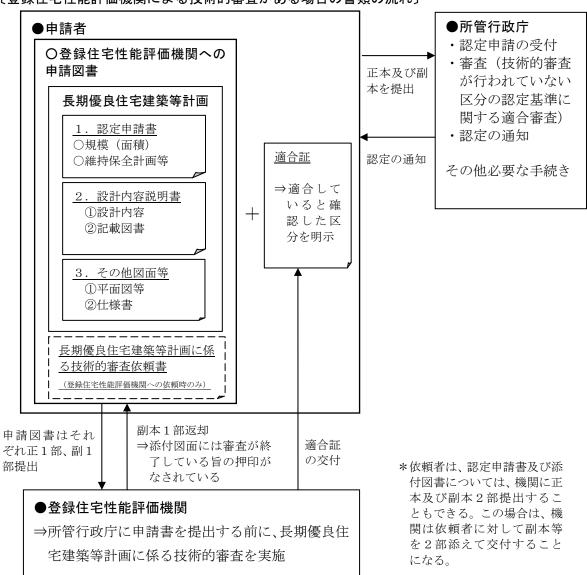
(2) 登録住宅性能評価機関による事前の技術的審査を受けた場合

所管行政庁に認定申請する前に、登録住宅性能評価機関が行う技術的審査を活用する場合は、提出書類について以下の確認を行う。

- ①添付図書に、登録住宅性能評価機関による技術的審査が終了した旨の確認印があること
- ②適合証において、技術的審査を実施した認定基準の区分が明示されていること

なお、この場合、①で確認される添付図書以外の図書が必要となる場合があるため、あらかじめ申請者に図書等の有無を確認し、必要に応じて提出を求めておくことが必要となる。

[登録住宅性能評価機関による技術的審査がある場合の書類の流れ]



(3) 登録住宅型式性能認定等機関の発行する認定書等を活用する場合

<規格化された型式等に適合した住宅に関する審査事務の合理化・効率化>

長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(これと同等の確認書等を含む。)及び型式住宅部分等製造者認証書を活用し、図書の一部を省略できることとしている場合の提出図書及び審査の考え方は次のとおりである。

なお、図書の省略等については、規則第2条第1項及び第3項に基づき、所管行政庁が必要である図書及び不要である図書を定める必要がある。

1) 住宅型式性能認定書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する住宅型式性能認定書。型式が評価方法基準に規定された一定の性能を有することを認定するもの。

設計内容説明書及び添付図書と、住宅型式性能認定された型式を照合し、設計内容が当該 認定された型式に適合しているかを判断することで、当該型式に適合する住宅が当該認定さ れた性能を有しているとみなすことができる。

この場合、住宅型式性能認定書における「住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項に係る図書」は、他の審査に要しない場合は、省略できる。

2) 住宅型式性能確認書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する住宅型式性能認定書と同等の確認書。評価方法基準に定められた基準以外のものを含む長期優良住宅の認定基準について、当該型式が当該認定基準に適合していることを確認するもの。

設計内容説明書及び添付図書と、確認された型式を照合し、設計内容が当該確認された型式に適合しているかを判断することで、当該型式に適合する住宅は当該認定基準に適合しているとみなすことができる。

この場合、認定の申請において明示することを要しない事項に係る図書は、他の審査に要 しない場合は、省略できる。

3)型式住宅部分等製造者認証書

登録住宅型式性能認定等機関が発行する型式住宅部分等製造者認証書。当該認証を受けた 製造者がその認証に係る型式住宅部分等を製造する場合には、当該認証に係る型式に適合し たものを製造することが義務づけられており、当該住宅は認証書に記載された性能を有して いるとみなすことができる。

この場合、型式住宅部分等製造者認証書における「住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項に係る図書」は、他の審査に要しない場合は、省略できる。

<長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置であることの確認>

長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明する図書と して、特別評価方法認定書(これと同等の証明書を含む。)を活用する場合の審査の考え方は とおりである。

4)特別評価方法認定書

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、国土交通大臣が交付する特別評価方法認定書。評価方法基準で規定される性能について、評価方法基準として定められていない特別な評価方法を認定するもの。

住宅が当該特別評価方法の基準に適合することを判断することで、当該住宅は当該性能を 有しているとみなすことができる。

5) 同等性確認の結果の証明書

登録試験機関が行う(住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく)試験の結果の証明書と同等の証明書。評価方法基準に定められた基準以外のものを含む認定基準と同等以上の措置であることついて証明するもの。

住宅が当該特別評価方法の基準に適合することを判断することで、当該住宅は当該認定基準と同等以上の措置が講じられているとみなすことができる。

なお、上記1)~5)に掲げる認定書等を認定審査に活用する場合、所管行政庁で申請に係る認定書等の写しを有しており、認定審査の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合には当該認定書等の提出を要しないこととすることができる。

認定書等の効果と適用する基準の整理

効 果 *2	評価方法基準に含まれる	評価方法基準以外の基準を含む	
効 果 *2 	認定基準に関するもの	認定基準に関するもの	
型式に適合する住宅が認定基			
準に適合していることを証明	①a 住宅型式性能認定書	①b 住宅型式性能確認書	
する (型式認定扱い)			
性能を確認された型式に適合			
する住宅が製造されることを	②型式住宅部分等製造者認証書	①b 住宅型式性能確認書 +②型式部分等製造者認証書*1	
証明する	②空八住七部刀 守殺但 日		
(製造者認証扱い)			
認定基準に規定されていない			
特別な評価方法により同等性	③a 特別評価方法認定書	②1 日体州本初の公田の訂明書	
が確認できることを証明する	②a 村別計圖力伝統化音	③b 同等性確認の結果の証明書	
(特別評価方法認定扱い)			

^{*1} 住宅型式性能確認書により認定基準への適合を確認した型式が、型式住宅部分等製造者認証書において認証に係る型式住宅部分等の型式と同一で、当該型式住宅部分等を製造する場合に限る。

^{*2} 認定書等で証明された性能・認定基準以外に適合すべき認定基準がある場合は別途審査する。

型式認定と製造者認証の提出図書と審査の例

性能	基準	型式認定の提出図書	審査	製造者認証の 提出図書	審査
省工ネ性 *3	省エネルギー 対策等級 4	①a 認定書等級 4 型式認定扱い a		②認証書等級4	製造者認証扱いa
	限界耐力計算 時刻歷応答解析*1	①a 認定書 +①b 確認書 +添付図書	型式認定扱いも	②認証書 +①b 確認書*2	製造者認証扱いb
耐震性	保有水平耐力計算 その他	①a 認定書等級 2 以上 +添付図書 ①a 認定書等級 2 以上 +①b 確認書 +添付図書	型式認定扱いa +計算ルートの確認 型式認定扱いb	②認証書等級 2 以上 +①b 確認書*2	製造者認証扱いb
	免震建築物	①a 認定書	型式認定扱い a	②認証書	製造者認証扱いa
	全て	①b 確認書	型式認定扱いb	_	_
	木造 鉄骨造(点検措置)	①a 認定書等級 3 +添付図書	型式認定扱い a +点検措置の確認	②認証書等級 3 +添付図書	製造者認証扱い a +点検措置の確認
劣化対策	鉄骨造 (防錆措置) RC造	①a 認定書 +①b 確認書 +添付図書	型式認定扱いb	②認証書 +①b 確認書*2	製造者認証扱いb
	全て	①b 確認書	型式認定扱いり	_	_

型式認定扱い a:設計内容説明書及び添付図書と、認定された型式を照合し、設計内容が認定された型式に適合しているかを判断することで、当該住宅が認定書に記載された性能を有していることとみなす。(確認書がない場合)

型式認定扱いb:設計内容説明書及び添付図書と、確認された型式を照合し、設計内容が確認された型式に適合しているかを判断することで、当該住宅が確認書に記載された認定基準に適合していることとみなす。(確認書がある場合)

製造者認証扱い a:設計内容説明書及び認証書の認証番号を確認することで、住宅が認証に係る型式 に適合しているものとみなす。これによって、認証書に記載された性能を有してい るとみなす。(確認書がない場合)

製造者認証扱いb:設計内容説明書、確認書及び認証書の認証番号を確認することで、住宅が認証に 係る型式に適合しているものとみなす。これによって、確認書に記載された認定 基準に適合していることとみなす。(確認書がある場合)

- *1 時刻歴応答解析により検証する場合には同等以上の措置であることを証明する③b 同等性確認の結果の証明書が必要。ただし、①b 確認書により③b 同等性確認の結果の証明書に記載された特別評価方法の基準に適合することを確認されている場合は、この限りではない。
- *2 認証書に含まれる型式のうちの一部の仕様のみが確認書により、認定基準に適合することが確認されている場合は認証書を活用できない。
- *3 型式認定、製造者認証が「省エネルギー対策等級」「断熱等性能等級」のどちらに基づいているかを確認の上、基準の適用が可能な期間であるかを確認する。

4. 認定通知書の作成

審査の手続きを終え、認定が確定した場合は認定通知書の作成を行う。

- ・定められた手順に従い、認定番号、認定年月日を記入する。
- ・認定通知書を交付する所管行政庁の名称を記入する。
- ・申請者の氏名又は名称、申請年月日、申請者の住所、認定に係る住宅の位置(共同住宅等の場合は住戸番号を含む)、構造については申請書から転記する。
- 申請の根拠の条・項について、該当するものに○を記載する。
- ・確認審査の申し出を併せて受けた場合で、建築主事から確認済証の交付を受けた場合に おいては、確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。

5. 規則様式·参考様式

- (1)設計内容説明書(参考様式1)
- ①一戸建て住宅の木造軸組み住宅用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審查員氏名	

	確認	設計内容説明	懶	*	設計内容
認定事項	項目※	項目	設計内容	記載図書	確認欄
1. 構造躯体等の劣化の対策	外壁の軸組等	外壁の構造等 (地面から lm)	・外壁の構造(□通気構造等 □その他) ・柱[□製材(樹種) □集成材等(種類)] 小径(cm) 薬剤処理[□有(方法) □無] ・柱以外の軸材[□製材(樹種) □集成材等(種類)] 薬剤処理[□有(方法) □無] ・構造用合板等の種類() 薬剤処理[□有(方法) □無]	□仕上表□伏図□	
	土台	防腐・防蟻処理	・土台に接する外壁下端の水切り(□有 □無) ・土台の樹種() ・薬剤処理[□有(方法) □無]	□仕上表 □伏図 □	
	地盤	防蟻措置	・防蟻方法(□べた基礎等 □土壌処理 □その他) ・土壌処理[□有(方法) □無]	□仕上表□	
	浴室・ 脱衣室 の防水	防水上の措置	・浴室(□浴室ユニット □防水上有効な仕上 □その他の防水措置 □防腐措置) (方法 ・脱衣室(□防水上有効な仕上 □その他の防水措置 □防腐措置) (方法	□仕上表□	
	基礎高さ	基礎高さ	・地盤面から基礎上端又は土台下端までの高さ (mm)	□仕上表 □矩計図 □	
	床下防 湿・換 気措置	防湿方式	・防湿方法[□コンクリート (厚さ mm) □防湿フィルム (厚さ mm)] ・防湿フィルムの場合の材料 ()	□計算書 □仕上表 □基礎伏図 □矩計図	
		換気措置	□基礎部の開口 (外周部の設置間隔 m) (開口高さ mm、幅 mm) □ねこ土台 (有効面積 c m²/m、高さ cm)		
	小屋裏 換気	小屋裏換気	・換気口の位置(給気口: 排気口:) ・換気口の面積の天井面積に対する割合 ()	□仕上表 □立面図 □	
	点検空 間の確 保	床下措置 床下空間 小屋裏措置	・床下空間への措置 点検口 [□有 □無] ・床下有効高さ (mm) ・小屋裏空間への措置 点検口 [□有 □無]	□平面図 □伏図 □	

[※]この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

20 A-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7	確認		設計內容説明欄※		設計内容
認定事項	項目※	項目	設計内容	記載図書	確認欄
2. 耐震性	検証方	地震力及び風	□壁量計算(仕様規定)	□構造計算書	
	法	圧力に関する	□許容応力度等計算		
		検証	□限界耐力計算		
			□その他()		
	耐力壁	筋かい耐力壁	・種類() 寸法()	□構造伏図	
			・種類() 寸法()	□矩計図	
		木摺耐力壁	・種類() 寸法()	□仕上表	
			• 間隔 ()		
		面材耐力壁	· 種類 ()		
			・面材厚さ (mm) 倍率 ()		
	3# TI L	1. L37 W+	・釘種類 () 釘間隔 ()		
	準耐力	木摺準耐力壁	・種類() 寸法()	□構造伏図	
	壁等	工++***工++**	・間隔()	□矩計図	
		面材準耐力壁	・種類 () ・ ・材厚さ (mm)	□仕上表	
			・材厚さ (mm) ・釘種類 () 釘間隔 ()		
	床組等	火打ち構面	・種類() 到間隔()	□構造伏図	
	小 租守	八打り悟山	・	□矩計図	
			・火打ち構面の位置(□仕上表	
		2階床面	・面材の種類()		
		2 PHVKIII	・根太間隔 (mm) 工法 ()		
			・釘種類() 釘間隔(mm)		
		3階床面	面材の種類()		
		- 1 1 2 1 1 1 1 1	・根太間隔 (mm) 工法 ()		
			・釘種類(mm)		
		小屋床面	・面材の種類(
			・根太間隔 (mm) 工法 ()		
			・釘種類(mm)		
	屋根面	屋根勾配	・勾配 (□構造伏図	
		屋根面	・面材の種類()	□矩計図	
			・垂木間隔 (mm) 工法 ()	□仕上表	
			・釘種類(mm)		
	接合部	筋かい端部の	・接合部の仕様	□構造伏図	
		接合部	(□仕上表	
			(
		柱脚・柱頭の	・柱脚・柱頭の接合部の検証方法		
		接合部	□平成 12 年建設省告示第 1460 号(仕様規定)		
			□N値計算法		
			□許容応力度等計算 □その他()		
		横架材接合部	・接合部の仕様	-	
		快不付1女日前	()		
			(
		胴差しと通し	接合部の仕様	1	
		柱の接合部	()		
			(
	基礎	基礎の形式	□布基礎 □べた基礎	□基礎伏図	1
			□その他 ()		
		寸法及び配筋	□スパン表による	□構造計算書	
		等の検証方法	(種類:	□構造伏図	
			□許容応力度計算による	□矩計図	
			□その他 ()		

	アンカーボル	• 品質()	□基礎伏図	
	}	・埋め込み長さ(mm)		
		・位置・間隔 ()		
横架材	寸法及び配置	□スパン表による		□構造計算書	
	等の検証方法	(種類:)	□構造伏図	
		□許容応力度計算による			
		□その他()		
限界耐力	安全限界変形	□地上部の各階の安全限界変形の当	4該階の高さに対す	□計算書	
計算の場		る割合が1/40以下であること	を確認		
合		□各階の変形をそれぞれ当該階の	安全限界変形の 7		
		5%以下であることを確認			
		□特に考慮なし			
免震建築		□免震建築物		□構造計算書	
物の場合		□平成 12 年建設省告示 2009 号第	第1第3号による	□矩計図	
		規定		□計画書	
				□配置図	
		・同告示第2の該当する号			
		□一号(四号建築物)			
		□二号(建築基準法 20 条第二号/	こ掲げる建築物)		
		□三号(時刻歴応答解析を行い大	臣認定を取得)		
		免震層、免震材料の維持に関する	計画		
		□免震材料等の維持管理に関する	計画		
		□敷地の管理に関する計画			

到中市佰	確認	設計内容説明欄	*	設計内容 確認欄	
認定事項	項目※	項目	設計内容	記載図書	作用的公仆则
3. 可変性			(一戸建て住宅のため該当なし)		
4. 維持管 理・更新の 容易性	専用配管	コンクリート内埋込み配管	・排水管 (□無 □有)・給水管 (□無 □有)・給湯管 (□無 □有)	□仕上表 □平面図 □矩計図 □	
	地中埋 設管	地中埋設管上 のコンクリー ト打設	・排水管 (□無 □有) ・給水管 (□無 □有) ・給湯管 (□無 □有) □条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定め られている地域	□仕上表 □平面図 □	
	専用排 水管	排水管の清掃 措置	・便所 [□排水ますに隣接 □掃除口(□露出又は開口有)] ・その他の水まわり [□トラップ □掃除口(□露出又は開口有)]	□配置図 □平面図 □	
	排水 性 継へ で ー む)	排水管等の内面 設置状態	□平滑である(仕様等)□その他()□たわみ抜け等が生じないように設置 措置()□その他()	□仕上げ表□	
	配管点検口	主要接合部等の点検措置	・排水管と設備機器の接合部 [(□露出 □開口有 □その他()] ・給水管と設備機器の接合部 [(□露出 □開口有 □その他()] ・給湯管と設備機器の接合部 [(□露出 □開口有 □その他()] ・給水管のバルブ及びヘッダー [(□露出 □開口有 □その他()] ・給湯管のバルブ及びヘッダー [(□露出 □開口有 □その他()]	□平面図□	
5. 高齢者 等配慮対 策等級(共 用部分)			(一戸建て住宅のため該当なし)		

※6. 省エネルギー対策において評価方法基準「5-1 省エネルギー 対策等級」を適用する場合は従前の様式(次頁)による。

「5-1 断熱等性能等級」

認定事項	確認項目	設計内容説明	月欄	*	設計内容 確認欄	
	※	項目	1	設計内容	記載図書	41年 1100 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
6. 省エ ネルギー 対策	適用 する 基準	適用する基準	售	□建築主判断基準 □設計施工指針(本則) □設計施工指針(附則)		
【断熱等性能等級】	躯体 断熱材の種類と厚さ ・開口		うと厚さ	屋根() 天井() 壁() 床 外気に接する部分() その他の部分() その他の部分()	□仕上表 □矩計図 □	
		窓・ドア等の 窓・ドア等の 措置		建具・ドア枠の材質・形状 建具形態 ガラスの種類・構成等 方位 ガラスの日射侵入率等 庇・軒・付属部材等 ()() () ()() () 方位 ガラスの日射侵入率等 庇・軒・付属部材等 ()() () ()) () ()	□仕上表 □平面図 □ □仕上表 □平面図 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
		建 判 又 施 (本則) する 場合	外皮平均 熱貫流率 冷房期の 平均日射 熱取得率	()() () () () () () () () ()	□計算書	
		設計施工 指針 (附 則) を適用 する場合	適用条件 躯体の断 熱性能等 開口部の 断熱性能 等	開口部比率 () □熱貫流率の基準に適合 □断熱材の熱抵抗の基準に適合 開口部比率の区分 □区分(い) □区分(ろ) □区分(は) □緩和措置有り □窓の断熱(2%緩和)□窓の日射(4%緩和)	□仕様書 □仕上表 □矩計図 □	
	結露 防止 対策	結露の発生防	5止対策	□防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) □設置(□省略() □通気層の設置(断熱構造とする場合) □屋根【□有()□省略() ・防風層の設置() □外壁【□有()□省略() ・防風層の設置()	□仕様書 □仕上表 □矩計図 □	
7. 住宅 の規模	住の積	住宅の面積		・住宅の専用面積 ()	□求積図□	
8.維持 保全の方 法		_		・期間 () 年以上 □その他の基準への適合	□申請書 □維持保全 計画書	
9. 資金計画				□建築に要する費用の設定 □維持保全に要する費用の設定	□申請書	

「5-1 省エネルギー対策等級」

認定事項	確認	設計内容説明欄	*	設計内容	
	項目 ※	項目	設計内容	記載図書	- 確認欄
6. 省エ ネルギー 対策 【省エネネ ルギ等級】	躯の熱能 開部断性等 口の熱能	断熱構造とする部分と 性能 窓・ドア等の断熱性	・各部熱質流率若しくは断熱材の熱抵抗、又は断熱材の種類と厚さ 屋根 () 天井 () 壁 () 外気に接する部分()) 土間床等の外周部 外気に接する部分() 外気に接する部分()) その他の部分 ()) 建具・ドア枠の材質・形状 建具形態 ガラスの種類・構成等 () () () () () () () () () () () () () () () () () () ()	□仕様書 □仕上表 □矩計図 □仕様書 □仕上表 □中前図 □矩計図	
		窓・ドア等の日射侵入対 策	方位 ガラスの日射侵入率等 庇・軒・付属部材等 ()() () ()() () ()() ()		
	結 露 防止 対策	結露の発生防止対策	□防湿層の設置 (繊維系断熱材等を使用する場合) □設置 () □省略 () □通気層の設置 (断熱構造とする場合) □屋根【□有 ()□省略 ()] ・防風層の設置 () □外壁【□有 ()□省略 ()] ・防風層の設置 ()	□仕様書 □仕上表 □矩計図 □	
7. 住宅 の規模	住宅の積	住宅の面積	・住宅の専用面積 () ㎡以上 ・40 ㎡以上ある階 () ㎡以上 うち階段部分の面積 () ㎡	□求積図□□	
8.維持 保全の方 法			・期間 () 年以上 口その他の基準への適合	□申請書 □維持保全 計画書	
9. 資金 計画			□建築に要する費用の設定 □維持保全に要する費用の設定	□申請書	

②RC造共同住宅等用

その1. 住棟審査用

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審查員氏名	

認定事項	確認	設計内容説明欄		*	設計内容 確認欄
心化爭切	項目※	項目	設計内容	記載図書	4年中心小州
1.劣化対策等級(構造躯体	セメント	セメントの種類	□ポルトランドセメント (JIS R 5210) (□中庸熱 □低熱 □その他) □フライアッシュセメント (JIS R 5213)	□仕様書□	
等)	コンクリ ートの水 セメント 比	最小かぶり厚 さ 水セメント比	 □高炉セメント (JIS R 5211) ・土に接しない部分 耐力壁以外の壁 床屋内 (mm) 屋外 (mm) 耐力壁、柱、はり 床屋内 (mm) 屋外 (mm) ・土に接する部分 壁、柱、はり 床、基礎の立ち上がり部分 (mm) ・基礎 (立ち上がり部分を除く) (mm) ・外壁仕上げ[□タイル貼 □モルタル塗 □外断熱工法 □その他 ()] ・コンクリートの種類 (□普通コンクリート) 	□仕様書□	
	部材の設 計・配筋	設計かぶり厚	・水セメント比 (%) ・施工誤差 (mm)	□仕様書	
	コンクリ ートの品 質等	スランプ 単位水量 空気量	(cm) (kg/m3) (%)	□仕様書□□	
	施工計画	コンクリートの充填方法等	・打込・締め固め方法	□仕様書□	
2. 耐震性	構造躯体	コンクリート 及び配筋	・コンクリートの種類()・コンクリートの強度()・主筋の種類・径()・部材の寸法、種類・部材相互の接合方法	□計算書 □仕様書 □ 構 造 伏 図 □矩計図	
		免震建築物	□免震建築物 □平成 12 年建設省告示 2009 号第 1 第 3 号による規定 ・同告示第 2 の該当する号 □一号(四号建築物) □二号(建築基準法 20 条第二号に掲げる建築物) □三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・免震層、免震材料の維持に関する計画 □免震材料等の維持管理に関する計画 □敷地の管理に関する計画	□計算書 □仕様書 □構造伏図 □矩計図	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項	確認	設計内容説明欄		*	設計内容 確認欄
PUAL 7 . A	項目※	項目	設計内容	記載図書	바프 바다(1)제
4.維持管 理・更新の 容易性	共用配管	コンクリート 内埋込み配管	・排水管[□無 □有] ・給水管[□無 □有] ・給湯管[□無 □有]	□仕様書□	
①維持管理対策等級(共用配管)	地中埋設 管	地中埋設管上 のコンクリー ト打設	・排水管[□無 □有] ・給水管[□無 □有] ・給湯管[□無 □有] □条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域	□仕様書□	
	共用排水 管	排水管の清掃 措置、掃除口の 点検措置	・共用立管 管の種類 掃除口の位置 点検措置 ()()()()()(「露出 □開口) ()()()(「露出 □開口) ・ 横主管 管の種類 掃除口の位置、間隔 点検措置 ()(「のに露出 □開口) ・ (「のに露出 □開口) ()(「の露出 □開口) ()(「の露出 □開口)	□配置図 □平面図 □矩計図 □設備図	
	排水管の 性 状 等 (継手及	排水管等の内 面	□平滑である(仕様等)□その他()	□仕様書□□	
	びヘッダ ーを含 む)	設置状態	□たわみ抜け等が生じないように設置 措置 () □その他 ()		
	配管点検口	排水管と専用 排水管の接合 部 給水管と専用	・接合部の位置() 点検措置(□露出 □開口)・接合部の位置()	□平面図□設備図□	
		配管の接合部及びバルブ	点検措置(□露出 □開口) ・バルブの位置(
		給湯管と専用 配管の接合部 及びバルブ	・接合部の位置(点検措置(□露出 □開口)・バルブの位置(点検措置(□露出 □開口)		
	横主管の ピット内 等の措置	排水管	□建物直下になし □ピット内又は床下設置(□人通孔設置 □その他) □維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられ ている	□平面図 □矩計図 □設備図	
		給水管 給湯管	□建物直下になし □ピット内又は床下設置(□人通孔設置 □その他) □建物直下になし		
	配管補修	排水管	□ピット内又は床下設置(□人通孔設置 □その他) □露出(□共用部 □住棟外周部 □バルコニー)	□平面図	
	の措置		□PS内(□共用部に面して補修用開口有)	□□設備図	
		給水管	□露出(□共用部 □住棟外周部 □バルコニー) □PS内(□共用部に面して補修用開口有)		
		給湯管	□露出(□共用部 □住棟外周部 □バルコニー) □PS内(□共用部に面して補修用開口有)		

認定事項	確認	設計内容説明欄		*	設計内容 確認欄
地位于汉	項目※	項目	設計内容	記載図書	小田 中C小小M
4.維持管 理・更新の 容易性	共用排水 管	コンクリート 内の埋め込み 配管	・共用排水管[□無 □有]	□仕様書□□	
②更新対 策(共用排 水管)		地中埋設管上 のコンクリー ト打設	□条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域	□仕様書□□	
Л Е)		パイプスペー ス及びピット 等	- 横主管の設置位置 □ピット □1階床下空間 □ピロティ □その他の共用部分(・配管に人が到達できる経路 □人通孔 □その他(・共用排水管の位置 □共用部分 □住棟外周部 □バルコニー □維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている □その他(・共用排水管の設置方法 □露出 □パイプスペース内	□仕様書□□	
口該当なし		コンクリート 床等の貫通部	・共用排水管のコンクリート床等の貫通部 [□有 □無] □共用排水管の切断工事を軽減する措置かつ、共用排水管がコンクリートの床等を貫通する部分に共用排水管の撤去の際のはつり工事を軽減する措置 □排水管の接続替えを容易に行うための措置 □共用排水管の撤去、接続替えその他更新のための空間を確保	□仕様書□□	
		新たな共用排 水管の設置余 地	□共用排水管の近傍に新たな共用排水管の設置スペース・スリーブ等 □排水管の接続替えを容易に行うための措置 □共用排水管の撤去、接続替えその他更新のための空間を確保 ・専用排水管・横主管の接続替えができる空間、スリーブ [□無 □有] □その他の措置()	□平面図□設備図□	

その2. 住戸審査用

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審查員氏名	

認定事項	確認	設計内容説明欄			*	設計内容 確認欄
	項目※	項目	設計内容		記載図書	14年 市心作用
3. 可変性	躯体天	躯体天井高さ	・躯体天井高	DL L.)	□矩形図	
	井高さ		(mm以上)		
4. 維持管 理・更新の	専用配	コンクリート	・排水管 (□無 □有)		□仕上表	
容易性	管	内埋込み配管	・給水管(□無 □有)・給湯管(□無 □有)		□平面図 □矩計図	
			一种物色(山然 山柏)			
	地中埋	地中埋設管上	・排水管 (□無 □有)		□仕上表	
	設管	のコンクリー	・給水管(□無 □有)		□平面図	
		ト打設	・給湯管 (□無 □有)	₩ I III = II - 2 × - 1 + 3 2		
			□条例等の規定により凍結防止のため配っ られている地域	官理設か正め		
	専用排	排水管の清掃	・便所		□配置図	
	水管	措置	[□共用竪管に隣接		□平面図	
			□掃除口(□露出又は開口有)]			
			・その他の水まわり	 \ 7		
			[□トラップ □掃除口(□露出又は開口	□有)]		
	排水管の	排水管等の内	□平滑である(仕様等)	□仕上げ表	
	性 状 等 (継手及	面	□その他()		
	びヘッダ	設置状態	□たわみ抜け等が生じないように設置	,		
	ーを含		措置(□その他()		
	む) 配管点	主要接合部等	・排水管と設備機器の接合部)	□平面図	
	検口	の点検措置	[(□露出 □開口有 □その他()]		
			・給水管と設備機器の接合部			
			[(□露出 □開口有 □その他()]		
			 ・給湯管と設備機器の接合部			
			[(□露出 □開口有 □その他()]		
			・給水管のバルブ及びヘッダー 「(□露出 □開口有 □その他 ()]		
				/ J		
			・給湯管のバルブ及びヘッダー			
			[(□露出 □開口有 □その他()]		

認定事項	確認項目※	設計内容説明欄	説明欄			
MDVC 4. X		項目	設計内容	記載図書	確認欄	
5. 高齢者 等配慮対 策等級(共 用部分)	共用廊下	共用廊下の幅員	有効幅員(□仕様書 □平面図 □矩計図		
713 412 23 7		外部開放廊下 の転落防止用 手すり	・転落防止措置の床からの高さ(mm)□手すり壁 □さく □金網			
	共用階段	対配等 蹴込み	・けあげ (mm) ・踏面 (mm) ・勾配 (/) ・蹴込み寸法 (mm)	□平面図		
		形式等	 ・蹴込み板(□無 □有) ・階段の形式 (□踊り場付き折れ階段 □直階段 □その他) ・最上段の通路等への食い込み(□無 □有) ・最下段の通路等への突出(□無 □有) 			
		滑り防止	・滑り止め(□無 □有、踏面と同一面)			
		段鼻 転落防止用手 すり(外部開放 階段)	・段鼻の出 (□無 □有)・転落防止措置の床からの高さ(mm)□手すり壁 □さく □金網			
		共用階段の幅員	・有効幅員 (mm)			
		手すり	□有 □無			
	エレベー ター	の利用	・住戸位置(□建物出入口に存する階 □左記以外) ・エレベーター設置(□無 □有) ・出入口の有効幅員(mm)	□仕様書 □平面図 □		
		エレベーター ホールの広さ	・エレベーターホールの寸法 (mm× mm)			

※6. 省エネルギー対策において評価方法基準「5-1 省エネルギー 対策等級」を適用する場合は従前の様式(次頁)による。

「5-1 断熱等性能等級」

認定事項	確認	設計内容説明	月欄		*	設計内容
	項目 ※	項目	∄	設計内容	記載図書	確認欄
6. 省工	適用	適用する基準	售	□建築主判断基準		
ネルギー	する			□設計施工指針(本則)		
対策	基準			□設計施工指針(附則)		
【断熱等	躯体・開口	断熱材の種類	貝と厚さ	屋根 () 天井 ()	□仕上表 □矩計図	
性能等	部の			壁 ()		
級】	断熱			床 外気に接する部分(
	性能			その他の部分()		
	等			土間床等の外周部 外気に接する部分()		
		de la	a blor the Lei	その他の部分(
		窓・ドア等の) 断熱性	建具・ドア枠の材質・形状 建具形態 ガラスの種類・構成等	□仕上表 □平面図	
				注头が態 カノヘツ性頬・構成寺 () ())		
				() (
				() (
		窓・ドア等の	り目射遮蔽	方位 ガラスの日射侵入率等 庇・軒・付属部材等	□仕上表	
		措置			□平面図	
		建築主等判	外皮平均	□外皮平均熱貫流率UA	□計算書	
		断基準又は	熱貫流率	(W/m²K)		
		設計施工指	冷房期の	□冷房期の平均日射熱取得率 η A	-	
		針 (本則)	平均日射	()		
		を適用する場	熱取得率			
		合 設計施工	適用条件	開口部比率 ()	□仕様書	
		指針(附	躯体の断	□熱貫流率の基準に適合	□仕上表	
		則)を適用	熱性能等	□断熱材の熱抵抗の基準に適合	□矩計図	
		する場合	開口部の	 開口部比率の区分		
			断熱性能	□区分(い) □区分(ろ) □区分(は)		
			等	□緩和措置有り		
				□窓の断熱(2%緩和)□窓の日射(4%緩和)		
	結 露	結露の発生隊	方止対策	□防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合)	□仕様書	
	防止			□設置()□省略()	口仕上表	
	対策			□通気層の設置(断熱構造とする場合) □屋根【□有()□省略()】	□矩計図	
				□屋根【□有()□省略()】 ・防風層の設置()		
				□外壁【□有()□省略()]		
				・防風層の設置 ()		
				□内断熱工法		
	+46 (-15	the location as the to		□断熱材を構造躯体に全面密着等		
	熱橋部	熱橋部の断熱	% 補短対策	・構造熱橋部の断熱補強措置 断熱材の熱抵抗又は断熱材の種類と厚さ()	□仕上表 □矩計図	
	対策			断熱材の熱抵抗又は断熱材の種類と厚さ() 補強範囲(mm)		
7. 住宅	住宅	住宅の面積		・住宅の専用面積 () m³以上	□求積図	
の規模	の面			・40 m ² 以上ある階		
	積			() 階() ㎡以上		
0 64-4-				うち階段部分の面積 () ㎡		
8. 維持 保全の方				・期間()年以上	□申請書	
法				□その他の基準への適合	□維持保全 計画書	
9. 資金				□建築に要する費用の設定	□申請書	
計画				□維持保全に要する費用の設定		

「5-1 省エネルギー対策等級」

認定事項	確認	設計内容説明欄	*	設計内容 確認欄	
	項目 ※	項目	設計内容	記載図書	71年 61公 11則
6. 省エ ネルギー 対策 【省エネ ルギー対 策等級】	躯の熱能開部断性	断熱構造とする部分と 性能 窓・ドア等の断熱性	・各部熱貫流率若しくは断熱材の熱抵抗、又は断熱材の種類と厚さ 屋根 () 天井 () 壁 () 床 外気に接する部分() その他の部分 () 土間床等の外周部 外気に接する部分() その他の部分 () 建具・ドア枠の材質・形状 建具形態 ガラスの種類・構成等 () () () () () () () () () ()	□仕様書 □仕上表 □矩計図 □仕様書 □仕上面図 □矩計図	
	等	窓・ドア等の日射侵入対策	() () () () () () () () () ()		
	結露 防止 対策	結露の発生防止対策	□防湿層の設置 (繊維系断熱材等を使用する場合) □設置 () □省略 () □通気層の設置 (断熱構造とする場合) □屋根【□有 ()□省略 ()] ・防風層の設置 () □外壁【□有 ()□省略 ()] ・防風層の設置 () □内断熱工法 □断熱材を構造躯体に全面密着等	□仕様書 □仕上表 □矩計図 □	
	熱橋 部 対策	熱橋部の断熱補強対策	・構造熱橋部の断熱補強措置 断熱材の熱抵抗又は断熱材の種類と厚さ() 補強範囲(mm)	□仕上表 □矩計図 □	
7. 住宅 の規模	住宅 の面 積	住宅の面積	・住宅の専用面積 () ㎡以上 ・40 ㎡以上ある階 () ㎡以上 うち階段部分の面積 () ㎡	□求積図□	
8.維持 保全の方 法			・期間 () 年以上 □その他の基準への適合	□申請書 □維持保全 計画書	
9. 資金計画			□建築に要する費用の設定 □維持保全に要する費用の設定	□申請書	

(2) 認定通知書(規則第二号様式)

第二号様式(第六条関係) (日本工業規格A列4番)

認定通知書

認 定 番 号 第 号 認 定 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号 確 認 年 月 日 年 月 日 建築主事の氏名

殿

所 管 行 政 庁

第1項

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第2項 の規定に基づき申請のあった長期優 第3項

良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条の規 定に基づき通知します。

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所
- 3. 認定に係る住宅の位置
- 4. 認定に係る住宅の構造
- (※) は法第6条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(3)変更認定通知書(規則第四号様式)

第四号様式(第九条関係)(日本工業規格A列4番)

変更認定通知書

認 定 番 号 第 号 認 定 年 月 日

(※)確認年月日 年 月 日 確認番号第 号 建築主事の氏名

在米工チッ

殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき申請のあった長期優良住宅 建築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき認定し ましたので、同法第8条第2項において準用する同法第7条の規定に基づき通知します。

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者の住所
- 3. 当該変更認定を受ける前の長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 4. 認定に係る住宅の位置
- 5. 認定に係る住宅の構造
- (※) は法第6条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

(4) 地位の承継の承認書(規則第七号様式)

W. I. C. W. L & B. W. L.		
第七号様式(第十三条関係)		
	承 認 通 知 書	
		年 月 日
	殿	
	所 管 行 政 庁	ĘD
長期優良住宅の普及の(て承認したので、通知しま	足進に関する法律第10条の規定に基づき申記 ます。	清のあった地位の承継につい
1. 申請年月日		
2. 申請者の住所		
3. 長期優良住宅建築等計	計画の認定番号	
4. 認定に係る住宅の位置	<u> </u>	

(5) その他の参考様式

①建築工事が完了した旨の報告(参考様式2)

(建築士による書類を添付する場合)

(日本工業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

- 3. 認定に係る住宅の位置
- 4. 認定計画実施者の氏名
- 5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士

(級)建築士()登録第 号 住所 氏名 印 (級)建築士事務所()知事登録第 号 名称

所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付	·欄	認定	番号欄		決済欄
年 月	月	年	月	日	
第	号	第		号	
係員印		係員印			

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本工業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 印

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

- 3. 認定に係る住宅の位置
- 4. 認定計画実施者の氏名
- 5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決済欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第号	
係員印	係員印	

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(建設工事の受注者による書類)

(日本工業規格A列4番)

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

印

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を完了したので報告します。

- 1. 住宅の所在地
- 2. 発注者の氏名
- 3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付	闌	認知	定番号	闌	決済欄
年	月	年	月	日	
第	号	第		号	
係員印		係員印			

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

②計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出(参考様式3)

(日本工業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定計画実施者の住所又は 主たる事務所の所在地 認定計画実施者の氏名又は名称 印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条1項2号の規定に基づき、認定長期優良 住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

(本欄には記入しないでください。)

Ā	受付欄			認定	番号欄		決済欄
年	月	日		年	月	日	
第		号	第			号	
係員印			係員	〕印			

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、 押印を省略することができます。
- 3. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

③認定しない旨の通知(参考様式4)

	美規格A列4番)						
			不認定通知書	r Î			
					第	н	号
					年	月	日
申請者	½ ∃	殿					
				所管行政庁			印
))) o Et lier feet	+ D + - + + - 10 VI)	VI (da 6464	0.47
	Cの甲請については 「の規定による認定			良住宅の普及の促進 涌知します。	に関する	法律第	6条
) 4 ± ½							
			記				
		年 月	日				
	■請者の住所 ■請に係る住宅の位	置					
	里由						

④管理組合等に対する認定の通知(参考様式5)

(日本工業規格A列4番)

認 定 通 知 書 (管理組合等用)

認定番号第認定年月日 年月日

殿

所管行政庁

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき申請のあった長期 優良住宅建築等計画について、同法第6条第1項の規定に基づき認定しましたので、同法第7条に基づき通知します。

記

- 1. 申請年月日
- 2. 申請者(認定計画実施者)の氏名又は名称
- 3. 申請者(認定計画実施者)の住所
- 4. 認定に係る住宅の位置
- 5. 認定に係る住宅の構造
 - (※)は法第6条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18 条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

⑤認定の取消しの通知(参考様式6)

(日本工業規格A列4番)

認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

認定計画実施者

殿

所管行政庁

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第14条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知 します。

記

 認 定 番 号 第
 号

 認 定 年 月 日
 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号 確 認 年 月 日 年 月 日 建築主事の氏名

- 1. 認定計画実施者の氏名又は名称
- 2. 認定計画実施者の住所
- 3. 認定に係る住宅の位置
- 4. 認定に係る住宅の構造
- 5. 理由

(※) は法第6条第4項において準用する建築基準法(昭和25年法律第201号)第18 条第3条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

6. 適合証の参考様式(長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程(一般社団法人住宅性能評価・表示協会))

別記様式2号

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査

適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住字性能評価機関

削

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する 法律第6条第1項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

- 1. 住宅の位置
- 2. 住宅又は建築物の名称
- 3. 住宅の建て方
- 4. 認定申請先の所管行政庁名
- 5. 適合することを確認した認定基準の区分
 - 法第6条第1項第1号関係(長期使用構造等)
 - 法第2条第4項第1号イ関係(構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
 - 法第2条第4項第1号ロ関係(地震に対する安全性の確保) (免震建築物又は耐震等級3に適合する場合 □免震建築物 □耐震等級3)
 - 法第2条第4項第2号関係(構造及び設備の変更を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第3号関係(維持保全を容易にするための措置)
 - 法第2条第4項第4号関係(高齢者の利用上の利便性及び安全性)
 - 法第2条第4項第4号関係(エネルギーの使用の効率性)

注 6 冬	項第2号関係	(住宅の相構)

- □ 法第6条第1項第3号関係(居住環境の維持及び向上への配慮)
- □ 法第6条第1項第4号イ及びロ又は同項第5号イ関係(建築後の住宅の維持保全)
- □ 法第6条第1項第4号ハ又は同項第5号ロ関係(資金計画)

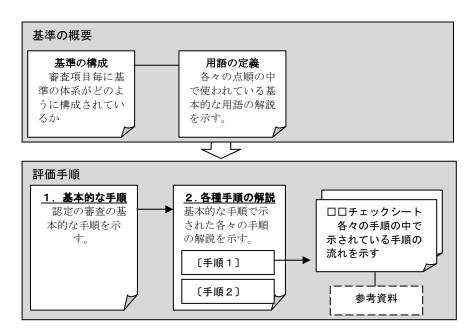
技術的審査依頼年月日	年 月 日
認定申請予定日	年 月 日
適合証交付年月日	年 月 日
適合証交付番号	000-00-0000-0-0-00000
審査員氏名	

2章. 認定事項毎の審査手順

2章. 認定事項毎の審査手順

【本章の見方】

本章は、審査基準毎に 審査の手順を示すもので ある。構成としては、大 きく「基準の概要」と「審 査手順」とに分けられる。



長期優良住宅の認定基準は以下のように整理される。次頁以降、事項ごとに審査の手順を解 説する。

<法第6条第1項第1号関係>

●長期使用構造等とするための措置

●政規使用傳起寺とりるための相直

⇒「本マニュアル2章1. 構造躯体等の劣化対策」

1. 構造躯体等の劣化対策

⇒「本マニュアル2章**2**. 耐震性」

計震性
 可変性

⇒「本マニュアル2章3. **可変性**」

4. 維持管理・更新の容易性

⇒「本マニュアル2章4.維持管理・更新の容易性」

5. 高齢者等対策

⇒「本マニュアル2章5. 高齢者等対策」

6. 省エネルギー対策

⇒「本マニュアル2章6. 省エネルギー対策」

<法第6条第1項第2号関係>

●規模の基準

⇒「本マニュアル2章**7. 規模の基準**」

<法第6条第1項第3号関係>

●良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

⇒「本マニュアル2章8. 居住環境への配慮」

<法第6条第1項第4号関係>

●維持保全の方法の基準

⇒「本マニュアル2章9.維持保全の方法の基準」

●資金計画

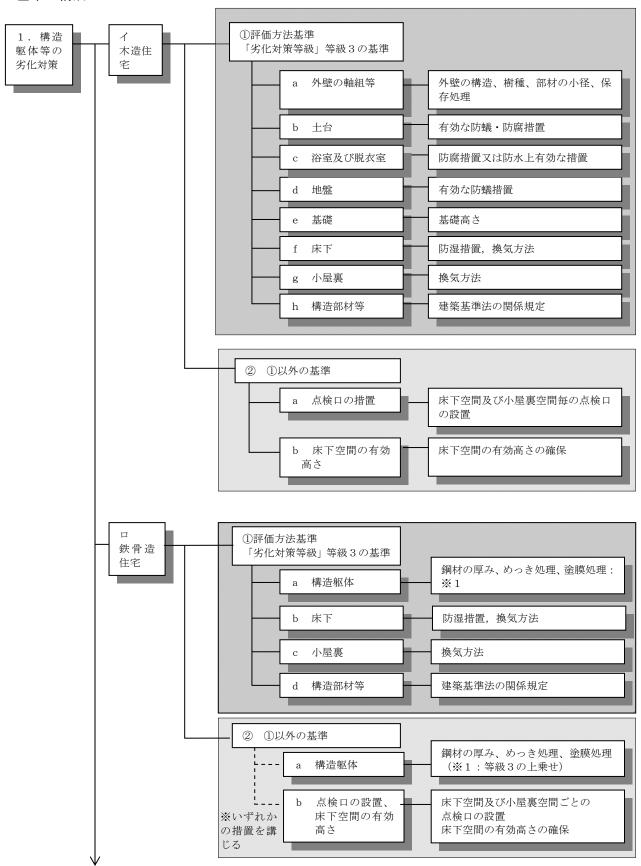
⇒「本マニュアル2章 10. **資金計画**」

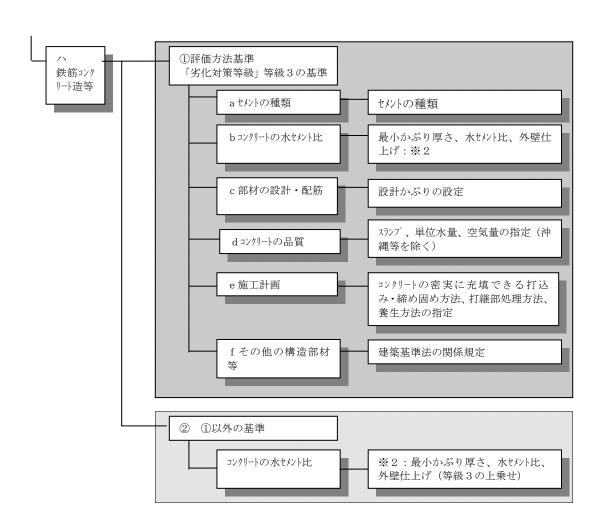
なお、本マニュアルにおける評価方法基準とは、平成13年国土交通省告示第1347号の「評価方法基準」をいう。

1. 構造躯体等の劣化対策

1-1.基準の概要

≪基準の構成≫





〇構造躯体等

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(以下「鉄筋コンクリート造等」という)の 建築物にあっては構造躯体(建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分) 及びそれと一体のものとしてつくられた鉄筋コンクリート造等の部分を、鉄筋コンクリート造等 以外の建築物にあっては構造躯体をいう。

〇軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分(木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない)をいう。

○通気層を設けた構造

壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組 等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。

○真壁構造

柱が直接外気に接する構造をいう。

〇通気構造等

通気層を設けた構造又は軒の出が90cm以上である真壁構造のいずれかの構造をいう。

〇集成材等

- ① 日本農林規格(昭和19年農林省告示第1152号)に規定する化粧ばり構造用集成柱又は構造 用集成材
- ② 日本農林規格(昭和20年農林水産省告示第701号)に規定する構造用単板積層材
- ③ 日本農林規格(平成3年農林水産省告示第701号)に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材

〇構造用合板等

- ① 日本農林規格(昭和15年農林水産省告示第233号)に規定する構造用合板
- ② 日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネル
- ③ 日本工業規格 A5908 に規定するパーティクルボードのうち P タイプ
- ④ 日本工業規格 A5905 に規定する繊維板のうちミディアムデンシティボードの P タイプ

〇構造用製材規格等

- ① 製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)
- ② 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第600号)

○K3相当以上の防腐・防蟻処理

構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理又は防蟻処理(日本工業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む)をいう。

OK2相当以上の防腐・防蟻処理

構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理又は防蟻処理(日本工業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む)をいう。

○耐久性区分 D₁の樹種

構造用製材規格等に規定される耐久性区分のうちD,の樹種に該当するものをいう。

〇日最低気温の平滑平年値の年間極値

日別の最低気温の平滑平年値のうち、一年間で最も低い値をいう。 "平年値"とは、連続する 30 年間について算出した累年平均値をいい、そのうち統計学的処理をして平準化した値を "平滑平年値"という。気象庁で発表する日別値は通常平滑した値を使用する。

1-2. 審査手順 木造住宅の劣化対策(等級3+α)

1. 基本的な手順

手順1 外壁の軸組等の劣化対策の確認



手順2 その他の部位の対策の確認



手順3 床下・小屋裏点検措置の確認



2. 各手順の解説

[手順1]:外壁等の劣化対策の確認

外壁の軸組等のうち、地面から1m以内の部分について、「外壁 工法」「樹種」「保存処理」「小径」の組合せが基準に適合するも のであるか確認する。

 チェックシート劣化 1 a

 チェックシート劣化 1 b

〔手順2〕: その他の対策の確認

① 土台について、地域に応じて土台に用いる樹種、又は保存処理[※] の種類を確認する。また、外壁下端に水切りがあるか確認する。

チェックシート劣化1a

② 地盤について、地域に応じ有効な防蟻措置がなされているか確認 する。

※手順1と同様

- ③ 水廻り部分(浴室、脱衣室)について、防腐措置又は防水上有効な措置がなされているか確認する。
- ④ 基礎高さ(地面から基礎上端又は地面から土台下端までの高さ)が、400 mm以上確保されているか確認する。
- ⑤ 床下換気について、換気上有効な面積の換気口が確保されている か確認する。
- ⑥ 床下防湿について、有効な対策がなされているか確認する。
- ⑦ 小屋裏換気について、換気方式に応じた換気口等の有効面積の天 井面積に対する割合を確認する。
- 8 構造部材等について、建築基準法の関連規定に適合しているか確認する。

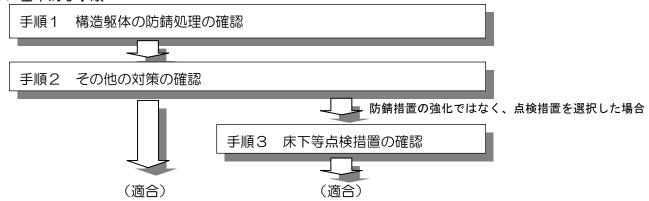
劣化 参考資料 1 参照

〔手順3〕: 床下、小屋裏点検措置の確認

- ① 床下空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ② 小屋裏空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ③ 床下空間の高さが有効330 mm以上確保されているか確認する。

1-3. 審査手順 鉄骨造住宅の劣化対策(等級3+α)

1. 基本的な手順



2. 各手順の解説

〔手順1〕: 構造躯体の防錆処理の確認

① 柱の柱脚部が、鋼材の厚みに応じた厚さの鋼材と防錆処理(塗 膜・めっき処理)の組み合わせによっているか確認する。

チェックシート劣化2 a

チェックシート劣化2 b

② 柱脚部以外の柱、梁、筋かいが、鋼材の厚みに応じた厚さの鋼材 | と防錆処理(塗膜・めっき処理)の組み合わせによっているか確認 する。

チェックシート劣化2 c

③ ①、②以外の構造耐力上主要な部分に、所定の塗装がなされてい るか確認する。

〔手順2〕: その他の対策の確認

① 床下換気について、換気上有効な面積の換気口が確保されている か確認する。

チェックシート劣化2a

- ② 床下防湿について、有効な対策がなされているか確認する。
- ③ 小屋裏換気について、小屋裏の形式に応じた換気口等の有効面積 | チェックシート劣化1 a の天井面積に対する割合を確認する。
- ④ 構造部材等について、建築基準法の関連規定に適合しているか確 認する。

〔手順3〕: 床下、小屋裏点検措置の確認

- ① 床下空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ② 小屋裏空間毎に点検口が設置されているか確認する。
- ③ 床下空間の高さが有効330 mm以上確保されているか確認する。

1-4. 審査手順 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅の劣化対策(等級3+α)

1. 基本的な手順

手順1 セメントの種類の確認



手順2 水セメント比の確認



手順3 その他の対策の確認



(適合)

2. 各手順の解説

<u>〔手順1〕:セメントの種類の確認</u>	
セメントの種類が日本工業規格で定める「ポルトランドセメント」、	チェックシート劣化3a
「フライアッシュセメント」または「高炉セメント」であるか確認す	チェックシート劣化3b
る。	
<u>〔手順2〕:水セメント比の確認</u>	
基準で定められた水セメント比に応じた最少かぶり厚さが確保さ	チェックシート劣化3a
れているかを確認する。	チェックシート劣化3 b
_ [手順3]:各等級共通の対策の確認	
① 部材の設計・配筋について、誤差を見込んで設計かぶり厚さが設	チェックシート劣化3a
定されているか確認する。	
② コンクリートの品質 (スランプ、単位水量、空気量)を確認する。	
③ 施工計画について、コンクリートの打ち込み締め固め方法、打ち	劣化 参考資料 4
継処理方法、養生方法が指定されているか確認する。	参照
④ 構造部材等について、建築基準法の関連規定に適合しているか確	1.5.5
認する。	参照

3劣化対策等	級/木造			参考資料1			
①各等級共通の)基準						
	項目		対策				
1.令37条	構造部材の耐久性	構造耐力上主要な部分	構造耐力上主要な部分(特に腐食等のおそれのある部分)に次の材料が使				
		用されていること					
		⇒・腐食、腐朽、若し)くは摩損し難い材料				
		・有効なさび止め、	防腐若しくは摩損のための	措置をした材料			
0.令41条	木材の品質	構造耐力上主要な部分に	使用する木材に次の耐力上	の欠点がないこと			
		⇒・節、腐れ、繊維σ	D傾斜、丸身、その他				
N.令49条	外壁内部等の	鉄網モルタル塗りその他	b軸組が腐りやすい構造であ	る下地は次のものが使			
	防腐措置等	用されていること					
		⇒・防水紙、その他ご	これに類するもの				
		構造耐力上主要な部分で	である柱、筋かい及び土台の	うち地面から1m			
		以内の部分は次の措置を	E講じること				
		⇒有効な防腐措置 必要に応じてしろありその他の害を防ぐための措置					
I.令80条の2	構造方法に関する 補足	国土交通大臣が定めた安全	上必要な技術的基準のうち構造躯	体等の劣化軽減に関する規定に従ったものである。			
@ I#\#_ @ ##!			1. fr. 1	-			
②構造用製材類 JASの区分			キ等に該当するものの一覧				
JASの区方 1.製材		されるもの (*はヒノキ等に	こ該当するもの) ・スギ	・カラマツ			
1.安例	・ヒノキ*	・ヒバ*					
	・ベイヒバ*	・ベイヒ*	・ベイスギ*	・ベイマツ			
	・タフリカカフマラ ・ケヤキ*	・サイプレスパイン ・クリ [*]	・クヌギ	・ミズナラ			
	・ケヤギ	・クリ゛・セランガンバツ	・クメモ・アピトン				
	・ガノール・ボンゴシ	・セクフカフハツ	・ジャラ	・ケンパス			
	・ダグラスファー	• ウエスタンラーチ	<u>・ダマノ</u> ・ダフリカカラマツ	• パシフィックコーストイエローシーダー			
構造用製材	・タマラック	・カラマツ	・ヒバ [※]	・ヒノキ [※]			
将足用表的	・ベイヒバ*	・スギ	- -				
	•/\1E/\	•	・タイワンヒノキ*	• ウェスタンレッドシーダー [※]			
③小屋裏換気方	式						
換気方式	小屋裏の形式及び換気	口等の有効面積の天井面積	責に対する割合(Qk)				
	小屋裏の形式		有効面積の天井面積に対	する割合			
1.換気方式1	・小屋裏の壁に2以上の換気口を設置		換気□のQk≥1/300				
1.100000	が圧裂の主にとめ上		1XX1000				
D.換気方式2	・軒裏に2以上の換気	- 271- 1	換気□のQk≥1/250				

・排気口は小屋裏の頂部に設置する注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令を指す。

二.換気方式4

小屋裏の壁に排気口を垂直距離90m以上

・軒裏又は小屋裏の壁に給気口を設け、かつ

排気塔その他の器具を用いた排気口を設置

給気□のQk≧1/900

排気□のQk≧1/1600

①各等級共通の基準

項目		対策
イ. 令37条	構造部材の耐な性	構造耐力上主要な部分(特に腐食等の恐れのある部分)に 次の材料が使用されていること ⇒・腐食、腐朽、若しくは摩損し難い材料 ・有効なさび止め、防腐若しくは摩損のための措置をした材料
二. 令80条の2	横行方法に関する補足	国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうち構造躯体等の劣化軽減に関する 規定に従ったものであること

別表 1(防錆処理(塗膜)一覧表)

		下塗り1		下塗り2		中塗り・上塗り	
			塗り 回数		塗り 回数		塗り 回数
	а	鉛系さび止めペイント	1回	-	-	鉛系さび止めペイント	1回
	b	鉛・クロムフリーさび止め ペイント	1 回	-	-	鉛・クロムフリーさび止め ペイント	1 回
区分1	С	ジンクリッチプライマー	1 回	-	-	-	-
	d	2 液形エポキシ樹脂 プライマー	1 🗇				
	е	厚膜形ジンクリッチ ペイント	1 🗇	-	-	-	-
	f	鉛系さび止めペイント	2回	-	-	合成樹脂調合ペイント	2回
区分2	g	鉛・クロムフリーさび止め ペイント	2回	-	-	合成樹脂調合ペイント	2回
	h	2液形エポキシ樹脂プライマー	1回	-	-	合成樹脂調合ペイント	2回
	i	2 液形エポキシ樹脂プライマー	1回	-	-	2 液形エポキシ樹脂エナメル	1回
区分3	j	2液形エポキシ樹脂プライマ—	1回	_	-	2液形エポキシ樹脂エナメル	2 回
	k	ジンクリッチプライマー	1回	=	-	2 液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	1回
区分4	1	ジンクリッチプライマー	1回	2 液形エポキシ 樹脂プライマー	1回	2液形エポキシ樹脂エナメル	1 回
区分5	m	ジンクリッチプライマー	1回	2 液形エポキシ 樹脂プライマー	1回	2 液形エポキシ樹脂エナメル	2回
ال وريس	n	ジンクリッチプライマー	1回	2 液形厚膜エポキシ 樹脂プライマー	1 🗓	2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	2回

- 1 この表においてa、b、d、f、g、h、i 及びjの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
- 2 この表においてd、h、i 及びj以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- 3 この表において d、i 及び j の塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1 にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- 4 この表において下塗り1及び下塗り2は工場内にて行うものとする。
- 5 この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格 K5623 に規定する亜酸化鉛さび止めペイント又は日本工業規格 K5625 に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。
- 6 この表において「鉛・クロムフリーさび止めペイント」とは、日本工業規格 K5674 に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント 1 種をいう。
- 7 この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格 K5552 に規定するジンクリッチプライマーをいう。
- 8 この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格 K5551 に規定する構造物さび止めペイントA 種をいう。
- 9 この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格 K5553 に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
- 10 この表において「2 液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格 K5659 に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する 膜厚が約 $30\,\mu\mathrm{m}$ 以上のものをいう。
- 11 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格 K5516 に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- 12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格 K5551 に規定する構造物用さび止めペイントB 種をいう。
- 13 この表において「2 液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格 K5659 に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約 $60\,\mu\mathrm{m}$ から $120\,\mu\mathrm{m}$ までのものをいう。

別表 2(防錆処理(めっき処理一覧表)

	めっき処理
Α	片面付着量が30g/㎡以上60g/㎡未満である溶融亜船めっき
В	画面付着量が60g/㎡以上120g/㎡未満である溶融亜給めっき、又は
	画面付着量表示記号 Z06、Z08、Z10、F06、F08、若しくはF10 に該当する溶融亜船めっき鋼材
С	片面付着量が 60g/㎡以上 90g/㎡未満である溶融亜船めっき
D	画面付着量が120g/㎡以上180g/㎡未満である溶融亜給めっき、又は
	画面付着量表示記号 Z12、Z14 若しくは F12 に該当する溶融亜給めっき鋼材
E	片面付着量が90g/mg以上120g/mg未満である溶融亜給めっき
F	画面付着量が180g/㎡以上240g/㎡未満である溶融亜給めっき、又は
	画面付着量表示記号 Z18、Z20、Z22 若しくは F18 に該当する溶融亜船めっき鋼材
G	片面付着量が 180g/m²以上 225g/m² 未満の溶融亜鉛めっき
Н	両面付着量が 360g/m²以上 450g/m²未満の溶融亜鉛めっき、 両面付着量表示記号 Z45 若しくは Z60 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材、又は Y18 に該当する溶融亜鉛—5%アリニウム合金めっき鋼材
I	片面付着量が180g/㎡以上225g/㎡未満である溶融亜給めっき
	画面付着量が360g/㎡以上450g/㎡未満である溶融亜給めっき、
J	画面付着量表示記号 Z45 若しくは Z60 に該当する溶融亜給めっき鋼材、
	AZ70、AZ90 若しくはAZ120 に該当する溶融 55%アルミニウムー亜錯合金めっき鋼材、
	Y20 又は Y22 に該当する溶融亜船― 5%アルミニウム合金めっき鋼材
K	片面付着量が 225g/m以上である溶融亜給めっき
	画面付着量が450g/㎡以上である溶融亜給めっき、 画面付着量表示記号 Z45、Z60 に該当する溶融亜給めっき鋼材、
L	MINI MINI
	Y25、Y27、Y35、Y45 若しくは Y60 に該当する溶融亜給一5%アルミニウム合金めっき鋼材
	B C D F G H

- ※1 この表において「溶融亜船めっき」とは、日本工業規格 H8641 に規定する溶融亜船めっきをいう。
- ※2 この表において「溶融亜船めっき鋼材」とは、日本工業規格 G3302 に規定する溶融亜船めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- ※3 この表において「溶融 55%アルミニウムー亜船合金めっき鋼材」とは日本工業規格 G3321 に規定する溶融 55%アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼 板及び鋼帯をいう。
- ※4 この表において「溶融亜鉛― 5%アルミニウム合金めっき鋼材」とは日本工業規格 G3317 に規定する溶融亜銘―5%アル 5 ニウム合金めっき鋼板及び鋼帯をいう。
- ※5 この表において「両面付着量」とは、3点平均最小付着量をいう。

注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれそれ建築基準法、同法施行令を指す。

3劣化対策等級/RC造及びSRC造

参考資料3

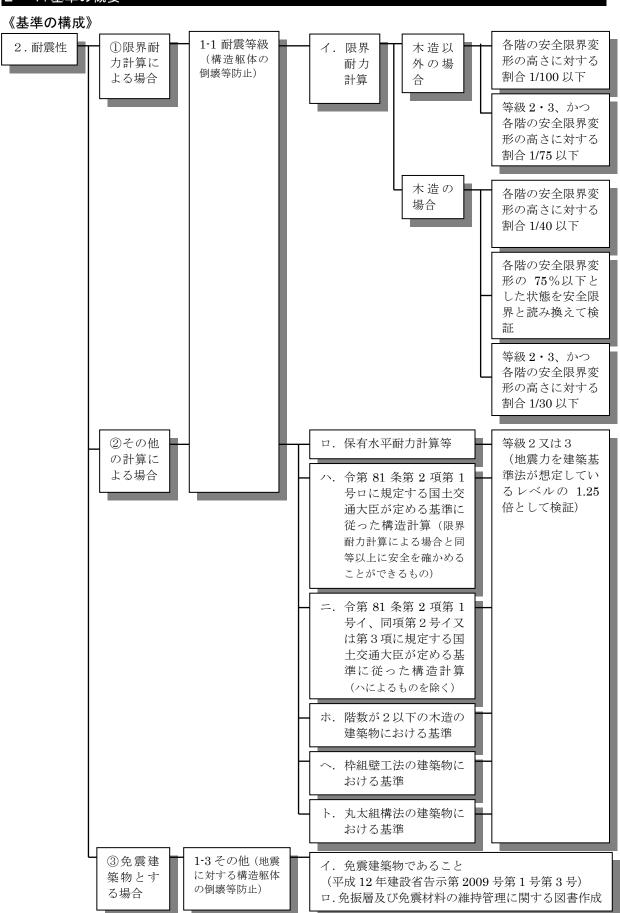
①各等級共通の基準(RC造)

きさであ
られるこ
いこと
<u>ا</u> ك
=
 ち造躯体

①密実に充填できる打込み・締め固め方法の指定 項目 指定の例 1. 使用する締固め機 ・JISA8610 (コンクリート棒型振動機) に定める振動機→ロへ・型枠振動機→ハへ・空き棒・その他同性能を有する用具 □. 棒型振動機の使用 方法 ・ 挿入間隔は60cm以下とすること・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること・部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
項目 指定の例 1. 使用する締固め機 ・JISA8610 (コンクリート棒型振動機) に定める振動機→ロへ ・型枠振動機→ハへ ・突き棒 ・その他同性能を有する用具 □. 棒型振動機の使用 方法 ・挿入間隔は60cm以下とすること ・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ・ ・ ・ ・ ・ 部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
 イ. 使用する締固め機器の種類 ・ JISA8610 (コンクリート棒型振動機)に定める振動機⇒ロへ ・ 型枠振動機⇒ハへ ・ 突き棒 ・ その他同性能を有する用具 ・ 打込み各層毎に締固めを行うこと ・ 挿入間隔は60cm以下とすること ・ 加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ハ. 型枠振動機の使用方法 ・ 振動機の取り付け間隔は2~3m/台(通常の壁の場合)とすること ・ 部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
 ・型枠振動機⇒ハへ ・突き棒 ・その他同性能を有する用具 ・打込み各層毎に締固めを行うこと ・挿入間隔は60cm以下とすること ・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること が振動機の使用方法 ・振動機の取り付け間隔は2~3m/台(通常の壁の場合)とすること ・部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
 ・突き棒 ・その他同性能を有する用具 ・打込み各層毎に締固めを行うこと ・挿入間隔は60cm以下とすること ・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ・振動機の取り付け間隔は2~3m/台(通常の壁の場合)とすること ・部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
応
方法 ・挿入間隔は60cm以下とすること ・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ハ. 型枠振動機の使用 方法 ・振動機の取り付け間隔は2~3m/台(通常の壁の場合)とすること ・部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
・加振はコンクリートの上面にペーストが浮くまでとすること ハ. 型枠振動機の使用 ・振動機の取り付け間隔は2~3m/台(通常の壁の場合)とすること ・部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
加. 型枠振動機の使用
方法 ・部材の厚さ・形状、型枠の剛性、打込み方法に応じた加振時間 ②打継ぎ部の処理方法の指定項目 指定の例
②打継ぎ部の処理方法の指定 項目 指定の例
項目 指定の例
項目 指定の例
14. 打継ぎ部の位置 1・梁、床スラブ及び屋根スラブの鉛直打継ぎ部はスパンの中央付近に設けること
・柱及び壁の水平打継ぎ部は、床スラブ(屋根スラブ)・梁の下端、または床スラブ・梁・基礎梁
の上部に設けること
□. 打継ぎ部の形状 ・打継ぎ面を鉄筋に直角とすること
・構造部材の耐力の低下が少ない形状とすること
・打継ぎ部の処理が円滑に行える形状とすること
・新たに打つコンクリートの締固めが容易に行える形状とすること
・エキスパンションを除き、打継ぎ部の鉄筋は連続とすること
・ 打継ぎ面はレイタンスや脆弱なコンクリートを除去し、散水などにより潤滑にすること
継ぎ面の処置 (但し、打ち込み前は水分を取り除くこと)
③養生方法の指定
項目 指定の例
1. 湿潤養生の方法 ・透水性の小さいせき板により被覆すること
・養生マット又は水密シートにより被覆すること
・散水・噴霧、養生製剤の塗布を行うこと
ロ. 養生期間 ・セメントの種類及びそれに応じた養生期間
ル. 養生温度の配慮
a.寒冷期における ・打込み後5日間以上コンクリート温度を2℃以上に保つこと
措置
 初期養生期間は打込まれたコンクリートで圧縮強度5N/mm²が得られるまでとすること
b温度制御養生の・クーリング養生(打設後埋設したパイプに冷却水などを通し強制的にコンクリート
方法を分却する方法)
• 散水養生
・保温養生(保温性のよい型枠等を使用する)
・被覆養生(シート等でコンクリートを覆う)
・断熱養生(断熱型枠等でコンクリートを覆う)
・加熱養生(ヒーター等でコンクリートを加熱する)

2. 耐震性

2-1. 基準の概要



≪用語の解説≫

〇限界耐力計算

建築基準法施行令第82条の6に規定される構造計算。

〇保有水平耐力計算

建築基準法施行令第8節構造計算第1款の2に規定する構造計算。 ただし、住宅性能評価の等級2においては、同第82条の4の規定を除外する。

〇許容応力度等計算

建築基準法施行令第3章第8節第1款の4に規定する構造計算。

〇耐久性等関係規定

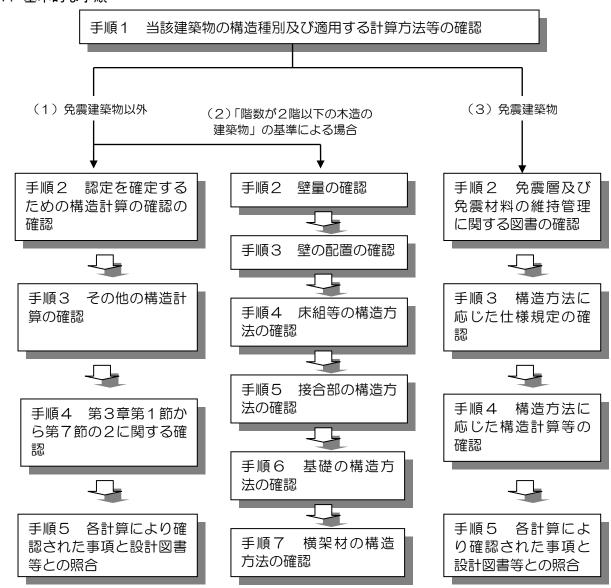
建築基準法施行令第36条第2項第2号に規定する耐久性等関係規定。 ただし、住宅性能評価においては、同第39条第1項及び第70条の規定を除外する。

〇免震建築物

平成12年建設省告示第2009号第1第3号に規定する免震建築物をいう。

2-2.審査手順 耐震性

1. 基本的な手順



2. 各手順の解説

〔手順1〕: 当該住宅の構造種別等及び適用する計算方法等の確認

① 構造種別等の確認当該建築物の構造種別や規模等、構造計算等の適用範囲

当該建築物の構造種別や規模等、構造計算等の適用範囲に関わる基本的な事項を確認する。

② 構造の安定の計算方法の確認

①で確認された情報をもとに、採用されている構造計算等が適切な 適用範囲で用いられていることを確認する。

※免震建築物の場合は平成12年建設省告示第2009号第2で該当する 構造方法及び適用する計算方法を確認する。 チェックシート 構造8 チェックシート

構造1~20

チェックシート

構造21

(1) 免震建築物以外の場合

〔手順2〕:認定を確定するための構造計算の確認

① 適用倍率の確認

各構造計算方法等において、検証する等級に応じた倍率を用いていることを確認する。

チェックシート

構造1~20

② 計算結果の確認

計算結果が、基準に適合していること(応答値が限界値を超えていないこと等)を確認する。

③ 入力値及び計算過程の確認

計算に当たって採用された荷重・外力の大きさ、材料強度の入力値、 及び計算過程を確認する。

〔手順3〕: その他の構造計算の確認

構造計算(手順2で確認された構造計算を除く)が適切に行われていることを確認する。

チェックシート

構造1~20

〔手順4〕:第3章第1節から第7節の2に関する確認

① 建築基準法施行令第3章第1節から第7節の2に定める基準(一部の規定を除く)に適合していることを確認する。

チェックシート

構造1~20

確認する内容は、建築物の構造種別や規模に関わらない構造安全の 共通原則と、構造種別ごとの構造細則規定である。

② ①の仕様が設計図書等に反映されていることを確認する。

〔手順5〕: 各計算により確認された事項と設計図書等との照合

① 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造要素が有効につりあいよく配置されており、さらにその配置が設計図書等に反映されていることを確認する。

チェックシート

構造1~20

- ② 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造部材の材料強度 が確保されており、さらにその材料の仕様が設計図書等に反映されて いることを確認する。
- ③ 構造計算によって確認された柱・壁・床等の構造部材の接合方法が設計図書等に反映されていることを確認する。
- ※ なお、チェックシートは、すべての計算方法について作成していない。その他の計算方 法による場合は、3章のチェックシートを参考に、各自作成して頂きたい。

(2) 階数が2以下の木造の建築物

[手順2]:壁量の確認

耐震等級が等級2又は等級3の基準をみたすかどうか、壁量の確認を 行う。以下に掲げる手順のうち、建築基準法施行令第46条に対する ①~③の確認を行い、また、評価方法基準に対する④~⑥の確認を行 う。

チェックシート 構造11 チェックシート 構造12

- ① 令第46条による耐力壁の存在壁量の確認 耐力壁の種類、倍率及び実長を確認し、令第46条第4項の規定に よる耐力壁の存在壁量を確認する。
- ② 今第46条による必要壁量の確認 令第46条第4項に規定する地震に対する必要壁量及び風に対する 必要壁量を確認する。
- ③ 「①による存在壁量」≧「②による必要壁量」の確認 ①の耐力壁の存在壁量と、②の地震に対する必要壁量の大小を比較 し、存在壁量が必要壁量以上であることを確認する。
- ④ 耐力壁と準耐力壁等の存在壁量の確認

評価方法基準 1-1 (3) ホ①の表 1 に規定される軸組(以下「準耐力 壁」という。)の種類、寸法及び倍率を確認し、準耐力壁等の存在壁 量を確認する。

次いで評価方法基準による存在壁量が、①による耐力壁の存在壁量 と準耐力壁等の存在壁量の和であることを確認する。

- ⑤ 評価方法基準による必要壁量の確認 耐震等級の判定のために、評価方法基準第5の1-1(3)ホ①の表2 又は表3に基づく地震に対する必要壁量を確認する。
- ⑥ 「④による存在壁量」≥「⑤による必要壁量」の確認 耐震等級の判定のために、④の耐力壁と準耐力壁等の存在壁量と⑤ の評価方法基準による地震に対する必要壁量の大小を比較し、存在壁 量が必要壁量以上であることを確認する。これを満たしている場合 に、適合と判定する。

〔手順3〕:壁の配置の確認

① 側端部分の設定の確認

建築基準法施行令第46条に基づき、平成12年建設省告示第1352号の 規定に対する壁配置の釣り合いの良さを確認する。

チェックシート 構造11 チェックシート 構造 1 2

各方向、各階における側端部分(桁行方向及び張り間方向の両端から

それぞれ4分の1の部分)の設定位置を確認する。

② 各側端部分における存在壁量の確認 各方向、各階の側端部分それぞれについて、令第46条第4項の規定 による耐力壁の存在壁量を確認する。

③ 各側端部分における必要壁量の確認 各方向、各階の側端部分それぞれについて、令第46条第4項の規定 による地震に対する必要壁量を確認する。

④ 各側端部分における壁量充足率の確認 各方向、各階の側端部分それぞれについて、②の存在壁量を③の必要 壁量で除した値(壁量充足率)を確認する。

壁量充足率の値が、各方向、各階の側端部分それぞれにおいて1を超 える場合には、壁の配置を適合と判定し、次の⑤を行う必要はない。

⑤ 壁率比の確認

各方向、各階における④の壁量充足率のうち、小さい方を大きい方で除した値(壁率比)を確認し、この値が 0.5以上である場合に、適合と判定する。

[手順4]: 床組等の構造方法の確認

床等の構造方法の確認を行う。

① 耐力壁線の設定の確認

耐力壁線が、評価方法基準第5の1-1(3)ホ②の規定(壁線相互の間隔、有効壁長等の規定)に準じて適切に設定されていることを確認する。

- ② 必要床倍率を設定するための条件の確認 耐力壁線の間隔、耐力壁線で挟まれる床組等と耐力壁線の位置関係 等の必要床倍率を設定するための条件を確認する。
- ③ 存在床倍率の確認 耐力壁線で挟まれた床組等について、評価方法基準第5の1-1(3) ホ③の(式2)により算出される存在床倍率を確認する。
- ④ 必要床倍率の確認 耐震等級の判定のために、耐力壁線で挟まれた床組等について、評 価方法基準第5の1-1(3)ホ③の(式1)により算出される地震に対 する必要床倍率を確認する。
- ⑤ ③による存在床倍率≥④による必要床倍率の確認 耐震等級の判定のために、③の存在床倍率と④の地震に対する必要

チェックシート 構造11

チェックシート 構造14

床倍率の大小を比較し、存在床倍率が必要床倍率以上であることを確認する。これを満たしている場合に、適合と判定する。

〔手順5〕:接合部の構造方法の確認

接合部の構造方法の確認を行う。

以下に掲げる手順のうち、建築基準法施行令第47条に基づく平成12年建設省告示第1460号の規定に対する、①の筋かいの端部及び②の耐力壁に接する柱脚・柱頭の接合部の構造方法を確認する。

また、評価方法基準に対する、③の胴差しと通し柱の接合部及び④の 建物外周に接する部分の接合部の構造方法を確認する。

① 筋かいの端部の接合部の確認

筋かい端部の接合部に、筋かいの種類に応じ、告示第 1460 号第一項の規定に照らして適切な構造方法が用いられていることを確認する。

② 柱脚・柱頭の接合部の確認

告示第 1460 号第二項に規定された構造方法からの選択による場合は、耐力壁に接する柱頭・柱脚の接合部に、同告示の規定に照らして適切な構造方法が用いられていることを確認する。

計算による場合は、適切な計算方法であること、及び計算結果に基づき当該接合部に適切な構造方法(例えば、柱脚にかかる引張り力よりも、耐力が大きい接合部の構造方法)が用いられていることを確認する。

③ 胴差しと通し柱の接合部の確認

評価方法基準第5の1-1(3)ホ④のaの規定により、対象となる胴差しと通し柱の接合部について、接合方法の種類に応じた適切な構造方法が用いられていることを確認する。

④ 建物外周に接する部分の接合部の確認

評価方法基準第5の1-1(3) ホ④のbの規定により、建物外周に接する部分の継手及び仕口の構造方法を確認する。

1階小屋組の端部等の耐力上弱点となる部分については、当該接合 部の存在接合部倍率が必要接合部倍率以上であることを確認する。

また、その他の部分については、当該接合部の存在接合部倍率が 0.7以上であることを確認する。

チェックシート 構造11

チェックシート 構造 1 5

〔手順6〕: 基礎の構造方法の確認

基礎の構造方法の確認を行う。

以下に掲げる手順のうち、建築基準法施行令第 38 条に基づく平成 12 年建設省告示第 1347 号の規定に対する①の基礎の構造方法を確認す る。

また、評価方法基準に対する②の鉛直荷重及び③の水平荷重に対する 基礎の構造方法を確認する。

① 基準法レベルの基礎の構造方法の確認 基礎の形式に応じ、基礎の形状・寸法、配筋方法等が、告示第 1347 号の規定に照らして適切に設定されていることを確認する。

- ② 鉛直荷重に対する基礎の構造方法の確認 建物の荷重及び地耐力等の条件に応じて、基礎の各部寸法及び配筋 が適切に設定されていることを確認する。
- ③ 水平荷重に対する基礎の構造方法の確認 上階柱脚の接合方法に応じて、基礎の各部寸法及び配筋が適切に設 定されていることを確認する。
- ④ ②と③の比較による基礎の構造方法の確認 ②の鉛直荷重に対する基礎の寸法・配筋と③の水平荷重に対する基 礎の寸法・配筋を比較して、耐力の高い構造方法が用いられているこ とを確認する。

〔手順7〕: 横架材の構造方法の確認

横架材の構造方法の確認を行う。

評価方法基準に対する鉛直荷重に対する横架材の構造方法を確認する。

① 横架材の構造方法の確認

建物の荷重、横架材の間隔・長さ等の条件に対して、横架材の樹種 及び断面寸法等が適切に設定されていることを確認する。 チェックシート 構造 1 1 チェックシート 構造 1 6

チェックシート 構造 1 1 チェックシート 構造 1 6

(3) 免震建築物

〔手順2〕: 免震層及び免震材料の維持管理に関する図書の確認

① 免震層及び免震材料の維持管理に関して次に掲げる図書が作成さ れていること

チェックシート

構造21

- 免震材料等の維持管理に関する計画
- ・免震建築物の実況に応じた敷地の維持管理に関する計画

〔手順3〕: 構造方法に応じた仕様規定の確認

① 仕様規定の確認 各構造方法において、仕様規定(一部の地域を除く)の確認を行う。 チェックシート

構造22

② ①の仕様が設計図書等に反映されていることを確認する。

~構造24

〔手順4〕: 構造方法に応じた構造計算等の確認

① 構造計算等の確認

チェックシート

各構造計算方法等において、計算結果が基準に適合していること (応答値が限界値を超えていないこと等)を確認する。

構造24

〔手順5〕:各種計算等により確認された事項と設計図書等との照合

① 以上の手順によって確認された柱・壁・床等の構造要素が有効に釣 り合い良く配置されており、さらにその配置が設計図書等に反映され ていることを確認する。

チェックシート

構造22

~構造24

- ② 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造部材の材料強度 が確保されており、さらにその材料の仕様が設計図書等に反映されて いることを確認する。
- ③ 構造計算等によって確認された柱・壁・床等の構造部材の接合方法 が設計図書等に反映されていることを確認する。

3. 可変性

3-1.基準の概要

≪基準の構成≫

3. 可変性 イ 躯体天井高

≪用語の解説≫

〇躯体天井高

住戸専用部分の構造躯体等の床版等にはさまれた空間の高さをいう。

3-2. 審査手順 可変性

1. 基本的な手順

手順1 躯体天井高の確認



(適合)

2. 各手順の解説

[手順1]:躯体天井高の確認

- ① 審査対象住戸の構造躯体等である床版等の上面から上階の構造 躯体の下面までの空間の内法高さを確認する。
- ② 異なる躯体天井高が存する場合は、該当する空間の内法高さ(床面積の1/2以上が該当)を確認する。
- ③ メゾネット住宅等認定対象住戸が複数の階にわたる場合、各階について確認する。

チェックシート 可変 1

4. 維持管理・更新の容易性

4-1.基準の概要

≪基準の構成≫ 4.維持管 維持管 ① コンクリート内埋込み配管の有無 理・更新の 理対策等級 容易性 (専用配管) ② 地中埋設管上でのコンクリート打設の有無 ③ 専用配管が他住戸専用部に設置されないこと ④ 専用の排水管の内面が平滑で、たわみ、抜け等が生 じないよう設置されていること ⑤ 排水管における掃除口又は清掃可能な措置が講じら は共同住 宅等のみ れたトラップの有無 ⑥ 主要接合部等又は排水管の掃除口における、点検又 は清掃可能な開口の有無 口 維持管 理対策等級 ① コンクリート内埋込み配管の有無 (共用配管) ② 地中埋設管上でのコンクリート打設の有無 ③ 共用排水管における掃除口の位置 ④ 主要接合部等又は排水管の掃除口における点検又 は清掃可能な開口の有無 ⑤ 共用排水管の内面が平滑で、たわみ、抜け等が生じ ないように設置されていること ⑥ 横主管の設置位置及び人通孔等の有無 ⑦ 共用部分からの共用配管の補修を可能とする措置※ ハ 更新対 ① コンクリート内埋込み配管の有無 策等級 (共用 排水管) ② 地中埋設管上でのコンクリート打設の有無 ③ 横主管のピット内等設置 ※: 共用配管について、維持管理 ④ 共用排水管更新の措置 ※ の円滑な実施のために必要な措 置が講じられている場合にあっ ては、当該規定は適用しない。 ⑤ コンクリート床等の貫通部の措置 ⑥ 新たな共用排水管の設置余地

≪用語の解説≫

〇専用配管

- a 一戸建ての住宅
 - (i) 排水管 敷地内最終ますから設備機器との接続部までの配管
 - (ii) 給水管 水道メーターから住戸内の給水栓又は設備機器(給湯設備を含む。) との接続部までの配管
 - (iii) 給湯管 給湯設備から住戸内の給湯栓又は設備機器との接続部までの配管
- b 共同住宅等
 - (i) 排水管 共用立管との接続部から設備機器との接続部までの住戸専用部の配管
 - (ii) 給水管 各住戸の水道メーター (メーターが設置されない場合にあっては、共用配管 との接続部) から専用部の給水栓又は設備機器 (給湯設備を含む。) との接続部までの 配管
 - (iii) 給湯管 給湯設備(専用部に給湯設備が設置されない場合にあっては、各住戸の給湯の メーター(メーターが設置されない場合にあっては、共用配管との接続部))から住戸内 の給湯栓又は設備機器との接続部までの配管

〇共用配管

- (i) 排水管 専用立管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管
- (ii) 給水管 横主管から各住戸の水道メーター(メーターが設置されない場合にあっては、 専用配管との接続部)までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横主管(この範 囲内に存する受水槽、高置水槽その他の設備機器を除く。)
- (iii) 給湯管 共用の給湯設備から各住戸の給湯のメーター (メーターが設置されない場合 にあっては、専用配管との接続部) までの立管及び共同住宅等の水平投影内に存する横 主管

〇点検

排水管、給水管又は給湯管に事故が発生した場合における当該箇所の確認をいう。

〇清掃

排水管内の滞留物及び付着物の除去をいう。

〇補修

排水管、給水管又は給湯管に事故が発生した場合における当該箇所の修理及び配管、バルブ、 継手等の部品の部分的な交換をいう。

〇主要接合部等

- a 専用配管の場合 設備機器と専用配管の接合部並びに専用配管のバルブ及びヘッダーをいう。
- b 共用配管の場合 専用配管と共用配管の接合部及び共用配管のバルブをいう。

〇共用排水管

専用の排水管との接続部から建物外部の最初のますまでの立管及び横主管をいう。

〇共用排水管の更新

共用排水管の全面的な交換又は変更をいう。

4-2.審査手順 維持管理対策等級(専用配管) [一戸建て・共同各戸]

1. 基本的な手順

手順1 専用配管の設置位置・設置方法等の確認



手順2 専用排水管の清掃及び専用配管の点検措置の確認



2. 各手順の解説

〔手順1〕: 専用配管の設置位置・設置方法等の確認

① 排水管、給水管、給湯管毎に、おおむねの配管位置を確認する。

チェックシート 維持 1

- ② 配管の設置方法(コンクリート内埋め込みの有無、地中埋設管上でのコンクリート打設の有無)を確認する。
- ③ 専用の排水管は内面が、清掃に支障がないような平滑なものか 確認する。
- ④ 専用の排水管はたわみ、抜けその他変形が生じないように設置 されているか確認する。
- ※ 共同住宅等の場合は、他の住戸の専用部に設置されていないか を確認する。

〔手順2〕: 専用排水管の清掃及び専用配管の点検措置の確認

- ① 排水管のトラップの形状又は掃除口の位置を確認する。なお、 便所に係る排水管は、便所と共用立管又は排水管の位置関係を確 認する。
- ② 排水管、給水管及び給湯管と設備機器との接合部、給水管、給 湯管のバルブ・ヘッダーの位置を確認する。
- ③ ①及び②において、仕上げ材等により掃除口及び接合部等が、 隠蔽されている場合は、清掃、点検に必要な開口部の有無を確認 する。

チェックシート 維持 1

4-3.審査手順 維持管理対策等級(共用配管) 〔共同住棟〕

1. 基本的な手順(共同住宅のみ)

手順1 共用配管の設置位置・設置方法の確認



手順2 共用配管の点検、清掃及び補修のための開口等の確認



2. 各手順の解説

〔手順1〕: 共用配管の設置位置・設置方法の確認

① 共用の排水管、給水管、給湯管毎に、配管位置を確認する。

チェックシート 維持2

- ② 配管の設置方法(コンクリート内埋め込みの有無、地中埋設管上でのコンクリート打設の有無、横主管のピット内等設置、補修可能な位置への設置)を確認する。
- ③共用の排水管は内側の清掃に支障がないような平滑なものか確認 する。
- ④共用の排水管はたわみ、抜けその他変形が生じないように設置されているか確認をする。

〔手順2〕: 共用配管の点検、清掃及び補修のための開口等の確認

- ① 排水管の掃除口の位置を確認する。
- ② 専用配管と共用配管の接合部、共用配管のバルブの位置を確認する。
- ③ ①及び②において、仕上げ材等により、掃除口及び接合部等が、 隠蔽されている場合は、清掃、点検に必要な開口部の有無を確認 する。
- ④ ピット若しくは1階床下空間内又はピロティ等に共用配管が設置されている場合は、人通孔等の有無を確認する。
- ⑤ 共用配管がパイプスペース等に隠蔽されている場合は、専用部分に立ち入らないで補修が行える開口があることを確認する。
 - ※共用配管について、区画された竪穴であるパイプスペース内に 設置されており、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が 講じられている場合にあっては、上記の位置であることを要し ない。

チェックシート 維持2

4-4. 審査手順 更新対策等級(共用排水管)の〔共同住棟〕

1. 基本的な手順

手順1 共用排水管の設置位置・設置方法の確認



手順2 共用排水管の容易な撤去・接続替え、設置余地の確認



2. 各手順の解説

〔手順1〕: 共用排水管の設置位置・設置方法の確認

- ① 共用排水管の配管位置を確認する。
- ② 共用排水管の設置方法について、以下を確認する。
 - ・コンクリート内埋め込みの有無
 - ・地中埋設管上でのコンクリート打設の有無
 - ・横主管のピット内等設置 (専用部分に立ち入らないで到達できるものに限り、共用部分 の仕上げ材等の軽微な除去を伴い到達できるものを含む)
- ③ 共用排水管が次のいずれかの位置に設けられていること。
 - ・専用部分に立ち入らないで更新ができる位置に露出。
 - ・専用部分に立ち入らないで更新が行える開口をもつパイプスペース内(共用部分の仕上げ材等の軽微な除去を伴い、更新できる場合を含む)
 - ※共用配管について、維持管理の円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合にあっては、上記の位置であることを要しない。

〔手順2〕: 共用排水管の容易な撤去・接続替え、設置余地の確認

- ① 次のいずれかの措置が講じられていることを確認する。
 - ・コンクリートの床等の貫通部の措置の基準に適合。
 - 新たな共用排水管の設置余地

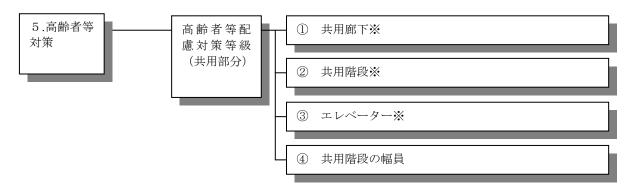
チェックシート 維持2

チェックシート 維持2

5. 高齢者等対策

5-1.基準の概要

≪基準の構成≫



※手すり、段差、高低差の基準を除く。

≪参考:高齢者等配慮対策等級(共用部分)等級3と認定基準との関係≫

※見え消しの部分は、認定基準においては対象としない。

(3) 評価基準 (新築住宅)

ハ 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

① 共用廊下

評価対象住戸から、建物出入口、共用施設、他住戸等その他の日常的に利用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する共用廊下が、次に掲げる基準に適合していること。

- a 共用廊下の床が、段差のない構造であること。
- b 共用廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- (i) 勾配が 1/12 以下(高低差が80mm 以下の場合にあっては 1/8 以下)の傾斜路が設けられているか、又は、当該傾斜路及び段が併設されていること。
- (ii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が② a の(i)から(iii)までに掲げる基準に 適合していること。
- c イ①のcからeまでに掲げる基準に適合していること。
 - ⇒イ①e 令第119 条及び第126 条第1項に定める基準に適合していること。

② 共用階段

各階を連絡する共用階段のうち少なくとも一つが、次に掲げる基準に適合していること。

- a 次の(i)から(iii)まで(評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合に あっては、(iii)) に掲げる基準に適合していること。
- (i) 踏面が240mm 以上であり、かつ、けあげの寸法の 2 倍と踏面の寸法の和が550mm 以上 650mm 以下であること。
- (ii) 蹴込みが30mm 以下であること。
- (iii) ロ② a の (iii) 及び (iv) に掲げる基準に適合していること。
 - ⇒最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。
- - ⇒令第23 条から第27 条まで及び第126 条第1項に定める基準に適合していること。

③ エレベーター

評価対象住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、評価対象住戸からエレベーター又は 共用階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、かつ、エ レベーターを利用せずに評価対象住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、評価対象住戸 からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及び エレベーターホールが次に掲げる基準に適合していること。

- a エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、イ $oldsymbol{4}$ a の(i)及び(iii)に掲げる基準に適合していること。
 - ⇒(i) エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm 以上であること。
- (ii) エレベーターのかごの奥行きが内法寸法で1,350mm 以上であること。
 - ⇒(iii) エレベーターホールに一辺を1,500mm とする正方形の空間を確保できるものであること。
- b 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の床が、段差のない構造であること。
- e 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- (i) ロ①bの(i)及び(ii)に掲げる基準に適合していること。
- (ii) 段が設けられている場合にあっては、当該段が②aの(i)から(ii)までに掲げる基準に適合していること。

④ 共用階段の幅員

評価対象住戸のある階においてエレベーターを利用できない場合にあっては、当該階から建物 出入口のある階又はエレベーター停止階に至る一の共用階段の有効幅員が900mm 以上である こと。

5-2. 審査手順 高齢者等配慮対策等級(共用部分)

1. 基本的な手順

手順1 建物出入口から当該住戸の玄関に至る経路範囲等の確認



手順2 認定に応じた各仕様の確認



2. 各手順の解説

<高齢者等配慮対策等級(共用部分)>

〔手順1〕:建物出入口から当該住戸の玄関に至る経路範囲等の確認

- ① 建物出入口から審査対象住戸の玄関に至る経路の範囲(共用廊下、共用階段、エレベーター等)を確認する。
- ② 確認すべき範囲に留意しながら、各仕様を確認する。

〔手順2〕:認定に応じた各仕様の確認

- ① 共用廊下の確認
 - イ 関連する法規に適合しているか確認する。
- ② 共用階段の確認

イ~ハについては少なくとも1の共用階段について確認する。

- イ 共用階段の勾配、滑り止め、段鼻、蹴込みが認定に応じた基準に適合しているか確認する。
- ロ 関連する法規に適合しているか確認する。
- ハ 幅員が基準に適合するか確認する。
- ③ エレベーターの確認

手順1の①のエレベーターについて確認する。

- イ エレベーターの利用等が認定に応じた基準に適合しているか 確認する。
- ロ エレベーター及びエレベーターホールの寸法等が基準に適合 するか確認する。

チェックシート 高齢 1

6. 省エネルギー対策

評価方法基準において、平成 27 年 4 月 1 日より「5-1 省エネルギー対策等級」から「5-1 断熱等性能等級」への変更及び「5-2 一次エネルギー消費量等級」の追加が行われる。ただし、「5-1 断熱等性能等級」の規定は、公布の日(平成 26 年 2 月 25 日)から先行して適用することが可能となっている。つまり、平成 27 年 3 月 31 日までは「5-1 省エネルギー対策等級」と「5-1 断熱等性能等級」のいずれかから適用する基準を選択できることになり、平成 27 年 4 月 1 日より「5-1 断熱等性能等級」へ完全移行することとなる。

また、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 25 年国土交通省告示第 907 号。)の附則 5 に適合する場合は等級 4 とみなすことができる。

長期優良住宅の省エネルギー対策においても、評価方法基準の 5-1 を引用しており、同様の扱いとなる。なお、「5-2 一次エネルギー消費量計算」は当面の間、評価対象とはならない。

以下6-1(1)、6-2(1)に「5-1省エネルギー対策等級」、6-1(2)、6-2(2) に「5-1断熱等性能等級」の基準の構成と認定の審査手順を示す。

「5-1 省エネルギー対策等級」

○建築主の判断の基準

平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」をいう。

〇設計施工指針

平成 18 年国土交通省告示第 378 号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」をいう。

〇地域の区分

建築主の判断の基準(平成18年告示第3号)別表第1に掲げる地域の区分をいう。

なお、IVa 又はIV b については、住宅事業建築主の判断の基準(平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第2号)別表第1に掲げるIV a 又はIV b の区分をいう。

(I地域~VI地域)

〇小規模な住宅

一戸建て住宅、重ね住宅及び連続住宅にあっては床面積 100 ㎡以下、共同住宅にあっては床面積 60 ㎡以下のものをいう。

「5-1 断熱等性能等級」

〇建築主の判断の基準

平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」をいう。

〇設計施工指針

平成25年国土交通省告示第907号「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」をいう。

〇地域の区分

建築主の判断の基準(平成25年告示第1号)別表第4に掲げる地域の区分をいう。 (1地域~8地域)

〇外皮平均熱貫流率

内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。)を外皮等(外気等(外 気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外 気に通じていない場合には屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共 用部に接する部分等をいう。以下同じ。)面積の合計で除した値をいう。

〇平均日射熱取得率

入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。

「5-1 省エネルギー対策等級」「5-1 断熱等性能等級」共通

〇土間床等

地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆った床又は床裏が外気に通じない床をいう。

〇熱橋

構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣っているものをいう。

○断熱構造

断熱、日射遮蔽、結露防止及び気密のための措置を講じた構造をいう。

O防湿層

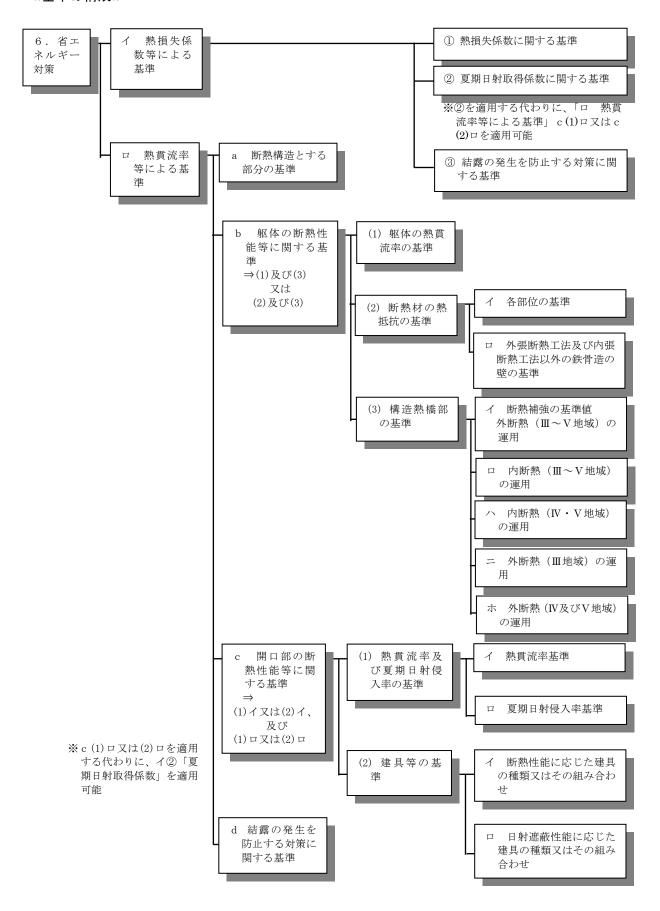
断熱層の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成された層であって、断熱層への漏気や水 蒸気の浸入を防止するものをいう。

O断熱補強

熱橋に断熱材を補うことにより断熱性能を強化することをいう。

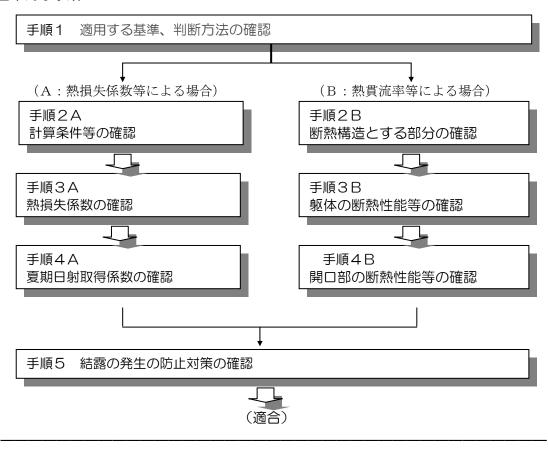
6-1 (1).基準の概要「5-1省エネルギー対策等級」

≪基準の構成≫



6-2 (1).省エネルギー対策に関する認定の審査手順「5-1省エネルギー対策等級」

1. 基本的な手順



※手順 3 Aにより熱損失係数を計算した住宅においては、日射対策については、手順 4 Aの代わりに手順 4 Bを用いることもできる。

チェックシート及び温熱 参考資料のリスト

手順	チェックシート	参考資料	手 順	チェックシート	参考資料
手順1 適用する基準、 判断方法の確認	温熱1	I			
手順2A 計算条件等の確 認	温熱2	1	手順2B 断熱構造性能と する部分の確認	温熱4	_
手順3A 熱損失係数の確 認	温熱2 温熱3	1	手順3B 躯体の断熱性能 等の確認	温熱4	2
手順4A 夏期日射取得係 数の確認	温熱2	1	手順4B 開口部の断熱性 能等の確認	温熱5 温熱6	5, 6, 7
手順5 結露の発生の防 止対策の確認	温熱7	3、4	J		

2. 各手順の解説

〔手順1〕: 判断の審査方法の確認

①5-1 省エネルギー対策等級による申請であるかを確認する。

②適用する判断方法が熱損失係数等によるか、それとも熱貫流率等による | チェックシート 温熱1 か確認する。

⇒設計内容説明書

熱損失係数等による場合は手順2Aへ。 熱貫流率等による場合は手順2Bへ。

A:熱損失係数等による場合ー

[手順2A]:計算条件等の確認

当該住宅の計算条件を確認し、それぞれの計算条件に適合しているか確 | チェックシート 温熱2 認する。

⇒ 温熱 参考資料 1

[手順3A]:熱損失係数の確認

① 計算結果の確認

イ 当該住宅の熱損失係数(Q)の計算結果を確認する。

チェックシート 温熱2

⇒温熱 参考資料 1

ロ 使用する熱損失係数の基準値(Q。)を確認する。 基準値が小規模住宅(Qss)、又は冬期日射の積極的利用の住宅 | チェックシート 温熱3 の住宅(Q_{nc})の場合は、それぞれの基準値の計算式の適切さ及 → ⇒ 温熱 参考資料 1 び適用条件に適合しているか確認する。

ハ 当該住宅の熱損失係数(Q)が該当する基準値(Q_s)を下回っ ているか確認する。

② 計算方法等の確認

チェックシート 温熱2

イ 熱損失係数(Q)の計算が適切な計算方法で算定されているか確 認する。

③ 入力値が正しく設定されているか確認する。

イ 熱損失係数(Q)の計算

断熱構造とするべき部位の熱貫流率、土間床等の熱貫流率、換 気回数 (n)、住宅の気積 (B)、及び当該住宅の床面積 (S) 等の各係数を確認する。

ロ 基準値に小規模住宅の基準値(Q_{ss})を用いる場合 基準床面積(A。)、当該住宅の床面積(S)及び上記イに基 → 温熱 参考資料 1 づく熱損失係数の基準値(Q。)等の各係数を確認する。

チェックシート 温熱3

ハ 基準値に冬期日射の積極的利用の住宅の基準値(Q_{ns})を用いる | チェックシート 温熱3 場合

⇒温熱 参考資料1

建築主の判断の基準別表第2に掲げる地域区分、日射を取り入 れる工夫に応じて定められた補正係数(a)及び上記イに基づく 熱損失係数の基準値(Q_s)等の各の係数を確認する。

〔手順4A〕: 夏期日射取得係数の確認

① 当該住宅の夏期日射取得係数(μ₁)が該当する基準値(μ)を下 | チェックシート 温熱2 回っているか確認する。

⇒温熱 参考資料1

- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- ③ 各方位の外壁の夏期日射侵入量、屋根の夏期日射侵入量及び当該住 宅の床面積等の入力値が正しく設定されているか確認する。

〔手順5〕: 結露の発生の防止対策の確認

① 断熱材の種類、通気層の有無等に応じ、結露の防止対策を確認する。

② 住宅の種類に応じ、熱橋部分の断熱補強を確認する。 ※鉄筋コンクリート造等の住宅の場合、地域区分によって断熱補強 範囲が異なることに留意する。

チェックシート 温熱フ ⇒温熱 参考資料3

-B. 熱貫流率等による場合-

[手順2B]:断熱構造とする部分の確認

断熱構造とすべき部分が断熱構造となっているか部位毎に確認する。

チェックシート 温熱4

[手順3B]: 躯体の断熱性能等の確認

① 躯体の断熱性等の確認 ⇒口 or ハ

イ 判断が熱貫流率によるか、断熱材の熱抵抗によるか確認する。

⇒設計内容説明書

ロ 熱貫流率の基準値による場合

a. 当該住宅の断熱構造とする部分の熱貫流率の設計値(U₁)及 び該当する基準値(U)をチェックシートに記入する。

チェックシート 温熱4 ⇒温熱 参考資料2

- b. 部位毎に地域区分、住宅種類及び断熱材の施工法に応じ、熱貫 流率の設計値(U₁)が基準値(U)を下回っていることを確認 する。
- ハ 断熱材の熱抵抗値による場合

チェックシート 温熱4 ⇒温熱 参考資料2

- a. 当該住宅の断熱構造とする部分の断熱材の熱抵抗の設計値 (R₁) 及び該当する基準値(R) の値をチェックシートに記入する。
- b. 部位毎に地域区分、住宅種類及び断熱材の施工法に応じ、熱抵 抗の設計値 (R_1) が基準値(R)を上回っているか確認する。

[手順4B]: 開口部の断熱性能等の確認

開口部の断熱性能の確認⇒口 or ハ

イ 認定の判断方法が熱貫流率及び夏期日射侵入率によるか、建具の →設計内容説明書 基準によるか確認する。

ロ 熱貫流率及び夏期日射侵入率による場合

チェックシート 温熱 5

- a. 当該住宅の開口部の設計値(熱貫流率: U₁、夏期日射侵入率: □⇒温熱 参考資料5 η₁)、窓が面する方位、および該当する基準値(熱貫流率: U、 夏期日射侵入率 η) をチェックシートに記入する。
- b. 設計値 (U_1, η_1) が各々の基準値 (U, η) を下回っている か確認する。
- ハ 建具等の基準による場合

a. 建具の種類又はその組合せを確認する。

- チェックシート 温熱 6 ⇒温熱 参考資料 6 ⇒温熱 参考資料7
- i) 当該住宅の地域区分、建具番号(種類別グループ)、及び建 具の種別をチェックシートに記入する。
- ii) 地域区分に応じて、各々の建具について建具の構造、建具の 材料、建具の熱貫流率、ガラスの組合せを確認する。
- b. 建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の 設置を確認する。
 - i) 当該住宅の建具番号(方位別等グループ)をチェックシートに記入
 - ii) 地域区分に応じて、各々の建具について建具の面する方位、 建具の種類、材料、ガラス中央部の熱貫流率、付属部材等の設 置を確認する。

〔手順5〕: 結露の発生の防止対策の確認

"A:熱損失係数等による場合"の「手順5」に準じる。

チェックシート 温熱フ ⇒温熱 参考資料4

6 省1初ギー対策/熱損失係数等による場合の基準値等

参考資料1

■熱損失係数基準値Q_s

(W/m^{*}·K) (戸建・共同)

		地域区分(別表第1)							
	I II III V VI								
基準値	1.6以下 1.9以下 2.4以下 2.7以下 2.7以下 3.7以7								

(小規模住宅の場合)

小規模な住宅(一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅は床面積100㎡以下、共同住宅は床面積60㎡以下)については、熱損失係数の基準値を、次の式により算出される数値とすることができる。

 $Q_{ss} = (1+0.005(A_s-S))Q_s$

Q_{ss}:小規模な住宅について適用される熱損失係数の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)

A。:基準床面積(一戸建住宅、重ね建住宅及び連続住宅にあっては100、共同住宅にあっては60)

S :住宅の床面積の合計(単位 平方メートル)

Q。:熱損失係数の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)

(冬期日射利用住宅の場合)

冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅(別表第1のVI地域におけるものを除く。)については、熱損失係数の基準値を次の式により算出される数値とすることができる。

 $Q_{ps} = Q_s \cdot a$

- Q_{ps} 冬期に日射を積極的に取り入れることが可能な住宅について適用される熱損失係数の基準値(単位 1平 カメートル1度につきワット)
- Q。(イ)に定める熱損失係数の基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)
- a 別表第2に掲げる地域の区分、日射を取り入れる工夫に応じて次の表に掲げる補正係数

日射を取り入れる工夫	別表第2に掲げる地域の区分				
□ ■ □ 新 G 4 X 5 / A C 5 工 大	(1, 1)	(ろ)	(t)		
(i)+(iii),(i)+(v)	1.04	1.06	1.10		
(i)+(iv),(i)+(iii)+(v),(ii)+(iii),(ii)+(v)	1.06	1.10	1.15		

- %(i)、(i)における開口部は、設計施工指針4(1)イ又は2)イに適合するものとする。
- (i) 真南から東西 30°の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり 15%以上となるもの
- (ii) 真南から東西 30° の方位における外気に接する開口部のガラス部分の面積の合計が、住宅の床面積当たり 17.5%以上となるもの
- (iii) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量(単位 1 度につきキロジュール。以下同じ。)の合計が50以上となるもの
- (iv) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上となるもの
- (v) 居室床面積1平方メートル当たりの、居室の床以外の蓄熱に有効な熱容量の合計が100以上となるもの

■夏期日射取得係数の計算係数

v_i (第 j 方位による係数)

 第 j 方位		地域区分(別表第1)							
<u> </u>	I	П	Ш	IV	V	IV			
東・西	0.47	0.46	0.45	0.45	0.44	0.43			
南	0.47	0.44	0.41	0.39	0.36	0.34			
南東•南西	0.50	0.48	0.46	0.45	0.43	0.42			
北	0.27	0.27	0.25	0.24	0.23	0.2			
北東·北西	0.36	0.36	0.35	0.34	0.34	0.32			

■夏期日射取得係数基準値*μ*

		地域区分(別表第1)							
	I II III V VI								
基準値	80.0	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06			

6 省Iネルギー対策 / 熱貫流率等による場合の熱貫流率・熱抵抗の基準値(その1) 参考資料2

■熱貫流率	<u>の基準値</u> T	1				#1#P\##	a #:\#.\#			
住宅の	断熱材の			熱貫流率の基準値						
種類	施工法		部位	地域の区分(別表第1)						
111	36±74			I	I	Ш	IV	V	VI	
		屋根又は天装	‡	0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37	
		壁		0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	1.59	
	古地に表すて、十	床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	-	
	内断熱工法		その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	-	
		土間床等	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	_	
鉄筋コンク		の外周	その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	_	
リート造等 の住宅		屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43	
OJIL-U		壁		0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	1.76	
	hi 베드쵸i ㅜ `+	床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54	-	
	外断熱工法		その他の部分	_	_	_	_	_	-	
		土間床等	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	_	
		の外周	その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	-	
		屋根又は天装	#	0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	
		壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	
その他の住		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	_	
宅			その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	_	
		土間床等	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	_	
		の外周	その他の部分	0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	_	

■断熱材の熱抵抗の基準値

住宅の断熱材の		l L		断熱材の熱抵抗の基準値(単位 ㎡・K/W)						
1±七(0) 種類	断熱材の 施工法		部位			地域の区分	(別表第1)			
温风				I	I	Ш	IV	V	VI	
		屋根又は天	#	3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	0.3	
	ナルドチャナ・ナ	床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	1	
	内断熱工法		その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	1	
		土間床等	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	1	
鉄筋コンク		の外周部	その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	1	
リート造等の住宅		屋根又は天	Ħ	3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0	
0711-1		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3	
	カルルに売れてい十	床	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	1	
	外断熱工法		その他の部分	_	_	_	_	_	1	
		土間床等	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	1	
		の外周部	その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	1	
		屋根又は	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
		天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
	ナキルぐきも	壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
木造の住宅	充填断熱 工法	床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	1	
	1 /2		その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	ı	
		土間床等	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7		
		の外周部	その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	-	
		屋根又は	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	
		天井	天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
+n.40 PA >+	ナナカルにあわ	壁		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	
枠組壁工法の住宅	工法	床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	ı	
0)IE U			その他の部分	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	I	
		土間床等	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	ı	
		の外周部	その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	ı	
		屋根又は天	#	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
木造、枠組	外張断熱	壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	
壁工法又は	工法又は	床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	_	
			その他の部分	_	_	_	_	_	_	
宅	工法	土間床等	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	1	
		の外周部	その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	-	

6 省1礼 - 対策 / 熱貫流率等による場合の熱貫流率・熱抵抗の基準値(その2) 参考資料3

■鉄骨造の住宅であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものの断熱材の熱抵抗の基準値

			断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)					
地域	外装材の熱抵 抗	ー般部の断熱層を貫通する金属 部材の有無	断熱材を施工する箇所の区分					
	37 G	את בו כי פיינים	鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する 金属部材			
Ι	0.56以上	無し	1.91	2.12				
		有り	1.91	3.57	0.72			
	0.15以上	無し	1.91	2.43				
	0.56未満	有り	1.91	3.57	1.08			
	0.15未満	無し	1.91	3.00				
		有り	1.91	3.57	1.43			
П	0.56以上	無し	0.63	1.08				
		有り	0.63	2.22	0.33			
	0.15以上	無し	0.85	1.47				
	0.56未満	有り	0.85	2.22	0.50			
	0.15未満	無し	1.27	1.72				
		有り	1.27	2.22	0.72			
II, IV, V	0.56以上	無し	0.08	1.08				
及びVI		有り	0.08	2.22	0.33			
	0.15以上	無し	0.31	1.47				
	0.56未満	有り	0.31	2.22	0.50			
	0.15未満	無し	0.63	1.72				
		有り	0.63	2.22	0.72			

6 省エネルギー対策 / 熱損失係数等による場合の構造熱橋部の断熱補強基準値

参考資料4

■構造熱橋部の断熱補強の基準(熱損失係数等による場合)

<内断熱工法>

構造熱橋部の		断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分				
梁、柱の形状		如然佛通(为四),相由,李华间		I	Ш	IVa		
	床面	断熱補強の範囲(mm)	500	200	150	125		
室内側に突出してい	法田	断熱補強の熱抵抗(m²・K/W)	0.4	0.1	0.1	0.1		
る場合	壁面	断熱補強の範囲	100			/		
	菜田	断熱補強の熱抵抗	0.1					
	床面	断熱補強の範囲	200	75	50			
室外側に突出してい		断熱補強の熱抵抗	0.2	0.1	0.1	/		
る場合	P#=	断熱補強の範囲	150	75	50	/		
	壁面	断熱補強の熱抵抗	0.2	0.1	0.1			
	床面	断熱補強の範囲	200	100	75			
室内側、室外側いず れにも突出していない い場合	床山	断熱補強の熱抵抗	0.2	0.1	0.1			
	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75			
		断熱補強の熱抵抗	0.2	0.1	0.1			

¹ 地域区分のうち「Wa 地域」は、住宅事業建築主の判断の基準(平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第2号)別表第11に掲げるWa 地域をいう。

<外断熱工法>

構造熱橋部の		断熱補稀の部位・範囲・基準値			
梁、柱の形状		I			
室内側に突出している場合	床と壁の取	断熱補強の範囲	75		
至内間に矢出して の場合	合部	断熱補強の熱抵抗	0.1		
室内側、室外側いずれにも	壁と屋根の	断熱補強の範囲	50		
突出していない場合	取合部	断熱補強の熱抵抗	0.1		

² 柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが 900 mm以上の場合は構造熱橋部として扱うこととし、900 mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又 は床の一部として取扱う。

6 省I礼 - 対策 / 熱貫流率等による場合の構造熱橋部の断熱補強基準値

参考資料5

■構造熱橋部の断熱補強の基準(熱貫流率等による場合)

鉄筋コンクリート造等の住宅の床、間仕切壁等が断熱層を貫通する部分(構造熱橋部)においては、次のイからホまでに定める基準により、断熱補強を行う。

【断熱補強の熱抵抗の基準値】

	地域の区分			Ш	IV	V	VI
	断熱補強の範囲(mm)	900	600		450		
内断熱工法	断熱補強の熱抵抗基準値(m² K/W)	0.6	0).6	0	.6	/
外断熱工法	断熱補強の範囲(mm)	450	3	00	20	00	
	断熱補強の熱抵抗基準値(m² K/W)	0.6	0).6	0	.6	

- <外断熱工法の場合の緩和>次のいずれかに該当する場合にあっては、断熱補強を省略可能
 - ①屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、基準値に 1.3 を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が皿地域にあっては 2.91 以下、Ⅳ及び V 地域にあっては 4.07 以下である場合。
- ②Ⅲ、Ⅳ及びV地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、基準値に 1.5 を乗じた値以上と する場合
- ②壁の断熱材の熱抵抗の値を、基準値に 1.6 を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、Ⅲ地域にあっては 2.91 以下、Ⅳ及びV地域にあっては 4.07 以下である場合。
- < 内断熱工法の場合の緩和>次のいずれかに該当する場合にあっては、壁と屋根の取合部における構造熱橋部を 除いて、上表に定める断熱補強の範囲及び断熱補強の熱抵抗の基準値を次の表の内容とすることができる。
- ①屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、3 基準値に1.3 を乗じた値以上とし、かつ、開口部(玄関ドア等を除く。)の熱貫流率が、皿地域にあっては2.91 以下、IV及びV地域にあっては4.07 以下である場合。
- ②Ⅲ、Ⅳ及びV地域において、屋根又は天井及び壁の断熱材の熱抵抗の値を、基準値に1.8を乗じた値以上とする場合。

	地域の区分	Ш	IV	V	
梁、柱が室内側に突	断熱補強の範囲(mm)	200	200	200	
出していない場合	断熱補強の熱抵抗基準値(m² K/W)	0.3	0.2	0.2	
梁、柱が室内側に突	断熱補強の範囲(mm)	梁又は柱の突出先端部までの長さ			
出している場合	断熱補強の熱抵抗の基準値(m²	0.317	0.217	0.217	
	K/W)				
1)梁又は柱の部分の断	熱補強は、連続する壁又は屋根の断熱	材の熱抵抗の値	と同じとする。		

<Ⅳ及びV地域・壁が内断熱工法>

次の式によって算出される数値が、次の表に掲げる数値以上となる場合、それぞれ該当する断熱補強を省略可 $Y=20+16\times Cr+21\times Cw-12\times Um$

- Cr 屋根又は天井に施工する断熱材の熱抵抗の値を、当該部位の基準値で除した値
- Ow 壁に施工する断熱材の熱抵抗の値を、当該部位の基準値で除した値

Um 開口部の熱貫流率

	Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる				
構造熱橋部の梁、柱の形状	床面のみ	壁面のみ	全ての部位		
室内側に突出している場合	16.8	8.7	24.8		
室外側に突出している場合	11.2	9.0	19.6		
室内側、室外側、ずれにも突出していない場合	15.2	14.4	29.0		

<皿地域・壁が外断熱工法> $Y = 6+17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$ <IV及びV地域・壁が外断熱工法> $Y = 20+17 \times Cr + 20 \times Cw - 12 \times Um$

	Yが下記数値以上となる場合に、断熱補強が省略できる				
構造熱橋部の梁、柱の形状	床と壁の取合部 又は	壁と屋根の	全ての部位		
	壁と壁の取合部	取合部			
室内側に突出している場合	3.2	4.2	7.2		
室外側に突出している場合	8.8	5.7	14.3		
室内側、室外側いずれにも突出していない場合	5.8	17.2	20.3		

6 省エネルギー対策 / 熱貫流率等による場合の開口部熱貫流率等の基準値

8世紀2

■熱貫流率及び夏期日射侵入率の基準値

開口部熱貫流率基準 (U値)

700 dp/m/X/m + I + (O le)	地域区分(別表第1)						
	I	П	Ш	IV	V	VI	
基準値	2. 33	2. 33	3. 49	4. 65	4. 65	6. 51	

窓の夏期日射侵入率(面積加重平均)基準値 n

16005270		포구╚개					
	窓が面する方位	地域区分(別表第1)					
	おい回う のいに	I	П	Ш	IV	V	VI
基準値	真北±30度	0. 52	0. 52	0. 55	0. 55	0. 55	0.6
	上記以外	0. 52	0. 52	0. 45	0. 45	0. 45	0.4

6 省1礼 ナー対策 / 熱貫流率等による場合の建具の組合せ等の基準 参考資料7 ■建具の種類又はその組合せの基準 種別 建具の構造 熱貫流率 代表的なガラスの組合せ 区分 I地域 窓 三重構造 U ≤1.91 全てガラス単板入り 1 Ⅱ地域 引戸 ガラス入り 二重構造 少なくとも一方が U **≦**1. 91 建具1:ガラス単板入り 2 ガラス入り 建具2:複層ガラス(Air12mm) 木製又はプラスチック製 U ≦1.51 建具1:ガラス単板入り 3 建具2:低放射複層ガラス(Air12mm) U **≦**2. 08 窓 一重構造 木製又はプラスチック製 低層複層ガラス(Air12mm) 4 引戸 ガラス入り 木又はプラスチック製と 三層複層ガラス(Air各12mm) 5 框ドア 金属の複合材料製 ドア 断熱積層構造扉 木製 6 金属製 熱遮断構造枠 断熱フラッシュ構造扉 U **≦**2. 08 上記の 低放射複層ガラス(Air12mm) 7 三層複層ガラス(Air各12mm) ガラス入り 8 Ⅲ地域 U **≦**2. 91 窓 二重構造 金属製熱遮断構造枠 全てガラス単板 9 引戸 ガラス入り 少なくとも一方が U ≦2. 30 建具1:ガラス単板 10 木製又はプラスチック製 建具2:複層ガラス(Air6mm) 窓 -重構造 木製 U **≦**3. 36 複層ガラス(Air6mm) 11 引戸 プラスチック製 ガラス入り 框ドア ガラス単板2枚使用(中間Air12mm) 木又はプラスチックと U **≦**3. 01 12 金属の複合材料製 複層ガラス(Air12mm) 13 低放射複層ガラス(Air6mm) 金属製熱遮断構造枠 14 ドア 木製扉 断熱積層構造扉 15 金属製扉 熱遮断構造枠 断熱フラッシュ構造扉 上記の 上記による U **≦**3. 01 ガラス単板2枚使用(中間Air12mm) 16 ガラス入り 複層ガラス(Air12mm) 17 低放射複層ガラス(Air6mm) 18 Ⅳ地域 U **≦**4. 00 察 二重構造 全てガラス単板入り 19 Ⅴ地域 引戸 ガラス入り 窓 U **≦**4. 00 ガラス単板2枚使用(中間Air12mm) 20 一重構造 ガラス入り 리트 複層ガラス(Air6mm) 21 框ドア ドア 金属 中間密閉空気層を 22 フラッシュ 仕切材で細分化した扉 構造扉 断熱材を充填した扉 熱遮断構造パネル扉 金属製扉 U **≦**4. 00 ガラス単板2枚使用(中間Air12mm) 上記の 上記による 23 複層ガラス(Air6mm) 24 ガラス入り VI地域 窓 一重構造 ガラス単板 25 引戸 ガラス入り ドア

6 省Iネルギー対策 / 熱貫流率等による場合の付属部材等の基準

参考資料8

■建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置の基準

< I 地域・II 地域>

方位	建具の種類・組合せ	ガラスの 日射侵入率	付属部材、ひさし、軒等の設置	区分
会长位		0.66以下		1
全方位	=	_	(あ)付属部材又は(い)ひさし、(う)軒等	2

<Ⅲ地域>

<u> </u>				
方位	建具の種類・組合せ	ガラスの 日射侵入率	付属部材、ひさし、軒等の設置	区分
古北+20°		0.70以下	_	3
真北±30°	_	_	(あ)付属部材	4
∟≡⊐ <i>I</i> N		0.57以下	_	5
上記外	_	_	(あ)付属部材又は(い)ひさし、(う)軒等	6

< Ⅳ 地域 · Ⅴ 地域>

\ 1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
方位	建具の種類・組合せ	ガラスの 日射侵入率	付属部材、ひさし、軒等の設置	区分
草かてこし。		0.60以下		7
真北±30° -	_	_	(あ)付属部材	8
	_	0.49以下	_	9
⊢≡⊐ <i>I</i> N		0.66未満	(あ)付属部材又は(い)ひさし、(う)軒等	10
上記外	-		(え)内付ブラインド又は同等の部材	11
		_	(あ)付属部材及び(い)ひさし、(う)軒等	12

<Ⅷ地域>

< VI 1013/7				
方位	建具の種類・組合せ	ガラスの 日射侵入率	付属部材、ひさし、軒等の設置	区分
草かてこし。	호네 1 20°		_	13
真北±30°	_	_	(あ)付属部材	14
	_	0.43以下	_	15
	遮熱複層ガラス入		(も) 仕屋如井豆は(い) わき (こ) 打笠	16
上記外	遮熱低放射複層ガラス入	_	(あ)付属部材又は(い)ひさし、(う)軒等	17
	遮熱複層ガラス以外		(お)紙障子又は同等の部材	18
	熱線反射ガラス以外	_	(あ)付属部材又は(い)ひさし、(う)軒等	19

「ガラスの日射侵入率」:

JISR3106-1998(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法) に定める 測定方法によるものとする。

「遮熱複層ガラス」:

熱線吸収ガラス又は熱線反射ガラス等を使用して日射侵入率を低減した複層ガラスをいう。

「熱線反射ガラス」:

JISR3221-2002(熱線反射ガラス)に定める日射熱遮蔽性による区分のうち2種及び3種に該当する熱線反射ガラスをいう。

用語の定義

「付属部材」:

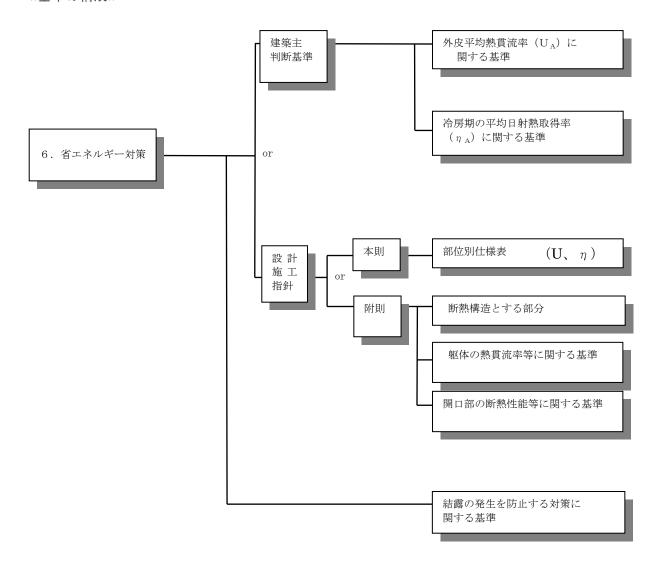
レースカーテン、内付けブラインド(窓の直近内側に設置されるベネシャンブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するものをいう。)、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド又はこれと同等以上の遮蔽性能を有するオーニング(テント生地等で構成される日除け開閉機構を有するものをいう。)若しくはサンシェード(窓全面を覆う網状面材の日除けをいう。)をいう。)その他日射の侵入を防止するため開口部に取り付けるものをいう。

「ひさし、軒等」:

オーバーハング型日除けで、東南から南を経て南西までの方位に設置され、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さのO.3倍以上のものをいう。

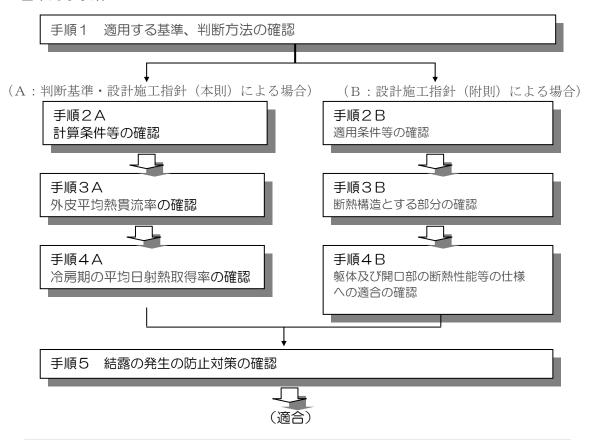
6-1 (2).基準の概要「5-1断熱等性能等級」

≪基準の構成≫



6-2 (2). 省エネルギー対策に関する認定の審査手順「5-1 断熱性能等級」

1. 基本的な手順



チェックシート及び温熱 参考資料のリスト

手 順	チェックシート	参考資料	手 順	チェックシート	参考資料
手順1 適用する基準、 判断方法の確認	温熱 8	1			
手順2A 計算条件等 の確認	温熱 9	-	手順2B 適用条件等 の確認	温熱10	11
手順3A 外皮平均熱貫流 率の確認	温熱 9	9	手順3B 断熱構造とする 部分の確認	温熱10	_
手順4A 冷房期の平均日 射熱取得率の確 認	温熱9	10	手順 4B 躯体及び開口部 の断熱性能等の 仕様への適合の 確認	温熱10	_
手順5 結露の発生の防 止対策の確認	温熱 11	12	J		

2. 各手順の解説

[手順1]:判断の審査方法の確認

①5-1 断熱等性能等級による申請であるかを確認する。

②適用する判断方法が判断基準・設計施工指針(本則)によるか、それ | チェックシート 温熱9

とも設計施工指針(附則)によるか確認する。

判断基準・設計施工指針(本則)による場合は手順2Aへ。

設計施工指針(附則)による場合は手順2Bへ。

⇒設計内容説明書

- A: 判断基準・設計施工指針(本則)による場合-

[手順2A]:計算条件等の確認

建設地の地域区分等の計算諸条件が、申請住宅の内容と適合しているか | チェックシート 温熱9 を確認する。

[手順3A]:外皮平均熱貫流率の確認

① 計算結果の確認

イ 当該住戸の外皮平均熱貫流率Uaの計算結果を確認する。

ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。

ハ 当該住戸の外皮平均熱貫流率UAと該当する基準値を比較する。

- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。
 - イ 各部位の熱貫流率の確認
 - ・断面構成に応じた計算を行っているか、設計施工指針本則に定 める部位別仕様表(以下「部位別仕様表」という)の値を使用 しているかを確認する。
 - ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合 は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。
 - ロ 各部位の面積の確認
 - ・断熱構造とするべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
 - ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。
 - ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認 イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率UAを正しく計算 により求めているかを確認する。

※ただし、8地域においてU_Aの基準値は設けられていない。

[手順4A]:冷房期の平均日射熱取得率の確認

計算結果の確認

イ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η Δの計算結果を確認す る。

チェックシート 温熱 9 ⇒温熱 参考資料10

チェックシート 温熱 9 ⇒温熱 参考資料9

- ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。な お、暖房期に関しては基準値が設けられていない。
- ハ 当該住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_A と該当する基準値を比較する。
- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。
 - イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認
 - ・断面構成に応じた計算を行っているか、設計施工指針本則に定める部位別仕様表(以下「部位別仕様表」という)の値を使用しているかを確認する。
 - ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合 は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。
 - ロ 各部位の面積の確認
 - ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
 - ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認 イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 η_A を正しく計算により求めているかを確認する。
- %ただし、1地域から4地域において η_A の基準値は設けられていない。

〔手順5〕: 結露の発生の防止対策の確認

- ① 断熱材の種類、通気層の有無等に応じ、結露の防止対策を確認する。
- ② 住宅の種類に応じ、熱橋部分の断熱補強を確認する。
 - ※鉄筋コンクリート造等の住宅の場合、地域区分によって断熱補強 範囲が異なることに留意する。

チェックシート 温熱 1 1 ⇒温熱 参考資料 1 2

-B. 設計施工指針(附則)による場合-

(I WE O D)	さロタルのた気
	・適用条件の確認

建設地の地域区分、届出住宅の構造種別、断熱工法等を確認するととも チェックシート 温熱10 に、開口部比率(外皮等面積に占める開口部面積の割合)の区分、鉄筋コ ンクリート造等の住戸における外気に接する床等の割合が適切かを確認 する。

〔手順3B〕: 断熱構造とする部分の確認

断熱構造とすべき部分が断熱構造となっているか部位毎に確認する。

チェックシート 温熱10

[手順4B]:躯体の断熱性能等の確認

指針附則で定める断熱構造とする部分に対し、指針附則で定める躯体及 | チェックシート 温熱10 び開口部の断熱性能等の仕様が適合していることを確認する。

[手順5]:結露の発生の防止対策の確認

"A:判断基準・設計施工指針(本則)による場合"の「手順5」に準じる。

チェックシート 温熱11 ⇒温熱 参考資料12

■外皮平均熱貫流率の基準値

別表第4に掲げる地域 の区分	1	2	3	4	5	6	7
基準値(単位 1平方メ							
ートル1度につきワッ	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87
F)							

■温度差係数

	外気又は外気に	外気に通じてい	住戸、住戸と	と同様の熱的
	通じる空間 (小屋	ない空間(昇降機	(昇降機 環境の空間 (空調	
	裏・天井裏・共用	室、共用機械室、	共用部等) フ	又は外気に通
	部・屋内駐車場・	倉庫等) 又は外気	じていない床裏(ピット	
	メーターボック	に通じる床裏	等**)	
	ス・エレベーター		1~3 地域	4~8 地域
	シャフト等)			
外皮平均熱貫流	1.0	0.7	0.05	0.15
率(UA値)を算				
出する場合				
単位温度差当た	1.0	0.7	0.0	0.0
りの外皮熱損失				
量 (q値) を算出				
する場合				

※当該ピット等の床が1メートル以上地盤面下にあり、かつ、その床面から地盤面までの高さがその空間の天井高さの1/2以上のものに限る。

判断基準、設計施工指針(本則)による場合の基準値等

■冷房期の日射熱取得率の基準値

別表第4に掲げる地域	5	6	7	8
の区分				
基準値	3.0	2.8	2.7	3.2

■方位係数(冷房期)

竺 :十片	別表第4に掲げる地域の区分								
第j方位	1	2	3	4	5	6	7	8	
上面		1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325	
東北	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414	
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515	
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528	
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480	
西南	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517	
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505	
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411	
下面	0								

参考資料 11

■設計施工指針(附則)の適用条件

次のイ又は口のいずれかに該当する場合は、設計施工指針(附則)の適用が出来ない。

- イ 鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造(以下「鉄筋コンクリート造等」という。)の住宅において、当該住戸の過半の床が外気、外気に通じる床裏又はこれらと同様の熱的 環境の空間に接している場合
- □ 外皮等面積の合計に占める開口部面積の合計の割合(以下「開口部比率」という。)が、住宅 の種類及び地域区分に応じ、次の表に掲げる値以上の場合

住宅の種類	地域区分		
	1,2及び3	4、5、6、7及び8	
一戸建ての住宅	0.11	0.13	
共同住宅等	0.09	0.08	

結露の発生の防止対策/熱橋部分の断熱補強

■内断熱工法

構造熱橋部の形状 断熱補強の部位・範		3位・範囲・基準値				
			1及び2	3	4	5
構造熱橋部の梁又は柱が室	床面	断熱補強の範囲	500	200	150	125
内側に突出している場合		(単位 mm 以下同じ。)				
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.4	0.1	0.1	0.1
		(単位 m²・K/W 以下同じ。)				
	壁面	断熱補強の範囲	100			
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1			
構造熱橋部の梁又は柱が室	床面	断熱補強の範囲	200	75	50	
外側に突出している場合		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
	壁面	断熱補強の範囲	150	75	50	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
構造熱橋部の梁及び柱が室	床面	断熱補強の範囲	200	100	75	
内側及び室外側のいずれに		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	
も突出していない場合	壁面	断熱補強の範囲	200	75	75	
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.2	0.1	0.1	

¹ 柱、梁等が断熱層を貫通する場合は、当該柱、梁等が取り付く壁又は床から突出先端部までの長さが900mm以上の場合は構造熱橋部として取り扱うものとし、900mm未満の場合は当該柱、梁等が取り付く壁又は床の一部として取り扱うものとする。以下表2において同じ。

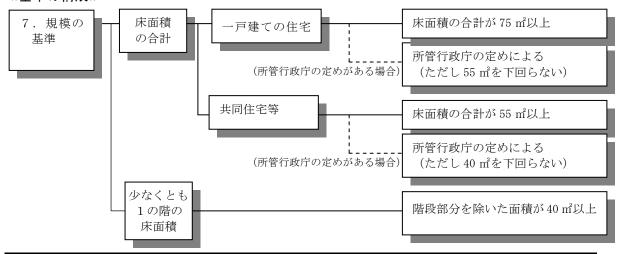
■外断熱工法

構造熱橋部の形状	断熱補強の部位・範囲・基準値		地域区分
			1及び2
構造熱橋部の梁又は柱が室内側に突出している場合	床と壁の取合部	断熱補強の範囲	75
		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1
構造熱橋部の梁及び柱が室内側及び室外側のいずれにも	壁と屋根の取合部	断熱補強の範囲	50
突出していない場合		断熱補強の熱抵抗の基準値	0.1

7. 規模の基準

7-1. 基準の概要

≪基準の構成≫



7 - 2. 規模の基準の審査手順

1. 審査の手順

以下に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ定める面積※1以上とする。

ただし、住戸の少なくとも1つの階の床面積(階段の部分の面積※2を除く)が40 m以上であるものとする。

① 一戸建ての住宅※3

床面積の合計が75 m²

ただし、地域の実情を勘案して所管行政庁が55㎡を下回らない範囲で別に面積を定める場合にはその面積

- ② 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外)
 - 一戸の床面積の合計(共用部分の床面積を除く)が55㎡

ただし、地域の実情を勘案して所管行政庁が $40\,\mathrm{m}^2$ を下回らない範囲で別に面積を定める場合にはその面積

- ※1:住戸専用面積とし、壁芯による面積とする。バルコニーの面積は含めない。
- ※2:階段部分の面積
 - ①階段部分の面積は、水平投影面積とする。壁のある部分は壁心による面積。
 - ②階段の下が便所、収納等の居住スペースとして利用される場合や自由に行き来できる 空間となっている場合は、階段部分の面積の30%を目安に、当該面積を階段部分の 面積から除くことができる。
 - ③ホームエレベータは階段部分とみなし、着床階においては面積に算入しない。
- ※3:人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る

8. 居住環境への配慮

1. 審査の手順

- ①地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等のうち、所管行政庁が選定・公表したものに適合していることを確認する。
- ②住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域外であることを確認する。

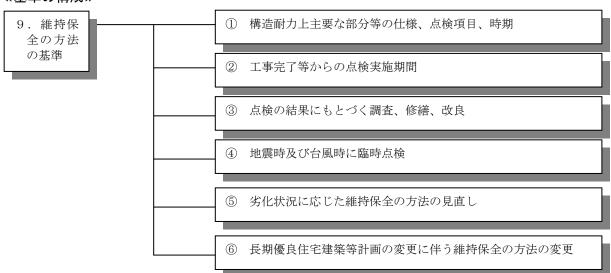
(所管行政庁が選定・公表するものの例)

- ・ 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- ・ 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- ・ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- ・ 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- ・ 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第8条第1項の告示があった日後における 同法第2条第3項に規定する改良地区

9. 維持保全の方法の基準

9-1. 基準の概要

≪基準の構成≫



9-2.維持保全の方法の基準の審査手順

1. 審査の手順

以下に掲げる内容が長期優良住宅建築等計画に定められていることを確認する。

- ① 以下に掲げる部分の仕様並びに点検の項目及び時期が定められたものであること
 - 1) 住宅の構造耐力上主要な部分として政令で定めるもの
 - 【政令】住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打 材その他これらに類するものをいう。)で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、 積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他震動若しくは衝撃を支える もの
 - 2) 住宅の雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの
 - 【政令】住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具
 - 3) 住宅の給水又は排水の設備で政令で定めるもの

【政令】住宅に設ける給水又は排水のための配管設備

- ② ①の点検の時期が、それぞれ認定長期優良住宅の建築の完了又は直近の点検若しくは 更新から 10 年を超えないものであること
- ③ 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行うこととされていること
- ④ 地震時及び台風時に臨時点検を実施することとされていること
- ⑤ 住宅の劣化状況に応じて、維持保全の方法について見直しを行うこととされていること
- ⑥ 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合に、必要に応じて維持保全の方法の変更 することとされていること。

10. 資金計画

1. 審査の手順

①建築に係る資金計画

建築に要する費用が記載されており、記載された額が著しく不適切でないことを確認する。 建築に要する費用としては、請負工事価格や販売(予定)価格などの概算額が記載 されていてもよい。

②維持保全に係る資金計画

維持保全に要する費用の年間の積立予定額が記載されており、記載された額が著しく不適切でないことを確認する。共同住宅等の1住戸である場合には、住棟に係る費用が記載されていてもよい。

3章.認定基準毎のチェックシート

●チェックシート一覧

	タイトル	番号
1.	構造躯体等の劣化対策	
	認定基準チェックシート/木造/総括表	劣化 1 a
	認定基準チェックシート/木造/外壁等の確認	劣化 1 b
	認定基準チェックシート/鉄骨造/総括表	劣化2 a
	認定基準チェックシート/鉄骨造/等級3	劣化 2 b
	認定基準チェックシート/鉄骨造/等級3+α	劣化2 c
	認定基準チェックシート/RC造/総括表	劣化3 a
	認定基準チェックシート/RC造/水セメント比等の確認	劣化3 b
2.	耐震性	
	保有水平耐力計算等ルート1 木造の建築物チェックシート/共通	構造 1
	保有水平耐力計算等ルート1 鉄骨造の建築物チェックシート/共通	構造 2
	保有水平耐力計算等ルート1 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート/共通	構造3
	保有水平耐力計算等ルート2 木造・鉄骨造の建築物チェックシート/共通	構造4
	保有水平耐力計算等ルート 2-1 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート/共通	構造5
	保有水平耐力計算等ルート 2-2 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート/共通	構造 6
	保有水平耐力計算等ルート3 チェックシート/共通	構造7
	別表1 法第20条における建築物の区分の確認チェックシート	構造8
	別表 2 荷重及び外力、長期及び短期の応力度確認チェックシート	構造 9
	別表3 保有水平耐力・必要保有水平耐力の確認チェックシート	構造10
	階数が2以下の木造の建築物チェックシート①/共通	構造 1 1
	階数が2以下の木造の建築物チェックシート②/共通	構造12
	階数が2以下の木造の建築物チェックシート③/共通	構造13
	階数が2以下の木造の建築物チェックシート④/共通	構造14
	階数が2以下の木造の建築物チェックシート⑤/共通	構造15
	階数が2以下の木造の建築物チェックシート⑥/共通	構造16
	枠組壁工法の建築物チェックシート(平成 13 国交告第 1540 号第 9)/共通	構造17
	中組壁工法の建築物チェックシート (平成 13 国交告第 1540 号第 10 第 1 号) / 共通	構造18
	中組壁工法の建築物チェックシート (平成 13 国交告第 1540 号第 10 第 2 号) / 共通	構造19
	中組壁工法の建築物チェックシート (平成 13 国交告第 1540 号第 5 第 5 号) / 共通	構造20
	免震建築物チェックシート 免震建築物の種類と維持管理に関する事項	構造21
	免震建築物 (平成 12 建告第 2009 号第 2 第一号) チェックシート①	構造22
	免 展 建 条 物 (平 成 12 建 占 第 2009 号 第 2 第 一 号) チェックシート ②	構造21
	免震建築物 (平成 12 建占第 2009 号第 2 第二号) チェックシート	構造21
1	・	押坦
1.	維持管理対策等級(専用配管)チェックシート/共通	維持 1
	維持管理対策等級(共用配管)チェックシート/共通	維持2
	更新対策(共用配管)/更新対策(住戸専用部)チェックシート	#持2 維持3
2	更利利東(共用配信)/ 更利利東(任戸専用部) 7 ェックシート 可変性	非正打する
٠.		 可変 1
5	躯体天井高 チェックシート 高齢者等対策	川及「
5.	高齢者等配慮対策等級(共用部分)チェックシート	高齢 1
3	同即有等配應対象等級(共用部分)7±999~ 省エネルギー対策(5-1 省エネルギー対策等級)	向断
J.	省エネルギー対策(5-1 省エネルギー対策等級) 省エネルギー対策等級チェックシート/総括表	省エネ1
		省エネ2
	省エネルギー対策等級チェックシート/熱損失係数等による場合	
	省エネルギー対策等級チェックシート/熱損失係数等による場合	省エネ3
	省エネルギー対策等級チェックシート/熱貫流率等による場合/躯体1	省エネ4
	省エネルギー対策等級チェックシート/熱貫流率等による場合/開口部	省エネ5
	省エネルギー対策等級チェックシート/熱貫流率等による場合/開口部2	省エネ6
	省エネルギー対策等級チェックシート/共通/結露防止・熱橋部対策	省エネフ

6. 省エネルギー対策(5-1 断熱等性能等級)	
省エネルギー対策等級チェックシート/総括表	省エネ8
省エネルギー対策等級チェックシート/判断基準・設計施工指針(本則)による場合	省エネ9
省エネルギー対策等級チェックシート/設計施工指針(附則)による場合	省エネ10
省エネルギー対策等級チェックシート/共通/結露防止・熱橋部対策	省エネ11

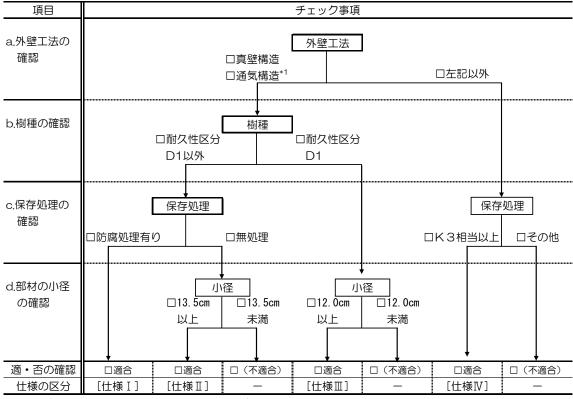
1. 構造躯体の劣化対策

1年1日7017					
			E基準チェックシート/木造/総括表	站化	1 a
①外壁等の	劣化対策	<u> </u>	V	T >	_
項目			チェック事項	適	否
軸組等のうち			□仕様Ⅰ		
部分にいずれ		刃な措置がな	□仕様Ⅱ		
されている			□仕様Ⅲ		
【チェック	シート劣化	ど1 bによる】	□仕様Ⅳ		
			□その他同等の仕様		
			①チェックの結果⇒〔□適合・□]不適	[合]
<u>②その他の</u>	対策				
<u>項目</u>		Leaders	チェック事項	適	否
1. 土台		保存処理等	ロヒノキ等*1に区分される製材 ロヒノキ等*1により構成される集成材		
	青森県		ロK2相当以上の処理 ロその他劣化の軽減に有効な措置		
		工法の工夫	口外壁の下端に水きりを有する		
		保存処理等	ロヒノキ等*1に区分される製材 ロヒノキ等*1により構成される集成材		
	外の地		ロK3相当以上の処理 ロその他劣化の軽減に有効な措置		
e ul-én	域	工法の工夫	口外壁の下端に水きりを有する		_
0. 地盤	a.地域A		(特に必要なし)		
基礎の		基礎断熱工法			
内周部	外の地	以外	□ 鉄筋コンクリート造のべた基礎	<u> </u>	
• 東石等	域		□ 口布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設され; コンクリートで覆ったもの	ت ا	
の周囲					
		基礎断熱工法	□その他 []] □ □ □ □ □ □ □ □ □	4	
		全 使图形工 <i>A</i>	□ □		
			コンクリートで覆ったもの		
ル水廻り	。胎大安	軸組、床組	■ コング・コートと復りたもの ■ロ外壁等と同様の措置(ロ仕様Ⅰ □仕様Ⅱ □仕様Ⅲ □仕様Ⅳ)		
ハ、小廻り	a.脈以至	平田市丘、	ロ外室寺と回線の指置(ロは線1 日は線1 日は線1 日は線17) 口防水性上有効な仕上げ		
			ロその他[]		
	b.浴室	軸組、床組	□ Cのほ [
	D./G·王	天井	ロ外至寺と同様の指置(ロロ様) 日は様に 日は様に 日は様に) □JIS A4416に規定する浴室ユニット		
		A#	口防水上有効な仕上げ		
			ロボルトラップはエリ ロその他 []		
			ロ と 		
<u> </u>	1	床下损气	日本曜間 3400mm以上 日本曜間 3400mm 以上の換気 14m 毎に有効面積300cm 以上の換気 14m 保保		H
床下防湿			101m当たり有効面積300cm以上の換気口確保		
שונים ואין	以外	ì	ロその他同等以上の換気性能を有するもの		
	20071	防湿措置	口厚さ60m以上のコンクリートで覆う	1	
		P3/2E101E	口厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆う		
			口その他同等の防湿性能のあるもので覆う		
	b.基礎	床下換気		1	
		防湿措置	□厚さ100mm以上のコンクリートで覆う	1	
	工法		口厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで口重ね幅300mm以上	1	
			覆う ロ厚さ50mm以上のコンクリートで覆う	1	
			□乾燥砂で押さえる		
			口その他同等の防湿性能のあるもので覆うもの		
		断熱材	断熱材の熱抵抗 [] ㎡・K/W	1	
A. 小屋裏換	気	a.屋根断熱	□換気方式1		
(小屋裏	を有する	以外の場合	□換気方式2		
ものに限	る)		□換気方式3		
			□換気方式4 (「劣化補足④」参照)		
		b.屋根断熱	口屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境		
1。構造部材等	等		□令第37条に適合		
			□令第41条に適合		
			□令第49条に適合		
			口令第80条の2(構造躯体等の劣化軽減に関するものにかがいる)に適合		
			②チェックの結果⇒〔□適合・□]不適	(合
③床下等点	負措置		※人通口等により接続されている場合は、1の空間とみなす		
項目			チェック事項	適	否
a 床下空間			口基礎等によって区分された床下空間※毎に点検口がある		-
b 小房童命	問		口有効高さが330mm以上ある。 口辟空によって区分されたま下空間※毎に占給口がある		
b 小屋裏空 *1:「劣化		1 参昭	∥ 口壁等によって区分された床下空間※毎に点検口がある ③チェックの結果⇒〔口適合・□	不流	_
			③アェックの花朱子(ロ週6・L 3月 山形月 万良月 新潟月 宮山月 石川月 万井月の地域	7 - 1 - 10回	ים:

*2:北海道,青森県,岩手県,秋田県,宮城県,山形県,福島県,新潟県,富山県,石川県,福井県の地域注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令

①&②&③チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕

1.構造躯体等の劣化対策/認定基準チェックシート/木造/外壁等の確認 劣化1b ①申請が等級3の場合



^{*1} 柱が直接外気に接する構造又は、外壁仕上げと軸組等の間に中空層を設ける等雨がかり防止上有効な措置を講じかつ壁体内に通気経路を設けた構造

1.構造躯	体等の劣	3化対策/訂	忍定基準チェックシート/鉄骨造/総括表	劣化2	2a
①構造耐力	」上主要な	い部分の鋼材	ずの防錆措置		
項目			チェック事項	適	否
1. 柱、梁、	筋かい		□適切な防錆措置がなされている		
(ベースプレ	-トを含む))	a.劣化対策等級が等級3である場合 ⇒【チェックシート劣化2b】		
			b.劣化対策等級より防錆処理のレベルをあげた場合 ⇒【チェックシート劣化2c】		
0. イ以外の	部分		□鉛系さび止めペイント塗料2回塗り以上 □その他同等のもの		
			①チェックの結果⇒〔□適合・□]不適	合〕
②その他の	対策				
項目			チェック事項	適	否
1. 床下換気	a.基礎断	床下換気	□4m毎に有効面積300cm以上の換気□確保		
床下防湿	熱工法		□1 m当たり有効面積75cm以上の換気口確保		
	以外		口その他同等以上の換気性能を有するもの		
		防湿措置	□厚さ60mm以上のコンクリートで覆う		
			□厚さO.1mm以上の防湿フィルムで覆う		
			口その他同等の防湿性能のあるもので覆う		
	b.基礎	床下換気	口床下防湿措置を施し、換気口は設置しない。		
	断熱	防湿措置	□厚さ100mm以上のコンクリートで覆う		
	工法		□厚さ0.1mm以上の防湿フィルム □重ね幅300mm以上		
			で覆う ロ厚さ50mm以上のコンクリートで覆う		
			□乾燥砂で押さえる		
			口その他同等の防湿性能のあるもので覆うもの	1	
		断熱材	断熱材の熱抵抗 []㎡・K/W	•	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		□換気方式1		
	・・・ を有する		□換気方式2		
ものに限		場合	口換気方式3		
روی روی	(0)	2/0	□換気方式4 (「劣化 参考資料1」参照)		
		b 屋根断埶	口屋根断熱等により小屋裏が室内と同等の温熱環境	1	
ハ。構造部材料	<u> </u>		□令第37条に適合		
	J		□ 137307米に過じ □ 127380条の2構造躯体等の(劣化の軽減に関するものに限る)に適合		
			(注:該当告示なし)		
] 不语	<u>~</u>
【①イでa?	を選択した	- 場合のみ】		· · ·—	
項目			◎休下寺の無快指直 ※人通口等により接続されている場合は、1の空間で チェック事項	適	9 否
a 床下空間	1		リェッショス 口基礎等によって区分された床下空間※毎に点検口がある		
			□有効高さが330mm以上ある。		
b 小屋裏空	間		口壁等によって区分された小屋裏空間※毎に点検口がある		
			③チェックの結果⇒〔□適合・□]不適	合〕
注:本シー	トにおいて	て、「法」、	「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令		
			①&②&③チェックの結果⇒〔□適合・□	不適	合]

1. 構造躯体等の劣化対策/認定基準チェックシート/鉄骨造/等級3

劣化2 b

①最下階の柱脚部

鋼材厚	防錆措置の方法	コンクリート への埋め込み		防錆措置(該当するも	のにO)※1
□12mm以上	□塗膜による防錆	□なし	別表1	e•f•g•h•i•j•k•	l•m•n
		口あり	別表 1	e ·k·	· l · m · n
	口めっき処理による防錆		別表2	C · D · E · F · G · H · I ·	J·K·L
□9㎜以上	口塗膜による防錆	口なし	別表 1	j•k•l•m•n	
		口あり	別表 1	k•l•m•n	
	口めっき処理による防錆		別表2	E·F·G·H·I·J·K·	L
口6mm以上	口塗膜による防錆		別表 1	l•m•n	
	口めっき処理による防錆		別表2	G·H·I·J·K·L	
□2.3mm 以上	口塗膜による防錆		別表 1	m•n	
	口めっき処理による防錆		別表2	I • J • K • L	
	口めっき処理	□なし	別表2	G • H	しませいのたつける
	+塗膜による防錆		別表 1	h·i·j	· }両方にOをつける
				①チェックの結果⇒	〔□適合・□不適合〕

②一般部 柱(柱脚部以外)

鋼材厚		防錆措置(該当するものに〇)			
□12mm以上	(必要なし)				
□9mm以上	□塗膜による防錆	別表 1	a·b·c·d·e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	$A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot E \cdot F \cdot G \cdot H \cdot I \cdot J \cdot K \cdot L$		
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表 1	e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	$C \cdot D \cdot E \cdot F \cdot G \cdot H \cdot I \cdot J \cdot K \cdot L$		
□2.3mm 以上	□塗膜による防錆	別表 1	l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	G·H·I·J·K·L		
			②チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕		

③一般部 梁

鋼材厚		防錆措置(該当するものに〇)			
□12mm以上	(必要なし)				
□9mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	a·b·c·d·e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	A·B·C·D·E·F·G·H·I·J·K·L		
□6mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	C·D·E·F·G·H·I·J·K·L		
□2.3mm 以上	口塗膜による防錆	別表 1	l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	G·H·I·J·K·L		
			③チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕		

③一般部 筋かい

鋼材厚		防錆措置(該当	するものに(0)
□12mm以上	(必要なし)		
□9mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	a·b·c·d·e·f·g·h·i·j·k·l·m·n
	口めっき処理による防錆	別表2	A·B·C·D·E·F·G·H·I·J·K·L
□6mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	e·f·g·h·i·j·k·l·m·n
	口めっき処理による防錆	別表2	C·D·E·F·G·H·I·J·K·L
□2.3mm 以上	口塗膜による防錆	別表 1	l·m·n
	口めっき処理による防錆	別表2	G·H·I·J·K·L
			③チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕

1. 構造躯体等の劣化対策/認定基準チェックシート/鉄骨造/等級3+α 劣化2 c

①最下階の柱脚部

鋼材厚	防錆措置の方法	コンクリートへの 埋め込み	防	請措置(該当す	ナるものにO)※1
□15mm以上	□塗膜による防錆	□なし	別表 1	j•k•l•m	• n
		□あり	別表 1	k•l•m	• n
	口めっき処理による防錆		別表2	E·F·G·H	· I · J · K · L
□12mm以上	□塗膜による防錆		別表 1	l•m•n	
	口めっき処理による防錆		別表2	G·H·I·J	• K • L
□9mm以上	□塗膜による防錆		別表 1	m·n	
	口めっき処理による防錆		別表2	I - J - K - L	
□6mm以上	□塗膜による防錆		別表 1	m·n	
	口めっき処理による防錆		別表2	I - J - K - L	
	口めっき処理	□なし	別表2	G • H	- }両方にOをつける
	+塗膜による防錆		別表 1	h•i•j	「両力にしをうける」
□2. 3mm 以上	口めっき処理による防錆		別表2	K · L	
	口めっき処理	□なし	別表2	I • J	- }両方にOをつける
	+塗膜による防錆		別表 1	h·i·j	「川辺にしをりりる
			①チェ	こックの結果⇒	・〔□適合・□不適合〕

②一般部 柱(柱脚部以外)

鋼材厚		防錆措置(該当するものに〇)			
□15mm以上	(必要なし)				
□12mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	A·B·C·D·E·F·G·H·I·J·K·L		
□9mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	j•k•l•m•n		
	口めっき処理による防錆	別表2	E·F·G·H·I·J·K·L		
□6mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	l•m•n		
	口めっき処理による防錆	別表2	G·H·I·J·K·L		
□2.3mm 以上	□塗膜による防錆	別表 1	m•n		
	口めっき処理による防錆	別表2	I·J·K·L·K·L		
			②チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕		

③一般部 梁

鋼材厚		防錆措置(該当するものに〇)			
□15mm以上	(必要なし)				
□12mm以上	□塗膜による防錆	別表 1	e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表 2	A·B·C·D·E·F·G·H·I·J·K·L		
□9㎜以上	口塗膜による防錆	別表 1	j•k•l•m•n		
	口めっき処理による防錆	別表 2	E·F·G·H·I·J·K·L		
□6mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	l•m•n		
	口めっき処理による防錆	別表 2	G·H·I·J·K·L		
□2.3mm 以上	□塗膜による防錆	別表 1	m•n		
	口めっき処理による防錆	別表 2	I·J· K·L		
			③チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕		

④一般部 筋かい

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
鋼材厚	防錆措置(該当するものに〇)				
□15mm以上	(必要なし)				
□12mm以上	口塗膜による防錆	別表 1	e·f·g·h·i·j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表2	A·B·C·D·E·F·G·H·I·J·K·L		
□9㎜以上	口塗膜による防錆	別表 1	j·k·l·m·n		
	口めっき処理による防錆	別表 2	E·F·G·H·I·J·K·L		
□6mm以上	□塗膜による防錆	別表 1	l⋅m⋅n		
	口めっき処理による防錆	別表2	G·H·I·J·K·L		
□2. 3mm 以上	□塗膜による防錆	別表 1	m·n		
	口めっき処理による防錆	別表 2	I·J· K·L		
	④チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕				
		①&②&	③&④チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕		

注:鋼材厚は最も薄い部分でチェックする。

※1:「劣化 参考資料2」の防錆措置区分記号による

1.構造躯体等の劣化対策/認定基準チェックシート/RC造/総括表

劣化3a

①水セメント比の確認

項目	チェック事項	適	否
水セメント比	ロセメントの種類・申請等級・かぶり厚さに応じた 水セメント比が確保されている 【チェックシート劣化3bによる】		
	①チェックの結里⇒〔□滴会・□	不適	<u>수</u> 1

②その他の対策

<u>© C00/1000X.</u>	項目		チェック事項	適	否
1.部材の設計・	• 配筋		□ 施工誤差を考慮して設計かぶり厚さが設定		
			されている[施工誤差: mm]		
ロ.コンクリー	a.スランプ	コンクリート強度33(N/m㎡)未満	□ 1 8cm以下		
トの品質		コンクリート強度33(N/m㎡)以上	□ 23cm以下		
等		その他同等の材料分離	□ スランプの指定[]cm		
		抵抗が認められるもの	□ コンクリートの種類[]		
	b.単位水量		□ 185kg/m³以下		
			□ コンクリートの品質への有害な影響の防止策、かつ		
			外的要因の作用が少ないと認められる		
	c.空気量	沖縄県その他*1の地域	□ 一(規定なし)		
		上記以外の地域	□ 4~6%で指定されている[指定値: %]		
ハ.施工計画*2	a.コンクリ	ートの充填	□ 密実に充填できるような打込み・締め固め方法が		
			指定されている。*2		
	b.打継ぎ部の	の処理	□ 打継ぎ部の処理方法が指定されている*3		
	c.養生方法		□ 養生方法が指定されている*3		
二.構造部材等*	:3		□ 令第72条		
			□ 令第74条		
			□ 令第75条		
			□ 令第79条		
			□ 令第79条の3		
			□ 令第80条の2(構造躯体等の劣化の軽減に		
			関するものに限る)		

*1「沖縄県その他の地域」:日平均気温の平滑平年値の年間極値(「用語の解説」参照」)が零度を下回らない地域

*2「劣化 参考資料4」による *3「劣化 参考資料3」による

注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令

②チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕

①&②チェックの結果⇒〔□適合・□不適合〕

2. 耐震性

2. 耐震性 保有水平耐	力計算等ルート1	木造の建築物	fɪックシート/共通			構造	5 1
①適用範囲の確認							
項目		チェック事項					
免震建築物であるかどうかを研	女言为 生 可心	□免震建築物であ					
		□免震建築物でな	い →以下のチ	エックを行う			
法20条における建築物の区分	□第2号 □第	3号 □第4号	⇒チェックシート	構造8			
区域		□多雪区域外					
②等級2以上であることの	確認			荷重・外力⇒チェックシート	構造9		
項目		チェック事項				適	否
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25以上					
(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定の確認	口地震力もしくは	は存在応力度に適用	倍率を乗じた上で			
		全ての部材の存	在応力度≦許容応	力度			
	偏心率Re			≦0.30となっている			
		口全層・全方向に	ついて偏心率Re	が適正に計算されてい	る		
③その他の構造計算の確認							
項目			チェック事項			適	否
積雪時を除く常時荷重に関する	る許容応力度計算		口全ての部材の存	F在応力度≦許容応力度	Ę		
				③チェックの結	果⇒[□i	<u></u> 固]否]
④建築基準法施行令第3章	の規定への適合						
項目			チェック事項			適	否
令第3章第1節から第3節及び		_	□設計図書等の仕	上様が基準に適合してい	る		
(ただし同第39条の規定を	除き、住宅に関す	るものに限る)					
				④チェックの結	果⇒[口i	<u> </u>]否]
⑤計算により確認された仕	様の設計図書への	の反映					
項目	チェック事項					適	否
構造要素の有効な配置	口計算によって	確認された構造要素	素の有効な配置が記	受計図書等に反映されて	ている		
構造部材の適切な材料強度	口計算によって	確認された各構造語	部材の材料強度が記	役計図書等に反映されて	ている		
適切な接合方法	口計算によって	確認された各部材は	の接合方法が設計図	図書等に反映されている	3		
				⑤チェックの結	果⇒[□i]否]
			3	④⑤チェックの結果	:⇒[□ 遃	į 🗆]否]

2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート1 鉄骨造の建築物チェックシート/共通 構造2 ①適用範囲の確認 項目 チェック事項 免震建築物であるかどうかを確認 □免震建築物である →チェックシート構造21 □免震建築物でない →以下のチェックを行う 法20条における建築物の区分 □第4号 ⇒チェックシート 構造8 □第2号 □第3号 区域 □多雪区域外 ②等級2以上であることの確認 荷重・外力⇒チェックシート 構造9 チェック事項 適否 項目 耐震等級 適用倍率 □倍率1.25以上 (構造躯体の倒壊等防止) 構造の安定の確認 □Coに適用倍率を乗じた上で全ての部材の存在応力度≦許容応力度 □Co=0.4 (筋かい構造は0.5) となっている 剛性率Rs □全層・全方向について剛性率Rs≧0.6となっている 口全層・全方向について剛性率Rsが適正に計算されている 偏心率Re □全層・全方向について偏心率Re≦0.15となっている 口全層・全方向について偏心率Reが適正に計算されている ③その他の構造計算の確認 項目 チェック事項 適否 積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算 □全ての部材の存在応力度≦許容応力度 ③チェックの結果⇒[□適 □否] ④建築基準法施行令第3章の規定への適合 チェック事項 適 否 令第3章第1節から第2節及び第5節及び第7節の2の規定 □設計図書等の仕様が基準に適合している \Box (ただし同第39条及び第70条の規定を除き、住宅に関するものに限る) ④チェックの結果⇒[□適 □否] ⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映 項目 チェック事項 適一否 構造要素の有効な配置 口計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている 構造部材の適切な材料強度 口計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている 口計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている 適切な接合方法 ⑤チェックの結果⇒[□適 口否] 345チェックの結果→[□適 口否]

2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート1	鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート/共通 構造	53
①適用範囲の確認		
· 項目	チェック事項	
免震建築物であるかどうかを確認	□免震建築物である →チェックシート構造21	
	□ 口免震建築物でない →以下のチェックを行う	
法20条における建築物の区分	□第2号 □第3号 □第4号 ⇒チェックシート 構造8	
区域	□多雪区域外	
	"	
②等級2以上であることの確認	荷重・外力⇒チェックシート 構造9	
項目	チェック事項 適し	否
耐震等級 適用倍率	□倍率1.25	
(構造躯体の倒壊等防止) 壁量・柱量確保等	□右辺に適用倍率を乗じた上で∑25Aw+∑7Ac≧ZWAi*	
(水平断面積A。)	口全層についてAcが適正に設定されている	
(水平断面積A _w)	口全層についてAwが適正に設定されている	
耐震等級間の連動	□耐震等級(倒壊等防止) ≦耐震等級(損傷防止)	
③その他の構造計算の確認		
· 項目	チェック事項 適	否
積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算	□全ての部材の存在応力度≦許容応力度□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
]否]
④建築基準法施行令第3章の規定への適合		_
項目	チェック事項 適	否
令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7		
(ただし同第39条の規定を除き、住宅に関す	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	④チェックの結果⇒[□適 □]否]
⑤計算により確認された仕様の設計図書へ	の反映	
項目 チェック事項	適	否
構造要素の有効な配置 口計算によって	確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている	
構造部材の適切な材料強度 口計算によって	確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている	
適切な接合方法 口計算によって	確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている	
]否]
	© / _ / / / / / / L / L	

*SRC造の場合 Σ 0.7 α Ac \rightarrow Σ 1.0 α Ac α はコンクリート強度による補正

	力計算等ルート2	木造・鉄骨造の建築物チェックタート/共通	構造	54
①適用範囲の確認				
項目		チェック事項		
免震建築物であるかどうかを	確認	□免震建築物である →チェックシート構造21		
		□免震建築物でない →以下のチェックを行う		
高さ等		□31m以下 →以下の規定全てを適用		
法20条における建築物の区分	}	□第2号 □第3号 □第4号 ⇒チェックシート 構造8		
区域		□多雪区域外		
②等級2以上であることの	確認			
項目		チェック事項	適	否
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25以上		
(構造躯体の倒壊等防止)	剛性率尺。	□全層・全方向について剛性率Rs≧0.6となっている		
		口全層・全方向について剛性率Rsが適正に計算されている		
	偏心率R。	□全層・全方向について偏心率Re≦0.15となっている		
		□全層・全方向について偏心率Reが適正に計算されている		
	筋かいの水平力	$\Box B \le 5/7$ の混合構造		
	分担率 β	□ B > 5/7の混合構造		
		□地震力もしくは存在応力度に適用倍率を乗じた上で(筋かいを		
	時心の文化の記憶	含む場合は B に応じた地震時応力割増しの上で)		
		全ての部材の存在応力度全許容応力度		
		□筋かい端部の保有耐力接合等により変形能力が確保されている		
③その他の構造計算の確認	<u> </u>	口切が い 調品の 休日間の 及口子により交が能力が 確保されている		
項目		チェック事項	適	否
	スသ窓ののおき	□全ての部材の存在応力度≦許容応力度		
慎当時で除く市時間里に関す	る可含心力反可弁	□主ての即物の存在心力反当可各心力反 3チェックの結果⇒[□:		<u>니</u>]否]
4建築基準法施行令第3章	の担定への済合			<u> </u>
1月		チェック事項	適	否
	第7節の2の坦宁	- デェック争項 □設計図書等の仕様が基準に適合している		
		の規定を除き、住宅に関するものに限る)		
(ににし鉄宵道の場合は第5	川を召み、旧第39	条及び第70条の規定を除き、住宅に関するものに限る)	· · ·	
	.t#	④チェックの結果⇒[□:	週 L]否]
⑤計算により確認された仕 750	71	の反映 	\ 1	7
項目	チェック事項		適	否
構造要素の有効な配置	-	確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている		
構造部材の適切な材料強度	-11	確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている		
適切な接合方法	口計算によって	確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている		
		⑤チェックの結果⇒[□]]否]
		③④⑤チェックの結里⇒[□嶺	a c	ᇒ

2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート2-1 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート/共通 構造5 ①適用範囲の確認 チェック事項 免震建築物であるかどうかを確認 □免震建築物である →チェックシート構造21 □免震建築物でない →以下のチェックを行う →以下の規定全てを適用 □31m以下 口第2号 法20条における建築物の区分 □第3号 □第4号 ⇒チェックシート 構造8 区域 口多雪区域外 ②等級2以上であることの確認 荷重・外力⇒チェックシート 構造9 項目 チェック事項 適一否 □倍率1.25以上 耐震等級 適用倍率 (構造躯体の倒壊等防止) 剛性率Rs □全層・全方向について剛性率Rs≧0.6となっている 口全層・全方向について剛性率Rsが適正に計算されている 偏心率Re □全層・全方向について偏心率Re≦0.15となっている 口全層・全方向について偏心率Reが適正に計算されている 壁量•柱量確保等 □右辺に適用倍率を乗じた上で∑25Aw+∑7Ac≧0.75ZWAi* (水平断面積Ac) □全層についてAcが適正に設定されている (水平断面積 Aw) □全層についてAwが適正に設定されている 耐震等級間の連動 □耐震等級(倒壊等防止)≤耐震等級(損傷防止) ③その他の構造計算の確認 チェック事項 否 項目 適 積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算 ┃□全ての部材の存在応力度≦許容応力度 ③チェックの結果⇒[□適 口否] ④建築基準法施行令第3章の規定への適合 チェック事項 適一否 □設計図書等の仕様が規定に適合している 令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7節の2の規定 (ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る) ④チェックの結果⇒[□適 □否] ⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映 チェック事項 項目 適 否 構造要素の有効な配置 □計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている 構造部材の適切な材料強度 □計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている 口計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている 適切な接合方法 ⑤チェックの結果⇒[□適 □否]

□否]

2. 耐震性 保有水平耐力計算等ルート2-2 鉄筋コンクリート造の建築物チェックシート/共通 構造6 ①適用範囲の確認 項目 チェック事項 免震建築物であるかどうかを確認 口免震建築物である →チェックシート構造21 口免震建築物でない →以下のチェックを行う □31m以下 →以下の規定全てを適用 □第2号 □第3号 法20条における建築物の区分 □第4号 ⇒チェックシート 構造8 □多雪区域外 区域 ②等級2以上であることの確認 荷重・外力⇒チェックシート 構造9 項目 チェック事項 適一否 耐震等級 適用倍率 口倍率1.25以上 剛性率Rs 口全層・全方向について剛性率Rs≥0.6となっている (構造躯体の倒壊等防止) コ全層・全方向について剛性率Rsが適正に計算されている 偏心率Re □全層・全方向について偏心率Re≦0.15となっている 口全層・全方向について偏心率Reが適正に計算されている 壁量•柱量確保等 □右辺に適用倍率を乗じた上で∑18Aw+∑18Ac≧ZWAi* (水平断面積A。) 口全層についてAcが適正に設定されている (水平断面積 A, 口全層についてAwが適正に設定されている □耐震等級(倒壊等防止)≤耐震等級(損傷防止) 耐震等級間の連動 ③その他の構造計算の確認 項目 チェック事項 適否 積雪時を除く常時荷重に関する許容応力度計算 □全ての部材の存在応力度≦許容応力度 ③チェックの結果⇒[□適 口否] ④建築基準法施行令第3章の規定への適合 項目 チェック事項 適一否 令第3章第1節から第2節及び第6節及び第7節の2の規定 口設計図書等の仕様が規定に適合している (ただし同第39条の規定を除き、住宅に関するものに限る) ④チェックの結果⇒[□適 □否] ⑤計算により確認された仕様の設計図書への反映 チェック事項 適一否 構造要素の有効な配置 口計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている 構造部材の適切な材料強度 口計算に用いられた各部材の適切な材料強度が設計図書等に反映されている

③④⑤チェックの結果 \Rightarrow [口適 口否] *SRC造の柱・これに緊結された耐力壁の場合 Σ 1.8 α Aw+ Σ 1.8 α Ao \rightarrow Σ 2.0 α Aw+ Σ 2.OAc α Cdコンクリート強度による補正

適切な接合方法

口計算に用いられた各部材の適切な接合方法が設計図書等に反映されている

□否]

⑤チェックの結果⇒[□適

2. 耐震性 保有水平	耐力計算等ルート	3 チェックシート/共	通			構造	<u></u>
①適用範囲の確認							
①週円 型型の 性部 免震建築物であるかどうか		□免震建築物であ	うる →チェックシート楠	生 り1			
光辰建築物でめるがとうが	"全1年前的	□兄震建築物でな		ェックを行う			
 高さ等		□発展建築物であ □31m以下	→以下の規定全				
法20条における建築物の	<i></i>	□第2号 □第		 ⇒チェックシート	構造8		
区域	<u> </u>	□第25 □第 □多雪区域外	35 1545	→/11979=F	悔 但 〇		
		口多当区以外					
②等級2以上であること	この確認			荷重・外力⇒チェックシート	構造9		
項目		チェック事項				適	否
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25以上					
(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定の確認	□地震力もしくは	は必要保有水平耐力に	こ適用倍率を乗じた」	こで		
		全層についてG	u≧Qunとなって	ハる			
	(保有水平耐力)	口全層についての	Quが材料強度にM	いて適切に設定され	ている		
	(必要保有水平耐力)	口全層についてG	lunが適切に計算さ	れている ⇒チェックシート	構造10		
	•	•					
③その他の構造計算の確	記						
項目			チェック事項			適	否
積雪時を除く常時荷重に関	する許容応力度計算	算	□全ての部材の存	在応力度≦許容応力度	圣		
				③チェックの結	果⇒[□i	適]否]
④建築基準法施行令第3	3章の規定への適高	<u> </u>					
項目			チェック事項			適	否
令第3章第1節から第2節及	なび第6節及び第7節	の2の規定	□設計図書等の仕	様が規定に適合してい	る		
(ただし同第39条の規定	を除き、住宅に関す	るものに限る)					
				④チェックの結	果⇒[□i	商 🗆]否]
⑤計算により確認された	仕様の設計図書	への反映					
項目	チェック事項					適	否
構造要素の有効な配置	□計算によって確	認された構造要素	の有効な配置が設置	†図書等に反映されて	いる		
構造部材の適切な材料強度	口計算によって確	記された各構造部 記記された各構造部	材の材料強度が設置	†図書等に反映されて	いる		
適切な接合方法	口計算によって確	記された各部材 <i>の</i>	接合方法が設計図	書等に反映されている	5		
				⑤チェックの結	果 ⇒ [□i	商 []否]

345チェックの結果⇒[□適 □否]

別表1 法第20条における建築物の区分の確認チェックシート

構告8

免震建築物であるかどうな	かを確認	□免震建築物である →チェックシート構造21		
		□免震建築物でない →以下のチェックを行う		
下表に該当する建築物:流	去第20条第3号に	該当、下表に該当しない建築物:法第20条第2号に該当		
項目		チェック事項	適	否
木造	等ち高	口高さが13m以下で、かつ、軒の高さが9m以下		
組積造	地階を除く階数	一3以下		
補強コンクリートブロック造	地階を除く階数	TUSUF		
鉄骨造	地階を除く階数	TUSUF		
	等ち高	口高さが13m以下で、かつ、軒の高さが9m以下		
正発達受情でない 一以下のチェックを行う 「大道 本さ等 は当する建築物の区分 「下来に該当しない建築物・法第20条第2号に該当 「カニック事項				
	延べ面積	口500㎡以内		
	許容応力度計算	口地震力(Co=0.3以上で計算)についての許容応力度計算で安全が確かめられるもの		
		口構造耐力上重要な部分のうち、冷間成形により加工した角形鋼管(厚さ6mm以上) の柱に		
		あっては、鋼材の種別、柱・はり接合部の構造方法に応じた地震力の割り増し		
		口特別な調査又は研究の結果に基づき、角形鋼管に構造体力上支障のある急激な耐力の		
		低下を生ずるおそれのないことの確認		
	筋かい	□水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かいの端部及び接合部		
		が破断しないことが確かめられるもの		
		次の全てに該当		
		口地階を除く階数が2以下		
		口架構を構成する柱の相互の間隔が12m以下		
		口延べ面積が500m以内(平屋建ての場合、300m以内)		
		口冷間成形角形鋼管の柱における地震力の割り増し		
		口水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合において、当該筋かい端部及び接合部		
		が破断しないことが確かめられるもの		
		口令82条の6第2号口の規定に適合するもの		
		口構造耐力上主要な部分である柱若しくははり又はこれらの接合部が局部座屈、破断等に		
		よって、又は構造耐力上主要な部分である柱の脚部と基礎との接合部がアンカーボルト		
		の破断、基礎の破壊によってそれぞれ構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生する		
		おそれのないこと		
	施行規則第1条の三	口国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分		
	第一項第一号口(2)	(延べ床面積3000㎡以内)		
鉄筋コンクリート造等 *1	高さ	□20m以下		
	壁量	□Σ2. 5αAw+Σ0. 7Ac≧ZWAiに適合する *2		
	設計用せん断力を	口地震力による設計せん断力QDによる許容応力度計算をした場合に安全であること		
	用いた検討	QD=min (QD+nQE, QD+QY)		
	施行規則第1条の三	口国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分		
	第一項第一号口(2)	(延べ床面積3000㎡以内)		
混合構造 *3				
	等ち高	口高さが13m以下で、かつ、軒の高さが9m以下		
	延べ面積	□500㎡以内		
	鉄骨造部分の	口鉄骨造の構造部分を有する階の柱の相互の間隔が6m以下		
	柱の間隔等	口鉄骨造の構造部分を有する階で、地震力(Co=0.3以上で計算)についての許容応力度		
		計算で安全が確かめられるもの		
		口鉄骨造の構造部分を有する階で、水平力を負担する筋かいの軸部が降伏する場合におい		
		て、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないことが確かめられるもの		
	RC造部分の壁量	口鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を		
		有する階が∑2. 5αAw+∑0. 7Ac≧ZWAi に適合する		
		口地震力による設計せん断力QDによる許容応力度計算をした場合に安全であること		
		QD=min (QD+nQE, QD+QY)	全が確かめられるもの ジ網管(厚さ6mm以上)の柱に 正地震力の割り増し 上支障のある急激な耐力の 当該筋かいの端部及び接合部 会合部が局部座屈、破断等に この接合部がアンカーボルト あ急激な耐力の低下を生する 整物又はその部分 場合に安全であること を物又はその部分 計算)についての許容応力度 の軸部が降伏する場合におい かられるもの うを 3。 場合に安全であること	
	•	チェックの結果⇒特定建築物の指定[□適	i []否]

- * 1:鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用する建築物
- *2:SRC造の場合 Σ 0.7 α Ac \rightarrow Σ 1.0Ac(α はコンクリート強度による補正)
- *3:木造、組積造、補強コンクリートプロック造、鉄骨造のうち2以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち1以上と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物

①構造計算を行うに当たって採用する荷重及び外力の種類と大きさ

項目		チェック事項	適	否
固定荷重		□令第84条の表による数値を採用している		
		口当該建物の実況に応じて計算している		
積載荷重		□令第85条の表による数値を採用している→室用途[]		
		口当該建物の実況に応じて計算している		
積雪荷重	積雪の単位重量	□ [] N∕m⁴•cm		
	□ 令第84条の表による数値を採用している □ 当該建物の実況に応じて計算している □ 令第85条の表による数値を採用している→室用途[□ 当該建物の実況に応じて計算している □ 音値構書量 □ [] N/㎡・cm □ を限しる □ [] 度 □ [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
	屋根面の積雪量不均等のおそれ	限面の積雪量不均等のおそれ 口あり 口なし おろしの慣習 ロあり 口なし 度圧q ロ令第87条の式によって計算している ロ q = [] N/㎡		
	雪おろしの慣習 口あり 口なし 口令第87条の式によって計算している 口 q = [] N/㎡			
	雪おろしの慣習	□あり		
		ロなし		
風圧力	速度圧q	口令第87条の式によって計算している		
		□q= [] N/m²		
		□E= []		
		$\square V_0 = [$] m/sec		
		口特定行政庁の定める当該区域の速度圧を採用している		
	風力係数	口令第87条に基づき断面形状に応じて規定している		
		口風洞実験により規定している		
地震力(*1)	地震層せん断力係数Ci			
	地震地域係数Z	□ [] (.O1からO.7迄の範囲内で建設大臣が定める数値)		
	振動特性係数Rt			
	高さ方向の分布係数A _i			
地盤の長期許容	が 力度または杭の許容支持率	□ [] kN		
		口令第93条の表による数値を採用している。地盤[]		
	_		·····································]否]

②構造計算に当たっての長期及び短期の応力度の組合わせ

項目	項目		チェック事項		適否
			一般の場合	多雪区域における場合	
力の種類	長期に	常時	□G+P	□G+P	
	生ずる力	積雪時		□G+P+0.7S	
	短期に	積雪時	□G+P+S	□G+P+S	
	生ずる力	暴風時	□G+P+W	□G+P+W	
				□G+P+0.35S+W	
		地震時	□G+P+K	□G+P+0.35S+K	
				②チェックの結果⇒[□谪 □否]

①②チェックの結果⇒[□適 □否]

①各階の必要保有水平耐力の大きさ

	図書の種類		適	否
		保有水平耐力計算に用いる地震力と荷重・外力計算書で算出した地震力が整合し		
令第八十二		ていること		
		各階・各方向の保有水平耐力の算出方法が明記されており、それが適切であること		
	保有水平耐力計算	各階及び各方向の必要水平耐力の算出方法が明記されており、それが適切であること		
令 第		構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、		
		せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生するおそれのないことに		
		ついての検証内容が適切であること		
		各階の保有水平耐力の増分解析により計算する場合における外力分布が明記されており、		
・二条の三		それらが適切であること		
		架構の崩壊形が明記されており、それらが適切であること		
		保有水平耐力、Ds、Fes及び必要保有水平耐力の数値が明記されており、それらが建築基		
		準法令の規定に適合していること →下表参照		
	保有水平耐力計算結果一覧	各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分		
関		布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること		
係		各階及び各方向の構造上主要な部分である部材の部材群としての構造種別が明記され		
		ており、それらが適切であること		
		各階及び各方向の保有水平耐力上時における構造耐力上主要な部分である部材に生する		
		力の分布及び塑性ヒンジの発生状況が明記されており、それらが適切であること		
		各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物が各方向それぞれ		
		におけるせん断力と層間変形角の関係が明記されており、それらが適切であること		
		チェックの結果⇒[□遃	<u> </u>]否]

② 冬陛の必要保有	水亚耐力の大きさ

項目		11/30//(00	チェック事項	適	否
地震力に	階数			~2	
地展力に 対する各階		$D_s \cdot F_{es} \cdot Q_{ud}$			
刈りる合格	Mun 作用する荷重	固定荷重DL		H	H
水平耐力	Q _{ud}	積載荷重LL		H	Ħ
73 - 1 10373	∽ aa	積雪荷重SL			
		層せん断力係数Ci			
		Q _{ud}	\square [] kN \square [] kN \square [] kN		
	構造特性係数	D _s の求め方	□実験・解析		
	Ds		□昭和55年建設省告示第1792号第1による		
		D _s の算定			
	形状係数	算出方法	□昭和55年建告第1792号第2による		
	Fes		口その他計算		
		剛性率Rs	□R _s <0.3		
			□0.3 <r<sub>s<0.6</r<sub>		
			□0.6 <r<sub>s</r<sub>		
		Fs	□1.0		
			□直線補間値[]		
			□1.5		
		偏心率R。	□R _e ≦0.15		
			□0.15 <r<sub>e<0.3</r<sub>		
			□0.3≦R _e		
		F _e	□1.0		П
		Ге			
			□直線補間値[]		
			□1.5		
		Fesの算出			
		F _e ×F _s			
			チェックの結果⇒[□遃	<u> </u>]否]

2. 耐震性 階数な	が2以下の木造の建	築物チェックシート①/	/共通	詩造 ′	1 1	
①適用範囲の確認						
項目		チェック事項				
免震建築物であるかど	うかの確認	□免震建築物であ				
		□免震建築物でな	まい →以下のチェックを行う			
階数		□2階以下				
高さ		口高さ13以下も	しくは軒高9m以下			
規模		□延べ面積500r				
区域		口多雪区域内				
		1	①のチェックの結果⇒ [□過	<u> </u>	 否]	
②等級2以上である	 ことの確認					
項目		チェック事項		適	否	
耐震性	壁量	口耐力壁の存在園	産量≥地震及び風に対する必要壁量			
			(令46条による)			
		口耐力壁と腰壁等	等の存在壁量≥地震に対する等級2以上の必要壁量			
	⇒チェックシート 構造12		(1-1(3)二①の規定及び表2による)		<u> </u>	
	壁の配置 ⇒チェックシート 構造13	□壁率比≦0.5	又は 壁量充足率(側端部分の各値)>1 (平12建告1352号による)			
	床等の構造方法		也震に対する等級2以上の必要床倍率			
	⇒チェックシート 構造14		(1-1(3)二③の式2及び式1による			
	接合部の構造方法	筋かい端部	口告示により規定された構造方法が用いられている			
		の接合部	(平12建告1460号第一項による)	~ 0000000000000000000000000000000000000		
		柱脚•柱頭	口告示の表から選択された構造方法が用いられている			
		の接合部	(平12建告1460号第二項による)			
			又は 計算法に基づく構造方法が用いられている			
		の接合部	(1-1(3)二④のaによる)			
		建物外周部	□ 1 階小屋組等の端部等:存在接合部倍率≧必要接合部倍率			
		の接合部	□その他の部分:存在接合部倍率≥0.7			
	⇒チェックシート 構造15		(1-1 ⁽³⁾ 二④のbによる)			
	基礎の構造方法	□基準法レベルの	D規定に適合する構造方法が用いられている			
		口外店芸まに並え	(平12建告1347号による) する適切な構造方法が用いられている			
			する適切な構造方法が用いられている			
	⇒チェックシート 構造16	日が「同里にハラ	(スパン表等による)			
	横架材の構造方法	口鉛直荷重に対す	する適切な構造方法が用いられている			
	⇒チェックシート 構造16		(スパン表等による)			
○/ 3	笠の音の担合 4 の笠ん	~	②のチェックの結果⇒ [□過	<u> </u>	否]	
③建築基準法施行令 項目	男ろ草(()規定(へ())適合	ll .		適	否	
_ 児日 令第3章第1節から第	3.3.節までの担定	チェック事項 □設計内容説明書の仕様が規定に適合している				
	(令第39条、第48条及び上記に関連					
する項目を除く)						
			③のチェックの結果⇒「□領	<u> </u>	조]	

項目				チェック事項		適	否
(1)壁量の確認		①耐力壁の存在	壁量	耐力壁の種類・壁倍率・実長・存在壁量	□X軸方向-2階		
	令 46				□X軸方向-1階		
(耐震性)	条				□Y軸方向-2階		
	に		(震)		□Y軸方向-1階	1	
	よる	②必要壁量	地震に対する	床面積・床面積に乗ずる数値・必要壁量	口X軸方向-2階		
			必要壁量		□X軸方向-1階		
	各等				□Y軸方向-2階		
	級		(震)		□Y軸方向-1階		
	共通		風に対する	見付面積・見付面積に乗ずる数値・必要壁量	□X軸方向-2階		
	<u> </u>		必要壁量		□X軸方向-1階		
					□Y軸方向-2階		
			(風)		□Y軸方向-1階		
		③存在壁量	地震に対する	①の存在壁量と②の地震に対する必要壁量の	□X軸方向-2階		
		≧	必要壁量との	大小	□X軸方向-1階		
		必要壁量	比較		□Y軸方向-2階		
			(震)		□Y軸方向-1階		
			風に対する	①の存在壁量と②の風に対する必要壁量の大	□X軸方向-2階		
			必要壁量との	∬.	□X軸方向-1階		
			比較		口Y軸方向-2階		
			(風)		□Y軸方向-1階		
	=177	④耐力壁と腰壁	等の	腰壁等の種類・寸法・壁倍率・腰壁等の存在	口X軸方向-2階		
	評価	存在壁量		壁量・①の耐力壁と腰壁等の存在壁量の和	□X軸方向-1階		
	方				□Y軸方向-2階		
	法基		(震)		□Y軸方向-1階		
	準	⑤必要壁量	地震に対する	床面積・Rf値・Ki値・地震地域係数Z・	口X軸方向-2階		
	によ		必要壁量	等級に応じた屋根及び雪の重さによる係数・ 必要壁量	□X軸方向-1階		
	る			2000年	口Y軸方向-2階		
	等		(震)		□Y軸方向-1階		
	級	⑥存在壁量	地震に対する	④の存在壁量と⑤の地震に対する必要壁量の	口X軸方向-2階		
	2	≧	必要壁量との	大小	□X軸方向-1階		
	以 上	必要壁量	比較		□Y軸方向-2階		
			(震)		口丫軸方向-1階		
				チェッ	クの結果⇒ [□遃		否]

項目			チェック事項				
(2)壁配置の		①側端部分(*) の設定	けた行方向及び張り間方向の両端からそれぞ	□X軸方向-2階			
確認	平		れ4分の1の部分に設定	□X軸方向-1階			
	1 2			□Y軸方向-2階			
(耐震性)	建			□Y軸方向-1階			
	告	②各側端部分における	耐力壁の種類・壁倍率・実長・存在壁量	□X軸方向-2階上			
	 三	存在壁量		□X軸方向-2階下			
	五			□X軸方向-1階上			
	무			□X軸方向-1階下			
	ち			□Y軸方向-2階左			
	ょ			□Y軸方向-2階右			
	る			□Y軸方向-1階左			
				□Y軸方向-1階右			
		③各側端部分における	各側端部分の床面積・床面積に乗ずる数値・	口X軸方向-2階上			
		必要壁量	必要壁量	□X軸方向-2階下			
				□X軸方向-1階上			
				□X軸方向-1階下			
				□Y軸方向-2階左			
				□Y軸方向-2階右			
				□Y軸方向-1階左			
				□Y軸方向-1階右			
		④各側端部分における	②の各側端部分における存在壁量	口X軸方向-2階上			
		壁量充足率	÷③の各側端部分における必要壁量	口X軸方向-2階下			
				口X軸方向-1階上			
				□X軸方向-1階下			
				□Y軸方向-2階左			
				□Y軸方向-2階右			
				□Y軸方向-1階左			
				□Y軸方向-1階右			
		⑤壁率比	各方向・各階における④の壁量充足率のうち				
			小さい方÷大きい方≧0.5 又は	□X軸方向-1階			
			各方向・各階及び各側端部分における	口Y軸方向-2階			
	L		④のそれぞれの数値>1	□Y軸方向-1階			
			チェッ	クの結果⇒ [□適		否]	

^{*「}側端部分」とは、各階における、建物の張り間方向にあってはけた行方向の、けた行方向にあっては張り間方向の両端からそれぞれ4分の1の部分をいう。

項目				チェック事項		適	否
(3)床等の構造		①耐力壁線の設	定	各通りの耐力壁及び腰壁等の存在壁量・各通	□X軸方向-2階		
方法の確認	評価			りの奥行き長さ・耐力壁線の判定	□X軸方向-1階		
	方				□Y軸方向-2階		
(耐震性)	法		(震)		□Y軸方向-1階		
	基準	②必要床倍率の	設定の	耐力壁線の間隔・床組等の奥行きの最小値・	□X軸方向-2階		
	年に	条件		α值	□X軸方向-1階		
	ょ				□Y軸方向-2階		
	る		(震)		□Y軸方向-1階		
	等	③存在床倍率		床組等の種類・ゾーンの設定・床倍率・床組	□X軸方向-2階		
	級	等の奥行きの最小値・存在床倍率	□X軸方向-1階				
	2 以				□Y軸方向-2階		
	上		(震)		□丫軸方向-1階		
	$\overline{}$	④必要	地震に対する	地震に対する単位面積当りの必要壁量・必要	□X軸方向-2階		
		床倍率	必要床倍率	床倍率	□X軸方向-1階		
					□Y軸方向-2階		
			(震)		□Y軸方向-1階		
		⑤存在	地震に対する		□X軸方向-2階		
		床倍率	必要床倍率と	率の大小	□X軸方向-1階		
		≧	の比較		□Y軸方向-2階		
		必要	(震)		□Y軸方向-1階		
				チェッ	クの結果⇒ [□適		否]

項目				チェック事項		適	否
(4)接合部の	平	①筋かい端部の	D接合部	□筋かいの種類			
構造方法の	12 建			□筋かいの端部の仕□に、当該筋かいの種類に	こ応じた、		
確認	告			適切な構造方法が用いられている			
	四四						
(耐震性)	六	②柱脚•	告示の表から	□柱と接する壁又は筋かいを入れた軸組の種類	領		
	O 号	柱頭の	の選択による	□出隅の柱の適否			
	5	接合部	場合	口当該接合部に適切な構造方法が用いられてい	1る		
			計算法による	□計算に用いられている数値が適切である			
			場合	口計算方法が適切である			
				口当該接合部に、計算結果に基づく適切な構造	造方法が用		
				いられている			
	③胴差しと通し 評 接合部 面 方		レ柱の	口対象となる接合部の有無			
				口胴差しと通し柱等の接合方法の種類			
				口当該接合部に適切な構造方法が用いられてい			
	法	④建物	1階小屋組の	対象となる接合部の有無	□ 1 階小屋組の端部		
	基準	外周部の	端部等		口突出部の入り隅		
	i	接合部	□該当する		ロ>4mの胴差し等		
	よる			接合部の構造方法・存在接合部倍率	□ 1 階小屋組の端部		
	୍ଚ ଚ				口突出部の入り隅		
	等				□>4mの胴差し等		
	級2			当該接合部に接する床組等の存在床倍率・床 組等が接する耐力壁線の間隔・接合部の必要	□ 1 階小屋組の端部 		
	以			接合部倍率			
	上				□>4mの胴差し等		
	$\overline{}$			存在接合部倍率≧必要接合部倍率	□ 1 階小屋組の端部		
					口突出部の入り隅		
			7 - (1) - +0()		□>4mの胴差し等		
			その他の部分	口接合部の構造方法			
			口該当する	□当該接合部の存在接合部倍率≥0.7	L 0 /4 B		
				チェッ	クの結果⇒ [□適	<u>1</u>	否]

2. 耐震性 階数が2以下の木造の建築物チェックシート⑥/共通

構造16

⑤各項目の確認・5

	יש י					
項目				チェック事項	適	否
(5)基礎の		①基準法	布基礎の場合	□根入れの深さ≧24cm		
構造方法の	平	レベルの		□底盤の厚さ≥15cm		
確認	2	基礎の		口底盤の幅が告示の表から選択された数値以上である		
(耐震性)	建告一三	構造方法		□鉄筋コンクリート造における配筋方法が以下による 底盤(≥24cm) の補強筋:径≥9mm、間隔≤30cm、 両端部の鉄筋(径≥9mm)と緊結		
	四		べた基礎の	□立上り部分の高さ≧30cm		
	七日		場合	□立上り部分の厚さ≧12cm		
	号					
				□根入れの深さ≧12cmかつ凍結深度		
				(雨水等の影響のおそれのない良好な地盤を除く)		
		(震・風・雪)		□鉄筋コンクリート造における配筋方法が以下による 立上り部分の主筋:径≥12mm、 補強筋:径≥9mm・間隔≤30cm、 換気□周辺の補強筋:径≥9mm		
		②鉛直荷重	荷重条件等	最深積雪量×1.0(耐震)		
	評価	に対する		□屋根の種別・階数		
	方	基礎の		口地耐力		
	法	構造方法	基礎の	口基礎の各部寸法が、適切に設定されている		
	基準		各部寸法	(スパン表等による)		
	によ	(震)	基礎の配筋	□基礎の配筋(主筋・開口部補強筋)が、適切に設定 されている (スパン表等による)		
	る	③水平荷重	柱脚の接合部	口柱脚の接合部の構造方法		
	等	に対する	基礎の	口基礎の各部寸法が、適切に設定されている		
	級	基礎の	各部寸法	(スパン表等による)		
	2 以	構造方法	基礎の配筋	□基礎の配筋(主筋・開□部補強筋)が、適切に設定		
	上	(震)		されている(スパン表等による)		
	$\overline{}$	④鉛直荷重と水	平荷重に	ロ②と③の荷重に対する基礎の寸法・配筋を比較し、 アナーの高い様性されば思いことをごいる。(フェッス・カース)		
		対する基礎の	構造方法	耐力の高い構造方法が用いられている(スパン表等による)		
				チェックの結果⇒ 「□適	5 🗆	[否]

チェックの結果⇒ [□適 □否]

⑤各項目の確認・6

項目				チェック事項		適	否
(6)横架材の	評	鉛直荷重	荷重条件等	最深積雪量×1.0(耐震)			
構造方法の	一一一	に対する		□屋根の種別・階数			
確認	法	横架材の		□横架材の間隔・横架材の長さ			
	基準	構造方法	横架材の	口適切な樹種が用いられている	□床梁		
(耐震性)	作に		構造方法	適切な断面寸法が設定されている	□小屋梁		
	よっ			(スパン表等による)	□軒桁		
	る ○				□胴差し		
	等				□根太		
	級 2				□垂木		
	以						
	上	(震)					
				チェックの	7年田→ 「口湾	5 🗆	<u></u> 添1

128

2. 耐震性 枠組壁	工法の建築物チェック	シート(平13国交告第1	1540号第9)/共通		構造	17			
①適用範囲の確認									
		チェック事項							
免震建築物であるかどうた	かの確認	□免震建築物である							
		□免震建築物でない	→以下のチェックを行	う					
階数		口3階以下	→以下の規定全てを適用						
②等級2以上であること	の確認		荷重·	外力⇒チェックシート 構造9					
項目		チェック事項							
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25	□倍率1.25						
(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定の確認	□地震力もしくは既	存応力度に適用倍率を乗じ	た上で					
		全ての部材の存在	·応力度≦許容応力度						
		口地震力もしくは必	で要保有水平耐力に適用倍率	を乗じた上で					
		全層についてQui	≧Qunとなっている						
	(保有水平耐力)	口全層についてのQ	uが材料強度に応じて適切に	こ設定されている					
	(必要保有水平耐力)	口全層についてQ _{un}	が適切に計算されている	⇒チェックシート構造10					
	•								
③その他の構造計算の確	記								
項目		チェック事項			適	否			
接合部		□構造耐力上主要な部分に使用する構造部材相互の接合部が							
		応力伝達性能を有	iしている。						
積雪時を除く常時荷重に関す	る許容応力度計算	口全ての部材の存在	応力度≦許容応力度						
				③チェックの結果⇒[[適	□否]			
④建築基準法施行令第3	3章の規定への適合								
項目			チェック事項		適	否			
令第3章第1節及び第2節			□設計図書等の仕様が基準	に適合している					
並びに平13国交告第15	540号第8及び第9第	1号1の規定							
				④チェックの結果⇒[[適	□否]			
⑤計算により確認された	仕様の設計図書への)反映							
項目	チェック事項								
構造要素の有効な配置	□計算によって確認	口計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている							
構造部材の適切な材料強度	口計算によって確認	口計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている							
適切な接合方法 口計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている 口									
⑤チェックの結果⇒[□適 □否]									

③④⑤チェックの結果→[□適 □否]

2. 侧层性 件租壁工		ノ T(平 13国3	文古男	13405第10第1号	大地	Tŧ	典坦	10
①適用範囲の確認								
項目		チェック事	項					
免震建築物であるかどうかん	の確認	□免震建築物	である	3 →チェックシート構造:	21			
		□ □免震建築物	でない) →以下のチェッ	クを行う			
階数		□3階以下		→以下の規定全てを	適用			
法第20条における建築物の	区分	□第2号	□第3	号 □第4号	⇒チェックシート	構造8		
②等級2以上であることの	の確認				荷重・外力⇒チェックシート	構造9		
項目		チェック事	項				適	否
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25						
(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定の確認	口地震力もし	くは存	存在応力度に適用倍率	を乗じた上で			
		全ての部材	の存在	E応力度≦許容応力度				
	偏心率Re	口全層・全方	向につ	いて偏心率Re≦0.1	15となっている			
		口全層・全方	向につ	いて偏心率Reが適	Eに計算されている			
③その他の構造計算の確認	罗 训心							
項目		チェック事	項				適	否
接合部		□構造耐力上϶	主要な音	『分の部材相互の接合部	『が存在応力を伝達できる	3		
積雪時を除く常時荷重に関する	る許容応力度計算	口全ての部材	の存在	応力度≦許容応力度				
					③チェックの結	計果⇒[□	適	□否]
④建築基準法施行令第3章	章の規定への適合		1	- 5±			\-	_
項目				チェック事項			適	否
令第3章第1節及び平13国第		_		□設計図書等の仕様 	が基準に適合している			
第8までの規定(同告示第10	カーカー でほかられる	ものを除く)			AT 5 0 %	± 🖽 🗕 🗀	·#	
					④チェックの結	まず [口	迥	□否]
⑤計算により確認された(土様の設計図書への)反映						
項目		チェック事	項				適	否
構造要素の有効な配置		口計算によっ	て確認	思された構造要素の有	効な配置が設計図書等	に		
		反映されて	いる					
構造部材の適切な材料強度		口計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に						
		反映されている						
適切な接合方法		口計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に						
		反映されて	いる					
					⑤チェックの緑	計果⇒[□	適	□否]
				3	④⑤チェックの結果	:⇒[□遃	<u> </u>]否]

2. 耐震性 枠組壁工	法の建築物チェック	シート(平13国	交告第154	0号第10第2号	引/共通	7	構造	19
①適用範囲の確認								
項目		チェック	事項					
ーニー 免震建築物であるかどうかの	D確認	□免震建築	物である	→チェックシート構造	造21			
		□免震建築	物でない	→以下のチェ	ックを行う			
階数		□3階以下	→ J	以下の規定全て	を適用			
法第20条における建築物の	□第2号	□第3号	□第4号	⇒チェックシート	構造8			
②等級2以上であることの	D確認				荷重・外力⇒チェックシート	構造9		
項目		チェック	事項				適	否
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25	5					
(構造躯体の倒壊等防止)	構造の安定の確認	□地震力も	□地震力もしくは存在応力度に適用倍率を乗じた上で					
		全ての部	材の存在応	カ度≦許容応力	度			
③その他の構造計算の確認	70 U							
項目	チェック	事項				適	否	
接合部		□構造耐力	上主要な部	分の部材相互の	接合部が			
		存在応力	を伝達でき	3				
積雪時を除く常時荷重に関する	5許容応力度計算	口全ての部	材の存在応	カ度≦許容応力	度			
					③チェックの約	結果⇒[□]適	□否]
④建築基準法施行令第3章	章の規定への適合							
項目			=	チェック事項			適	否
令第3章第1節及び平13国	を告第1540号第1か	ら第8までの	D規定	受計図書等の仕	様が基準に適合している	3		
同告示第10の第2号で除	外されるものを除く)						
					④チェックの約	結果⇒[□	適	□否]
⑤計算により確認された(上様の設計図書への	反映						
項目	チェック事項						適	否
構造要素の有効な配置	口計算によって確認	コ計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映されている						
構造部材の適切な材料強度	口計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映されている							
適切な接合方法 口計算によって確認された各部材の接合方法が設計図書等に反映されている 「								
					⑤チェックの絹	結果⇒[□]適	□否]
				3	49年ェックの結果	¦⇒[□ï	<u></u>]否]

2. 耐震性 枠絲	祖壁工法の建築物が	ェッ クシート (平13国3	と告第1	540号第5第5号)/共通		構造	20		
①適用範囲の確認									
項目		チェック事項							
免震建築物であるかの	どうかを確認	□免震建築物であ	ある	→チェックシート構造21					
		□免震建築物でな	いえ	→以下のチェックを行う					
階数		口3階以下	→以 ⁻	下の全ての規定を適用					
②等級2以上である	ることの確認								
項目		チェック事項				適	否		
耐震等級	適用倍率	□倍率1.25							
(構造躯体の倒壊	· 壁量	□平13国交告第	1540	号第5の第5号における倍率	に適用倍率				
等防止)		を乗じた上で配	を乗じた上で耐力壁の存在壁量≥地震に対する必要壁量						
	接合耐力	口たて枠上下端の	の接合で	耐力が当該部分の引張耐力を	超えていない				
	基礎の構造方法	□基準法レベルの	り規定に	こ適合する構造方法が用いら	れている				
		□水平荷重に対す	する適t	刃な構造方法が用いられてい	る				
③建築基準法施行会	う第3章の規定への適	合							
項目			チェ	ック事項		適	否		
積雪時を除く常時荷	重に関する許容応力度記	†算	口全	ての部材の存在応力度≦許容	応力度				
				30)チェックの結果⇒ [[]適 🗆]否]		
	第3章の規定への適	<u>合</u>	n						
項目		=				適	否		
	713国交告第1540号第	第1から		†図書等の仕様が規定に適合	している				
第8までの規定					- Lade . [F				
				(4)0)チェックの結果⇒[□]否]		
€計算に上り換到→	とかた仕様の乳計図書	A O Finh							
	された仕様の設計図書	八切汉昳							
項目 歩きの方がた配		口計等によって	#≣ற → 4	1た掛件亜圭の左がな刑害か	ション サイド ラー・ファイン アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	112			
構造要素の有効な配置 口計算によって確認された構造要素の有効な配置が設計図書等に反映している 構造部材の適切な材料強度 口計算によって確認された各構造部材の材料強度が設計図書等に反映している									
適切な接合方法	MUZ/IX			<u> 172台構造品材の材料速度が</u> 1た各部材の接合方法が設計					
Z-J-IVIZLI/JIM			<u> </u>		<u> </u>]否]		
	_	_)チェックの結果⇒ [□]否]		

2. 耐震性 免震建築物チェックシート 免震建築物の種類と維持管理に関する事項 構造									
①構造方法の確認									
項目		チェック事項							
高さ等	□60m以下	□60m超							
平成12年建設省告示第2009号第2で該当	□法第20条第4号	□告示第2第一号 💂	→ ₹エックシ	!- -					
する構造方法		□告示第2第二号	構造21	1~23					
		□告示第2第三号							
	□法第20条第二号	□告示第2号第二号 💂	→£I'nDŊ	!-					
	及び第三号	口告示第2号第三号	構造21	1, 24					
	□法第20条第1号	□告示第2号第三号 🕳	→チェックシ	!-					
	(高さ60m超の		構造21	1~23					
	建築物)		構造計算	算は対象外					

②維持管理に関する事項の確認

項目	チェック事項	適	否
免震材料等の維持管理に関する計画の有無	定期点検の計画 口有 口無		
	□頻度		
	□項目 □基準となる数値等		
	臨時点検の計画 □有 □無		
	□頻度		
	□項目 □基準となる数値等		
免震建築物の状況に応じた敷地の管理に関する計画	敷地管理の計画 口有 口無		
	□頻度		
	□項目 □基準となる数値等		

①適用範囲の確認

項目	チェック事項
建築物の高さ	□60m以下
構造	口木造(2階以下、延べ床面積500㎡以下、高さ13m以下、軒高9m以下)
	口木造以外(平屋、延べ床面積200㎡以下)

②仕様規定の確認

項目	チェック事項	適	否
建築基準法第3章第1節	口構造方法に関する技術的基準(令36条)を満たしている		
	口構造設計の原則(令36条の3)を満たしている		
建築基準法第3章第2節	□構造部材の耐久(令37条)の仕様基準を満たしている		
	□基礎(令38条)の仕様基準を満たしている		
	口屋根ふき材等の緊結(令39条)の仕様基準を満たしている		

③免震材料(平12建告第2009号第1)

項目	チェック事項	適	否
免震材料	□支承材 次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いた		
	もの		
	弾性系 積層ゴムその他これに類する弾性体		
	すべり系 四フッ化エチレンその他これに類するすべり材		
	転がり系 鋼球その他これに類する転がり材		
	口支承材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術		
	的基準を満たす		
	□減衰材 次の表に掲げる種類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いた		
	もの		
	弾塑性系 鉛材、鋼材その他これに類する材料		
	流体系 作動油その他これに類する粘性体		
	□減衰材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術		
	的基準を満たす		
	口復元材が平成12年建設省告示1446号第3に定められる品質に関する技術		
	的基準を満たす		
	li li		

④免震建築物の基礎の構造(平12建告第2009号第3)

4. 公民産業物の基礎の構造(平12連合第2009号			
項目	チェック事項	適	否
基礎の構造	### ### #############################		
	ロー体の鉄筋コンクリート造のべた基礎		
基礎の底部の達する位置	□昭和55年建設省告示第1793号第2の表中に掲げる第1種地盤又は		
	第2種地盤に達する □液状化の恐れのないお地盤である □構造耐力上安全に基礎食いの上部を支える配置である □ □		
	□液状化の恐れのないお地盤である		
基礎ぐいの構造	□構造耐力上安全に基礎食いの上部を支える配置である		
	□基礎ぐいの構造は仕様規定(平成12年建設省告示第1347号第1項		
	第三号)を満たしている		
べた基礎の構造			
	口根入れ深さは15cm以上かつ凍結深度以上等、凍上防止の有効な措置		
	□雨水等の影響を受ける恐れのない密実で良好な地盤に達している		
	口立上り部の主筋が径12mm以上の異形鉄筋を立上り部上端に1本以上		
	かつ、下記の底盤に2本以上配置し、立上り部・底盤の補強筋と緊結		
	口立上り部分の補強筋が径9mm以上、30cm以下の間隔で縦に配置		
	口底盤補強筋が径12mm、縦横に20cm以下の複配筋		

2. 耐震性 免震建築物(平12建告第2009号第2第一号)、チェックシート②

構造23

⑤免震建築物の構造方法(平12建告第2009号第4)

●76放足木内の7円足/7元	<u> </u>					
項目		チェック事項			適	否
免震層の基準		上下の床板又はこれに類するものの間隔が	免震材料及び配管	その他の建築設備の		
		障のないものである				
		に作用する荷重及び外力を免震材料のみに				
	□暴風に	より生じる免震層の著しい変移を防止する	ための措置に必要	な部材の設置		
		対して安全上支障がない				
	□免震材料	の検査及び点検が容易におこなえる位置に	ある			
	□上部構造	の構造耐力上主要な柱及び耐力壁に対し釣	り合いよく配置さ	れている	""	
	□免震材料	と上部構造の最下階の床版及び基礎の底盤	等下部構造の構造	耐力上主要な部分に	""	
	緊結され					
	□免震層の	設計限界変位が35cm以上である			""	
	口上部構造	の建築面積を支承材の総数で除した数値が	15㎡以下である		""	
	□免震層の	降伏時に各免震材料に生じる水平力(kN)	の合計を建築面積	で除した数値が建築物の		
	種類に応	じて下の表に掲げる数値の範囲である				
		木造、鉄骨造そのたこれらに類する	平屋	0.22以上0.36以下		
		重量の小さな建築物	2階建	0.29以上0.49以下		
		その他の建築物	0.34以上0.58	 3以下	-	
	□免震層に	」 おいて免震層の設計限界変位に相当する変	ー 付が生じている時に	こ各免震材料に生じる		
		kN)の合計を建築面積で除した数値が建築				
	範囲であ		12 13 12 12 14 15 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16			
	+625 (0)	木造、鉄骨造そのたこれらに類する	平屋	0.72以上1.09以下	-	
		重量の小さな建築物	2階建	0.98以上1.47以下	-	
		その他の建築物	1.17以上1.75		_	
	口名乗属の	Cの間の建築物 設計限界変位時の等価粘性減衰定数が20%		ין אַכן		
上部構造の基準		法施行令第3章第3節から第7節の2まで		甘醂げいに関する部分を除く)		
上即悔足以基準	に適合し		の就足(茎睫灰しき	全にはりに関する引力を除く)		
		の最下階の構造耐力上主要な部分である柱	13.7 (高計 十月辛 47) 中の立の	光パニナンが トが様生の		
				型びに上古が、上部悔逗の		
	II	床版等に存在応力を伝達するよう緊結され		プレナイナウ の E ナ の W b は		
		が長方形その他これに類する整形な形状で		ひけた付力回の長さの数値		
		方の数値を小さい方の数値で除した数値が ************************************				
		が長方形その他これに類する安定した形状				
		他これに類する積載荷重の変動の大きな用				
	口上部構造	と下部構造及び周囲の構造物等との水平距		分ごとに下の表を満たしている		
		人の通行がある場合	0.5m			
		上以外の場合	0.4m			
	II	の最下階の床版は厚さ18cm以上の一体の		造とし、かつ、径12mm以上の		
	異形鉄筋	を縦横に20cm以下の間隔で複配筋として	配置している			
下部構造(基礎を除く)		筋コンクリート造である				
の基準		の上端に鉄筋コンクリート造の床版を設け				
	18cm以	上とし、径12mm以上の異形鉄筋を20cm	n以下の間隔で縦横	に複配筋として配置し、その		
	周囲の構	造耐力上主要な部分に存在応力を伝えるよ	う緊結している			
	口階を設け	る場合、土圧が全周にわたり一様に作用し	ていること			
落下・挟まれ防止等	□免震建築	物の周囲に安全上支障のある空隙を生じさ	せないものとして	いる		
	口出入口等	見やすい場所に免震建築物であることその	他必要事項を表示	している		
	□暴風によ	り生じる免震層の著しい変位を防止するた	めの措置を講じた	場合にあっては、構造耐力		
	上安全で	あることを確かめている				
	□必要があ	る場合には積雪時に免震建築物の変位を妨	げないような措置	を講じている		
	□必要に応	じて免震材料の交換を行うことができる構	造である			
	□免震層に	浸水する恐れのある場合、基礎の底盤に排	水口を設ける等免	雲材料の冠水を防止する		
		置を講じている				
⑥免震建築物の地盤の基準	(平12建生	第2009号第2第2項)				
地盤の基準		期に生ずる力に対する許容応力度が50kN	/ml以 F			
シロ亜マン士		た地盤で改良後の許容応力度が50kN/mi				
		, CM_XXXXXXIIIIIIIX/XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX				

2. 耐震性 免震建築物(平12建告第2009号第2第二号)、チェックシート

構造24

①適用範囲の確認

0	
項目	チェック事項
建築物の高さ	□60m以下
構造	口木造(3階以下or延へ床面積500m超or高さ13m超or軒高9m超
	口床・屋根階段を除く主要構造部が石造、レンガ造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その
	他(高さ13m超or軒高9m超)
	口木造以外(2階以上or延べ床面積200㎡超)
	口その他(

②仕様規定の確認

項目	チェック事項	適	否
耐久性等関係規定	口耐久性関係規定(令36条第1項)を満たしている		

③免震材料(平12建告第2009号第1)

項目			適	否	
免震材料	口支承材 次	マの表に掲げる科	重類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの		
		弾性系	積層ゴムその他これに類する弾性体		
		すべり系	四フッ化エチレンその他これに類するすべり材		
		転がり系	鋼球その他これに類する転がり材		
	口支承材が平	成12年建設省	告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす		
	口減衰材 ツ	マの表に掲げる科	重類に応じてそれぞれ同表に掲げる材料を用いたもの		
		弾塑性系	鉛材、鋼材その他これに類する材料		
		流体系	作動油その他これに類する粘性体	1	
□減衰材が		成12年建設省	告示1446号第3に定められる品質に関する技術的基準を満たす		
	□復元材が平	成12年建設省	告示1446号第3に定められる品質に関する技術		

④免震層の構造計算(平12建告第2009号第6)

項目	チェック事項	適	否
免震層についての構造計算	告示第6第2項により構造計算を行う		
上部構造についての	告示第6第3項により構造計算を行う		
構造計算	口告示第4第二号イ及び口の規定に適合し、かつ、上部構造の最下階における地震せん断力		
	係数が0.2以下		
	⇒ 告示第6第3項第一、二、三、六、七号は適用除外		
下部構造についての	告示第6第4項により構造計算を行う		
構造計算			ĺ
土砂災害特別警戒区域内	口土砂災害特別警戒地域内である		
に居室を有する場合	口令80条の3ただし書きに該当		
	口平成13年国土交通省告示第383号第2第二号イからハまで、第3第二号イ及びロ又は		
	第4第二号イ及び口の規定によっている		

3. 可変性

3. 可変性 躯体天井高 チェックシート

可変1

3. 可変性

該当する住宅グループ番号:			
項目	チェック事項	適	否
躯体天井高	□躯体天井高 [2650mm以上]		

4.維持管理・更新の容易性

 項目			チェック事項	適	-
ニコンクリート	内埋め込	a.排水管	□ 世込み配管なし* 1		l
 み配管の有無		b.給水管	□ 世込み配管なし* 1		ı
07 00 00 07 13 //		c.給湯管	□ 埋込み配管なし* 1		ı
1.地中埋設管上	のコンク	a.排水管	□打設なし □埋設地域*2		t
リート打設の		b.給水管	□打設なし □埋設地域*2		ı
, , , , , , ,	137	c.給湯管	□打設なし □埋設地域*2		ı
	用部設置	a.排水管	□設置なし		l
の有無		b.給水管	口設置なし		ı
- 19		c.給湯管	口設置なし		ı
 専用排水管の	性状等	a.面内(継手、ヘッダー含む)	□平滑である		T
		b.取付け等	口たわみ、抜けその他変形が生じないよう設置		T
ホ.排水管の清掃	措置、	a.便所 1	□排水ます又は共用立管に隣接		t
掃除口の点検			□掃除□(□露出又は開□あり)		ı
		b.便所2	□排水ます又は共用立管に隣接		ı
			□掃除□(□露出又は開□あり)		ı
		c.洗面所	ロトラップ 口掃除口(口露出又は開口あり)		ı
		d.洗濯機置場	ロトラップ 口掃除口(口露出又は開口あり)		ı
		e.浴室	ロトラップ 口掃除口(口露出又は開口あり)		ı
		f.台所	ロトラップ 口掃除口(口露出又は開口あり)		ı
		g.その他 ()	ロトラップ 口掃除口(口露出又は開口あり)		ı
		h.その他 ()	ロトラップ 口掃除口(口露出又は開口あり)		ı
4.配管の主要	a.排水管	i)便所1	口露出又は開口あり		l
接合部等の	と設備	ii)便所2	口露出又は開口あり		ı
点検措置	機器と	iii)洗面所	口露出又は開口あり		ı
	の接合	iv)洗濯機置場	口露出又は開口あり		ı
	部	∨)浴室	口露出又は開口あり		ı
		vi)台所	□露出又は開□あり		ı
		vii)その他()	□露出又は開□あり		ı
		viii)その他()	口露出又は開口あり		ı
	b.給水管	i)便所1	口露出又は開口あり		ı
	と設備	ii)便所2	□露出又は開□あり		ı
	機器と	iii)洗面所	□露出又は開□あり		ı
	の接合	iv)洗濯機置場	口露出又は開口あり		
	部	∨)浴室	□露出又は開□あり		
		vi)台所	口露出又は開口あり		
		vii)その他()	□露出又は開□あり		
		viii) その他()	□露出又は開□あり		
	c.給湯管とi	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	口露出又は開口あり		
	d.給水管の/	バルブ及びヘッダー	口露出又は開口あり		
	e給湯管の	バルブ及びヘッダー	口露出又は開口あり		

チェックの結果⇒[□適 □否]

^{*1.} 但し次の貫通部を除く

[・]壁、床、柱、梁、基礎の立ち上がり部分

^{*2.} 条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域

項目			チェック事項		適	否
イ.コンクリート内埋め込a.排水管		a.排水管	□埋込み配管なし*1			
み配管の有無		b.給水管	□埋込み配管なし*1			
		c.給湯管	□埋込み配管なし*1			
ロ.地中埋設管上のコンク		a.排水管	□打設なし □埋込地域*4			
リート打	打設の有無	b.給水管	□打設なし □埋込地域*4			
		c.給湯管	□打設なし □埋込地域*4			
ハ.排水管	の掃除口の設置	a.共用立管 1	□最上階又は屋上	(口露出又は開口あり)		
位置、原	点検措置		□最下階	(口露出又は開口あり)		
			口中間階(3階おき又は15m以内)	(口露出又は開口あり)		
		b.共用立管2	□最上階又は屋上	(口露出又は開口あり)		
			□最下階	(口露出又は開口あり)		
			□中間階(3階おき又は15m以内)	(口露出又は開口あり)		
		c.共用立管3	□最上階又は屋上	(口露出又は開口あり)		
			□最下階	(口露出又は開口あり)		
			□中間階(3階おき又は15m以内)	(口露出又は開口あり)	-	
		e.横主管 1	□ 15m以内	(口露出又は開口あり)		
		f。横主管2	□ 15m以内 > ※6	(口露出又は開口あり)		
		g.横主管3	15m以内	(口露出又は開口あり)		
二.配管の	a.排水管の専	i)共用立管1	□露出又は開口あり			
主要接	用排水管と	ii)共用立管2	□露出又は開口あり			
合部等	の接合部	iii)横主管1	□露出又は開口あり			
の点検		iv)横主管2	□露出又は開口あり			
措置		v)横主管3	□露出又は開口あり			
	b.給水配管の	i)共用配管1	□露出又は開口あり			
	専用配管と	ii)共用配管2	□露出又は開口あり			
	の接合部					
	c.給水配管の	バルブ	□露出又は開口あり			
	d.給湯管の	i)共用配管1	□露出又は開口あり			
	専用配管と	ii)共用配管2	□露出又は開口あり			
	の接合部					
	e.給湯管のバ	ルブ	□露出又は開口あり			
木.共用排	水管の	a.面内(継手、ヘッダ-含マ	☆ □平滑である			
性状等		b.取付け等	口たわみ、抜けその他変形が生じな	いような設置		
へ.横主管	のピット内等	a.排水管	口建物直下になし ロピット内又は1階周	末下等*5設置かつ人通孔等あり		
設置		b.給水管	口建物直下になし ロピット内又は1階周	末下等*5設置かつ人通孔等あり		
		c.給湯管	口建物直下になし ロピット内又は1階床下等*5設置かつ人通孔等あり			
ト.共用配	管補修の措置	a.排水管	口補修できる位置(*2)に露出			
			□開□(*3)を持つパイプスペー	ス内に設置		
		b.給水管	口補修できる位置(*2)に露出			
			□開□(*3)を持つパイプスペー	ス内に設置		
		c.給湯管	□補修できる位置(*2)に露出			
			□開□(*3)を持つパイプスペー	ス内に設置		

チェックの結果⇒[□適 □否]

^{*1.} 壁、床、柱、梁、基礎の立ち上がり部分の貫通部を除く

^{*2.} 住戸専用部に立ち入らないで補修ができる位置で、共用部分、住棟外周部又はバルコニーが該当する

^{*3.} 住戸専用部に立ち入らないで補修が行える開口。但し、円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合はこの限りではない

^{*4.} 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が貞寝られている地域

^{*5.} ピロティ等の共用部分を含む

^{※6} 管の曲がりが連続する、又は管が合流すること等により管の清掃に支障が生じやすい部分がある場合にあっては、清掃が支障なく行える位置に掃除口が設けられていること。

4. 維持管理・更新の容易性 更新対策(共用配管) / 更新対策(住戸専用部) チェックシート 維持3

イ. 更新対策等級(共用排水管)

項目	チェック事項	適	否
イ.コンクリート内への埋め込み配管の有無	□埋め込み排水管なし		
ロ.地中埋設管上のコンクリート打設の有無	□打設なし □埋設地域*1		
ハ.横主管のピット内等設置	□建物直下になし		
	ロピット内又は1階床下等に設置かつ人通口等あり		
ホ.共用排水管更新の措置	□更新できる位置*2に露出		
	□開□*3を持つパイプスペース内に設置		
ホ.コンクリートの床の貫通部の措置等	・コンクリート床等の貫通部 [口有 口無]		
	口共用排水管の切断工事を軽減する措置かつ、共用		
	排水管がコンクリートの床等を貫通する部分に共用排水		
	管の撤去のはつり工事を軽減する措置		
	□排水管の接続替えを容易に行うための措置		
	□共用排水管の撤去、接続替えその他更新のための		
	空間が確保		
へ.新たな共用排水管の設置余地等	□共用排水管の近傍等に新たな共用排水管を設置でき	1	
	る空間、スリーブ等が設けられていること		
	□排水管の接続替えを容易に行うための措置		
	口共用排水管の撤去、接続替えその他更新のための		
	空間が確保		
	口その他の措置(

チェックの結果⇒[□適 □否]

- *2 専用部分に立ち入らないで更新できる位置で、共用部、住棟外周部、バルコニーその他これに類する部分が該当する
- *3 住戸専用部に立ち入らないで補修が行える開口。但し、円滑な実施のために必要な措置が講じられている場合はこの限りではない

5. 高齢者等対策

該当する住宅グループ番号:	 大学級(共用部分)チェックシート 住戸の位置: [] 階 住棟出入口階:	高 [適	給1]階
項目	チェック事項 口片側設置(床面からの高さ700~900mm)		否
ii)建築基準法への適合 b.共用廊下のない場合	□令119条及び令126条1項に適合 □ -		
0.共用階段 a.共用 階段の ある場合 i) 勾配等	□踏み面T240mm以上 □550mm≦2R+T≦650mm □30mm以下 □最上段の通路等への食い込みなし □最下段の通路等への突出なし □片側設置(床面からの高さ700~900mm) □令23条から令27条までに定める基準に適合		
N.エレベー a.エレ i)エレベーターの利用 ター ベータ ーのあ る場合	□住棟出入口階の住戸 □住棟出入口階 □当該住戸から住棟出入口のある階 まで1階分のみ階段を使用 □当該住宅から住棟出入口のある階 までエレベーターで到達可 IVパーター □開口幅800mm以上 の仕様 IVパーター □1500mm角以上 ホール		
b.エレベーターのない場合こ.共用階段a.共用階段のある場合の幅員b.共用階段のない場合	□ - □幅員900m以上 □-		
	チェックの結果⇒[□]	道 [□否]

注:本シートにおいて、「法」、「令」はそれぞれ建築基準法、同法施行令を指す。

^{*1} 条例等の規定により凍結防止のため配管埋設が定められている地域

6. 省エネルギー対策(5-1省エネルギー対策等級)

6 省エネルギー対策チェックシ-ト/総括表

温熱1

該当する住戸グループ番号

①適用する基準の確認

□ 5-1 省エネルギー対策等級 による申請である

②判断方法の確認

A:熱損失係数等による場合	⇒下記のルートAへ
B:熱貫流率等による場合	⇒下記のルートBへ

確認項目

項目	確認項目	適・否	適・否
A:熱損失	□①計算条件の確認 ⇒チェックシート 温熱 2	〔□適 □否〕	
係数等による	□②熱損失係数(Q値)の確認 ⇒チェックシート 温熱 2	〔□適 □否〕	[□適 □否]
場合	□③夏期日射取得係数(μ値)の確認 ⇒チェックシート 温熱 2	〔□適 □否〕	〔□適 □否〕
	□④結露の発生の防止対策の確認 ⇒チェックシート 温熱2・7	〔□適 □否〕	

項目	確認項目			適・否
B:熱貫流率	□①断熱構造とする部分の確認 ⇒チェックシート温熱4		〔□適 □否〕	
等による場合	□②躯体の断熱性能等の確認	躯体の設計の確認	⇒チェックシート温熱4	〔□適 □否〕
	(3)	熱貫流率及び夏期日射侵入率によ 建具による場合	る場合⇒チェックシート温熱5 ⇒チェックシート温熱6	〔□適 □否〕
	□④結露の発生の防止対策の確認 ⇒チェックシート温熱 7		〔□適 □否〕	

6 省エネルギー対策	チェックシート/熱損失係数	(等による場合	温熱2
該当する住戸グルー	-プ番号:		
①計算条件の確認			
計算条件	□特定条件による場合	口当該住宅は特定条件に適合している	
	□個別の住宅の条件に。	ka	
	•	① の チ	・ェック結果⇒[□適 □否]
②熱損失係数(Q値	直) の等級の確認		
1.計算結果の確認	適用基準値の確認	□Q≦Q _s である	
(単位:W/m³・K)	□Qsを用いる	■ a.当該住宅の熱損失係数値 Q =	()
	□Qೄを用いる	b.該当する熱損失係数基準値 Qs=	· 〔 〕 ⇒参考資料1
	ロQ _{ps} を用いる	□Q _{ss} (小規模な住宅の場合) またはQ _{ps} (冬期	に日射を積極的に取入れる
	ps _ re r	ことが可能な住宅である場合)の場合	
 D.計算方法の確認	1	口適切な計算式を用いている	· -,// ///////// > > 3,411 /
ハ入力値の確認		□断熱構造とする部分の熱胃流率の確認	
ハンマンにとっている		口断熱構造とする土間床等の熱貫流率の確認	
		□n (換気回数 (回/時) *1) の確認	
		□ B (住宅の気積 (m ³)) の確認	
		ロS(住宅の味面積合計(㎡))の確認	
*** *1 of /++	**		
備考: " 0.5 (たた あっては 執同収生器	こし、熟回収装直を備えた 号の体田に伴う空気搬送	:換気設備の使用により暖房エネルギー消費量の削 動力の増分を勘案した数値にすることができる)	減か明らかに可能な場合に
のうでは、派出状況に			 - - - エック結果⇒[□適 □否]
		(207)	エクク相来→ [凸過 凸白]
③更加日射取得係数	枚(μ値)の等級の確認	7	
1計算結果の確認		□ μ₁≦ μである	
1.01チャルロスペックの正の心		a.当該住宅の夏期日射取得係数値 μ ₁ =〔)
		b.該当する夏期日射取得係数基準値 μ = 〔	
 D.計算方法の確認		D.成当9 る复数日初取付所数至学に ルー し 口適切な計算式を用いている	
ハ入力値の確認		口方位別の壁の夏期日射侵入量の確認	
ハンベノン10071年5心			→ 关 来次则 1
		□屋根等の夏期日射侵入量の確認	⇒参考資料1
		□S(住宅の床面積合計(㎡))の確認	
		3のチ	・ェック結果⇒ [□適 □否]
-			
④結露の発生の防止		#	× N: 177++
1.結露の発生の防止対		口対策が講じられている	⇒チェックシート温熱7
0.熱橋となる部分の断	T熱補強の確認	口必要な措置が講じられている	⇒チェックシート温熱7
			・ェック結果⇒ [□適 □否]
		(1)2)3(4)チェッ	クの結果⇒ [□適 □否]

6 省Iネルギー対策チェックシート/熱損失係数等による場合 温熱3 該当する住戸グループ番号: Q。値の確認 a.Q_{ss}を用いる場合 1.基準値の計算条件の確認 □当該住戸の床面積≦(戸建100㎡、共同60㎡)である 0.計算方法の確認 □建築主の判断の基準1の(2)のイの(ハ)の計算式による □A_s(基準床面積=(戸建100、共同60))の確認 ハ.入力値の確認 □S(当該住戸の床面積合計)の確認 □Q₅(緩和前の基準値)の確認 ⇒参考資料1 b.Qpsを用いる場合 1.基準値の計算条件の確認 □当該住宅はVI地域(沖縄県)以外である □建築主の判断の基準1の(2)のイの(ご)の計算式による 0.計算方法の確認 □Q_s(緩和前の基準値)の確認 ハ入力値の確認 ⇒参考資料1 □a(補正係数)の確認 ⇒参考資料1 チェック結果⇒ [口適 口否]

6 省Iネルギー対策チェックシート/熱貫流率等による場合/躯体 温熱4 該当する住戸グループ番号: ①断熱構造とする部分の確認 部位 確認項目 否 1.屋根又は天井 □断熱構造となっている □.壁 □断熱構造となっている ハ.床 a.外気に接する部分 □断熱構造となっている b.外気に通じる床裏に接する部分 □断熱構造となっている **二.**土間床等の外周部 a.外気に接する部分 □断熱構造となっている b.外気に通じる床裏に接する部分 □断熱構造となっている ホ.開口部 □断熱構造となっている ①のチェック結果⇒ [□適 □否]

②躯体の断熱性能等の確認

<u> </u>	公工化サウル	NO.	=0.=	. I / 	++ >/		111	<11
	部位			計値		善値		≦U
			(L	J ₁)	(U)) *1	適	否
	a.屋根又は天	井	()	()		
	b.壁		()	()		
イ.熱貫流率に	c.床	i)外気に接する部分	()	()		
よる場合		ii)外気に通じる床裏に接する部分	()	()		
	d.土間床等	i)外気に接する部分	()	()		
	の外周部	ii)外気に通じる床裏に接する部分	()	()		
	部位			計値	基準	≢値	R_1	≧R
			(F	$\binom{1}{1}$	(R)) *2	適	否
	a.屋根		()	()		
	b.天井		()	()		
0.断熱材の熱	c.壁		()	()		
抵抗による	d.床	i)外気に接する部分	()	()		
場合		ii)外気に通じる床裏に接する部分	()	()		
	e.土間床等	i)外気に接する部分	()	()		
	の外周部	ii)外気に通じる床裏に接する部分	()	()		

備者: U_1 は熱貫流率の設計値を、Uは基準値を示す。(U_1 は熱橋となる部分(壁の横架材を除く)の低減を考慮する。) R_1 は断熱材の熱抵抗の設計値を、Rは基準値を示す。

②のチェック結果⇒ [□適 □否]

^{*1 →}参考資料2の地域区分等に応じた、熱貫流率の基準値を記入する。

^{*2 ⇒}参考資料2の地域区分等に応じた、断熱材の熱抵抗の基準値を記入する。

6 省Iネルギー対策チェックシート/熱貫流率等による場合/開口部1

温熱ら

③開口部の断熱性能確認

イ.熱貫流率及び夏期日射侵入率による場合

該当する住戸グループ番号:

地域〔

熱貫流率・夏期日射侵入率の確認

一									
	開	□部の熱貫流率		開口部の夏期日射傷	確認項目				
		基準値	設計値	窓が面す	基準値	U₁≦U		$\eta_1 \leq \eta$	
開口部	(U_1)	(U) *1	(η_1)	る方位	(η) *2	適	否	適	否
No. 1	[]	[]	[]	()	[]				
No.2	[]	[]	[]	()	[]				
No.3	[]	[]	[]	[)	[]				
No.4	[]	[]	[]	[]	[]				
No.5	[]	[]	[]	[)	[]				
No.6	[]	[]	[]	()	[]				
No.7	[]	[]	[]	()	[]				
No.8	[]	[]	[]	()	[]				
No.9	()	[]	[]	[]	[]				
No.10	[]	[]	[]	()	[]				
No.11	[]	[]	[]	[]	[]				
No.12	[]	[]	[]	()	[]				
No.13	[]	[]	[]	()	[]				
III - 12 .									

備考:

熱貫流率については、住宅の床面積に0.02を乗じて得た値以下に相当する窓について基準適用外とすることができる。

日射侵入率については、直接光が入射する天窓以外の面積が住宅の床面積にO.O4を乗じて得た値以下に相当する窓について基準適用外とすることができる。

- *1 ⇒参考資料5の地域区分に応じた熱貫流率の基準値を記入。
- *2 ⇒参考資料5の地域区分に応じた夏期日射侵入率の基準値を記入。

イ. のチェックの結果⇒ [□適 □

*地域 I の記入例

地域〔 I 〕

	開	□部の熱貫流率	開口部の夏期日射侵入率				確認項目		
開口部	設計値	基準値	設計値	窓が面す	基準値	U ₁ :	≦U	η_1	$\leq \eta$
一一一	(U_1)	(U) *1	(η_1)	る方位	$(\eta)^{*2}$	適	否	適	否
No. 1	[2.2]	[2.33]	[0.5]	〔 東南 〕	[0.52]	\square		\square	
No.2	[2.1]	[2.33]	[0.5]	〔 東 〕	[0.52]	☑		Ø	
No.3	•••	•••	•••	•••	•••				

6 省Iネルギー対策	チェックシート/熱	遺流率等に	こよる場合	合/開口部2			温	熱6
口. 建具等の基準よる	5場合							
該当する住戸グルー	-プ番号:							
地域〔 〕								
a. 建具の種類又	てはその組合	せの確認						
建具番号*1	建具種別*2			46により確認		番号*3	適	否
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	口ガラスの組合せ			
[]	[]	□建具構造			口ガラスの組合せ			
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率				
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	ロガラスの組合せ			
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	口ガラスの組合せ			
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	口ガラスの組合せ			
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	□ガラスの組合せ			
[]	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	口ガラスの組合せ	` `		
[]	[]	□建具構造			口ガラスの組合せ			
	[]	□建具構造	□建具材	料 口建具の熱貫流率	口ガラスの組合せ			
	框ドア、ド: 6の区分番号:		E入		a. のチェックの	結果⇒ [[]適 []否]
	告しくはその	1		ひさし、軒等の設置	色の確認			_
b. 建具の種類若 建具番号*1	もしくはその	確認事項	頁⇒参考資料	47により確認		番号*2	適	否
	もしくはその	確認事項 口方位 C	頁→参考資料]建具種類	料了により確認 ロガラスの日射侵入率	☑ □付属部材等			
	ましくはその 〕 〕	確認事項 口方位 口 口方位 口	頁→参考資料]建具種類]建具種類	斗了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等□付属部材等			
	ましくはその]]]	確認事項□方位 □ □方位 □ □方位 □ □方位 □	頁→参考資料]建具種類]建具種類]建具種類	料了により確認 ロガラスの日射侵入率 ロガラスの日射侵入率 ロガラスの日射侵入率	□付属部材等□付属部材等□付属部材等			
	ましくはその]]]	確認事項 □方位 □ □方位 □ □方位 □ □方位 □ □方位 □	→参考資料□建具種類□建具種類□建具種類□建具種類□建具種類	料子により確認 ロガラスの日射侵入率 ロガラスの日射侵入率 ロガラスの日射侵入率 ロガラスの日射侵入率	□付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等			
	計しくはその 〕 〕 〕 〕	確認事項	→参考資料は建具種類は建具種類は建具種類は建具種類は異種類は異種類は異種類	以下により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等			
	告しくはその]]]]]	確認事項 □方位 □	○参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	以了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等			
	告しくはその]]]]]]	確認事項	○一参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	以了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等			
		確認事項	(三)参考資料 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類 (建具種類	以下により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等 □付属部材等			
		確認事項	(三)参考資料 (建具種類	料了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等			
建具番号*1 [[[[[[[[[ましくはその 	確認事項	(三)参考資料 (建具種類	以下により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等			
建具番号*1 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[ましくはその 	確認事項	○→参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	料了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等			
建具番号*1 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[]]]]]]]]]]	確認事項	○→参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	料了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等			
建具番号*1 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[]]]]]]]]]]	確認事項	○→参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	料了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等			
建具番号*1 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[]]]]]]]]]]	確認事項	○→参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	料了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等	〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕		
建具番号*1 [[[[[[[[[[[[[[[[[[[]]]]]]]]]]	確認事項	○→参考資料 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	料了により確認 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率 □ガラスの日射侵入率	□付属部材等	〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕		

6 省1剂片	゛ー対策チェックシー	ト/共通/結	露防止・熱橋部対策/共通	温熱	熟7
該当する住	戸グループ番号	:			
④結露の発生	Eの防止対策のA	確認			
a. 防湿層の記	设置等				
項目			確認項目	適	否
1.防湿層の設置 a.繊維系断熱材等を使用す		等を使用す	□防湿層の設置]	
	る場合		口防湿層設置が省略できる措置の実施		
	b.上記以外の場合	≙	□-		
0.通気層の確保	b.屋根又は外壁		□断熱層の外気側への通気層の設置		
			口通気層設置が省略できる措置の実施		
備考:繊維系	断熱材等はグラスウ	ール,ロックウール,セル			
その他こ	れらに類する透	湿抵抗の小る	さい断熱材をいう。		
			a. のチェックの結果⇒ [□遃	<u> </u>	否]
b. 熱橋部分0	D断熱補強対策				
項目	住宅の種類等		確認項目	適	否
構造熱橋部	a.RC造等 ; で、床、間 法 仕切壁等が —)内断熱工	口床、間仕切壁の両面に、基準値(補強範囲、熱抵抗値) 以上となるよう断熱補強を行っている		
の 断熱補強)外断熱工	口床、間仕切壁の両面に、基準値(補強範囲、熱抵抗値) 以上となるよう断熱補強を行っている		
	b.上記以外の場合	ŝ	□-		
備考:構造熱	橋部の断熱補強の	D必要厚さ等	- の基準は参考資料3、参考資料4		
			b. のチェックの結果⇒ [□遃	<u> </u>	否]
c. 室内空気0	の断熱材とコンク	クリート躯	体の境界への流入防止		
項目			確認項目	適	否
内断熱工法にリート造等の	より施工する鉄筋	あコンク	口断熱材をコンクリート躯体に全面密着させる等の措置		
ラート追号の	ET.				- 1
			c. のチェックの結果⇒ [□適	<u>1</u> ⊔	否]
			④のチェック結果⇒ [□}	商□	否]
			①②③④のチェックの結果⇒ [□適	5 D	<u></u>
				<u>.</u>	

6. 省エネルギー対策 (5-1 断熱等性能等級)

6 省エネルギー対策チェックシート/総括表

温熱8

該当する住戸グループ番号

①適用する基準の確認

□ 5-1 断熱等性能等級 による申請である

②判断方法の確認

A:判断基準・設計施工指針(本則)による場合	⇒下記のルートAへ
B:設計施工指針(附則)による場合	⇒下記のルートBへ

確認項目

項目	確認項目		適	• 否	適・否
A:判断基準•	□①計算条件等の確認	⇒チェックシート 温熱9	〔口適	口否〕	
計施工指針	□②外皮平均熱貫流率の確認	⇒チェックシート 温熱9	〔□適	口否〕	〔□適 □否〕
(本則)	□③冷房期の平均日射熱取得率の確認	⇒チェックシート 温熱9	〔□適	口否〕	
による場合	□④結露の発生の防止対策の確認	⇒チェックシート 温熱9・11	〔□適	口否〕	

項目	確認項目	適・否	適・否
B:設計施工	□①適用条件等の確認 ⇒チェックシート 温熱 1 O	〔□適 □否〕	
指針 (附則)	□②断熱構造とする部分の確認 ⇒チェックシート 温熱 1 O	〔□適 □否〕	
による場合	□③躯体及び開口部の断熱性能等の仕様への適合の確認	〔□適 □否〕	〔□適 □否〕
	⇒チェックシート 温熱10		
	□④結露の発生の防止対策の確認 ⇒fエックシート 温熱 1 O・ 1 1	〔□適 □否〕	

6 省エネルギー対策チェックシート/判断基準・設計施工指針(本則)による場合

温熱9

該当する住戸グループ番号

①計算条件等の確認

地域区分	□ 1地均	或 🗆	2地域		3 地域	4 地域
	□ 5地均	或 □	6地域		7 地域	8 地域
建築物の構造	□ 木造	(口軸	組工法	□壁組□	[法)	
	□ 鉄骨造					
	□ 鉄筋コ	ンクリー	ト造			
	□ その他					
						①のチェック結果⇒[□適 □否]

②外皮平均熱貫流率の確認

イ. 計算結果の確認	□設計 UA≦基準 UA である	
	a. 当該住戸の設計外皮平均熱貫流率	
	設計 UA = []	
	b. 該当する地域区分の基準外皮平均熱貫流率	
,	基準 UA =〔 〕	
ロ. 計算方法の確認	口適切な計算式を用いている	
ハ. 計算内容の確認	□壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認	
	□壁、窓、屋根、床等の部位の熱貫流率の確認	
	②のチェック結果⇒[□適 □召	<u>5]</u>

③冷房期の平均日射熱取得率の確認

イ. 計算結果の確認	□設計 η A≦基準 η A である
	a. 当該住戸の冷房期の設計平均日射熱取得率
	設計 η A $\qquad=$ 〔 〕
	b. 該当する地域区分の基準平均日射熱取得率
	基準ηA = 〔 〕
ロ. 計算方法の確認	口適切な計算式を用いている
ハ. 計算内容の確認	□壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認
	□壁、窓等の部位の面する方位の確認
	□壁、窓、屋根、床等の部位の冷房期の日射熱取得率の確認
	③のチェック結果⇒[□適 □否]

④結露の発生の防止対策の確認

1.	結露の発生の防止対策の確認	□対策が講じられている	⇒チェックシート温熱 11
Π.	熱橋となる部分の断熱補強の確認	□必要な措置が講じられている	⇒チェックシート温熱 11
			④のチェック結果⇒[□適 □否]
			①②③④チェックの結果⇒[□適 □否]

	デー対策チェックシ−ト/設計施工指針(附則)による場合 温熱 Sun ====================================
亥当する住戸ク 適用条件等の 確	
地域区分	□ 1地域 □ 2地域 □ 3地域 □ 4地域 □ 5地域 □ 6地域 □ 7地域 □ 8地域
建築物の構造	□ 木造 (□軸組工法 □壁組工法)□ 鉄骨造□ 鉄筋コンクリート造□ その他
適用条件	□ 外皮等面積の合計に占める開口部面積の合計の割合が、住宅の種類及び地域区分に応じ、 適切である□ 鉄筋コンクリート造等の住宅において、当該住戸の外気に接する床等の割合が適切である
	①のチェック結果⇒[□適 □否]
	壁 末 (口外気に接する部分 口外気に通ずる床裏に接する部分) 上間床等の外周部 (口外気に接する部分 口外気に通ずる床裏に接する部分) 開口部
	②のチェック結果⇒[□適 □否]
□ 躯体の断熱性	の断熱性能等の仕様への適合の確認 能等に関する基準に適合している。 性能等に関する基準に適合している
	③のチェック結果⇒[□適 □否]
	5 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
④結露の発生の防	近対策の確認

イ. ロ.	 □対策が講じられている □必要な措置が講じられている	⇒チェックシート温熱 11 ⇒チェックシート温熱 11
		④のチェック結果⇒[□適 □否]
		(1)(2)(3)(4)チェックの結果⇒[口適 口否]

6	省エネルギー	-対策チェックシ	~ト/共通/結露防止	• 熱橋部対策	温熱	热1:
亥	当する住戸グル	レープ番号:				

結露の発生の防止対策の確認 a. 防湿層の設置等

項目		確認項目	適	否	
イ. 防湿層の設置	a. 繊維系断熱材等を	口防湿層の設置			
	使用する場合	口防湿層設置が省略できる措置の実施			
	b. 上記以外の場合	□ —			
ロ. 通気層の確保	b. 屋根又は外壁	□断熱層の外気側への通気層の設置			
		口通気層設置が省略できる措置の実施			
備考:繊維系断熱材	備考:繊維系断熱材等はグラスウール、ロックウール、セルロースファイバー等の繊維系断熱材、				
その他これらり	こ類する透湿抵抗の小さ	い断熱材をいう。			
a. のチェック結果⇒[口適 口否]					

b. 熱橋部分の断熱補強対策

The state of the s					
項目	住宅の種類等		確認項目	適	否
	a. R C造等で、	i)内断熱工法	□床、間仕切壁の両面に、基準値(補強範囲、熱抵		
	床、間仕切壁等		抗値)以上となるよう断熱補強を行っている		
	が断熱層を貫	ii)外断熱工法	□床、間仕切壁の両面に、基準値(補強範囲、熱抵		
	通する場合		抗値)以上となるよう断熱補強を行っている		
	b. 上記以外の場1	合	□—		
備考:構造熱	備考:構造熱橋部の断熱補強の必要厚さ等の基準は参考資料12				
b. のチェック結果⇒[口適 口否]					

c. 室内空気の断熱材とコンクリート躯体の境界への流入防止

項目	確認項目	適	否
内断熱工法により施工する鉄	□断熱材をコンクリート躯体に全面密着させる等の措置]	
筋コンクリート造等の住宅			ш

長期優良住宅 認定マニュアル

平成 21 年 5 月 18 日 第 1 版発行 平成 21 年 7 月 29 日 第 2 版発行 平成 22 年 8 月 25 日 第 3 版発行 平成 26 年 2 月 25 日 第 4 版発行

監修 国土交通省住宅局住宅生産課 発行 一般社団法人 住宅性能評価·表示協会

本書の作成にあたっては、

「住宅性能表示制度 設計住宅性能評価マニュアル (発行サンパートナーズ (株))」より一部引用・転載しております。